

官報

號外 昭和八年三月二十六日

第六十四回 貴族院議事速記録第三十一號

昭和八年三月二十五日(土曜日)午前十時十 八分開議 第三十一號	議事日程 第三十一號	昭和八年三月二十五日 午前十時開議
第一 請願委員長報告	第二 昭和八年度一般會計歲出ノ財源 ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法 律案(政府提出、衆議院送付)	第一 請願委員長報告
第三 日本製鐵株式會社法案(政府提出、衆議院送付)	第四 製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	第一 請願委員長報告
第五 農村負債整理組合法案(政府提出、衆議院送付)	第六 農村負債整理組合法案(政府提出、衆議院送付)	第一 請願委員長報告
第七 法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)	第八 南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)	第一 請願委員長報告
第九 刑事訴訟法中改正法律案(衆第二十四號)(衆議院提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)		

樺太地方鐵道補助法中改正法律案 輸出絹織物取締法中改正法律案 兒童虐待防止法案 同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ 昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第二 號)	同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提 出案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付セリ 恩給法中改正法律案 同日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 皇大神宮奉齋ニ關スル建議案(公爵一條 實孝君外十一名發議)	○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ會議ヲ開 キマス ○子爵池田政時君 此際日程ヲ變更セラ レ、日程第六、第七ノ兩案ヲ劈頭ニ、引續 イテ日程第十一ヲ上程審議アラムコトノ動 議ヲ提出イタシマス
○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ會議ヲ開 キマス ○子爵池田政時君 此際日程ヲ變更セラ レ、日程第六、第七ノ兩案ヲ劈頭ニ、引續 イテ日程第十一ヲ上程審議アラムコトノ動 議ヲ提出イタシマス	同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提 出案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付セリ 恩給法中改正法律案 同日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 皇大神宮奉齋ニ關スル建議案(公爵一條 實孝君外十一名發議)	○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕	同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提 出案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付セリ 恩給法中改正法律案 同日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 皇大神宮奉齋ニ關スル建議案(公爵一條 實孝君外十一名發議)	○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕	同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提 出案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付セリ 恩給法中改正法律案 同日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 皇大神宮奉齋ニ關スル建議案(公爵一條 實孝君外十一名發議)	○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕	同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提 出案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付セリ 恩給法中改正法律案 同日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ 皇大神宮奉齋ニ關スル建議案(公爵一條 實孝君外十一名發議)	○議長(公爵德川家達君) 池田子爵ノ議事 日程變更ノ動議ニハ御異議ゴザイマセヌカ 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

免官、免職、除名又ハ業務禁止後二年ヲ經過セザル者

四 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

五 禁治產者又ハ準禁治產者

六 締護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモニ

七 個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ但

シ他ノ締護士事務所ニ於テ共同シテ執

コトヲ妨げズ

務スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ締護士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ懲役又ハ一年以上ノ禁錮

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ締護士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ懲役又ハ一年以上ノ禁錮

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ締護士タル者ト看做ス

從前ノ規定ニ依リテ締護士名簿ノ登録ハ之ヲ本法ニ依ル締護士名簿ノ登録ト看做ス

本法施行ノ際現ニ締護士會ニ加入シ居ラザル締護士ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三

月内ニ從前ノ例ニ依リテ締護士會ニ加入スルニ非ザレバ其ノ登録ハ效力ヲ失フ

本法施行ノ際現ニ締護士會ニ加入シ居ラザル締護士ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三

月内ニ從前ノ例ニ依リテ締護士會ニ加入スルニ至ル迄ハ仍從前ノ例ニ依ル但

シ締護士名簿登録及登録換ノ請求ノ進達ニ關シテハ本法ニ依ル

本法施行ノ際現ニ存スル締護士會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内ニ本法ニ依ル締護士及設立ノ年月日ヲ告示スベシ

前項ノ規定ニ依リテ締護士會成立シタルトキハ舊締護士會ノ會員ハ當然新締護士

會ノ會員ト爲リ舊締護士會ニ屬シタル權利義務ハ新締護士會之ヲ承繼ス

本法施行ノ際現ニ二個以上ノ事務所ヲ有スル締護士ハ本法施行ノ日ヨリ六月内ニ限リ之ヲ存續スルコトヲ得

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報

告候也

昭和八年三月二十四日

委員長 子爵渡邊 千冬

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵渡邊千冬君演壇ニ登ル〕

○子爵渡邊千冬君 只今上程セラレマシタ

締護士法改正法律案及法律事務ノ取扱ノ取締ニ關スル法律案ニ付テ特別委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上ダマス、先づ締護士法改正法律案ニ付テ申上ダマスレバ、此法

締護士法改正法律案ニ付テ申上ダマスレバ、此法

及現今ノ複雜化イタシマシタ法制ヲ解釋シ之ヲ適用スルニ付キマシテハ、單ニ一回ノ

コトヲ得ズトアリマスノニ之ニ但書ヲ加ヘマ

スル締護士事務所ニ於テ共同シテ「但シ他ノ締護士事務所ニ付テ申上ダマス」ト修正

コトヲ得ズトアリマス、其他ノ修正ハ御手

ヲ致シタノデアリマス、次ニ法律事務取扱ノ取締

ニ關スル法律案ニ付テ申上ダマス、右ハ

非締護士ノ取締ヲ主眼モノニアリマシテ、ヲ有シ、其他締護士會トシテ幾多ノ事務ヲ

處理シテ居タノデアリマシテ、實質的ニハ

ノデアリマスガ、法律上ニ於テハ人格ヲ有シ、

ヲ有シ、其他締護士會トシテ幾多ノ修正ガア

リマス、其他大體ニ於テ判事檢事ト同一ノ

資格タルコトヲ原則ト致シタノデアリマス、

次ニ締護士會ニ付テ申上ダマスト、此法律案ニ於キマシテハ締護士會ヲ公法人ト致シ

タコトデアルノデアリマス、從來モ締護士

會ハ存在イタシテ居リマシテ、相當ノ財產

ノデアリマスガ、法律上ニ於テハ人格ヲ有シ、

ヲ有シ、其他締護士會トシテ幾多ノ修正ガア

リマス、其他大體ニ於テ判事檢事ト同一ノ

資格タルコトヲ原則ト致シタノデアリマス、

次ニ法律事務取扱ノ取締

ニ付テ申上ダマス、右ハ

非締護士ノ取締ヲ主眼モノニアリマシテ、

テ、非締護士ガ他人間ノ訴訟事件ニ關シ、又

ハ他人間ノ非訟事件ノ紛議ニ關シマシテ、

ニ關スル法律案ニ付テ申上ダマス、右ハ

非締護士ノ取締ヲ主眼モノニアリマシテ、却テ他

人間ノ紛訟ヲ助長セシムルヤウナ弊ヲ取締

ニ關スル法律案ニ付テ申上ダマス、然ルニ本案

ハ多年ノ要望ヲ以テ正當ノ事由アルモノト

致シ、之ニ法人格ヲ認メタノデアリマス、

之ニ伴ヒマシテ締護士會ノ自治統轄上必要

ノ能力ヲ有スル成年ノ男子ニ限ラレテ

(副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ク)

其他從來ノ締護士會ハ各地方裁判所檢事正

ノ監督ノ下ニアーフタノデアリマスガ、改正

案ニ於キマシテハ司法大臣ノ直接監督ノ下

ニ置クコトニナッタノデアリマス、尙ホ是等

ノ改正ニ伴ヒマシテ、整理的ニ改正セラ

レタ箇所モアルノデアリマスガ、ソレ

ガアーフタノデアリマスガ、政府ハ第五條第一號ノ、「禁

錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」トアルノヲ、

「懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」ト爲シタ點、及ビ之ニ關聯スル修正ハ、

ハ審査ニ先ダチマシテ、委員長ヨリ政府ニ

ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテ、

僅カノ修正ガアーフタノデアリマスガ、皆政府

ノ同意ヲ得テ居ルノデアリマス、本委員會

ラムトスルニアルノデアリマス、此法律案ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテ、

僅カノ修正ガアーフタノデアリマスガ、皆政府

ノ同意ヲ得テ居ルノデアリマス、本委員會

ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテ、

對シ、此兩法律案ニ對スル衆議院ノ修正ニ

ハ、同意シタノデアルカ否ヤヲ確カメタノ

デアリマスガ、政府ハ第五條第一號ノ、「禁

錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」トアルノヲ、

「懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」ト爲シタ點、及ビ之ニ關聯スル修正ハ、

ハ審査ニ先ダチマシテ、委員長ヨリ政府ニ

ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテ、

對シ、此兩法律案ニ對スル衆議院ノ修正ニ

ハ、同意シタノデアルカ否ヤヲ確カメタノ

デアリマスガ、政府ハ第五條第一號ノ、「禁

錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」トアルノヲ、

「懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」ト修正ヲ致シタノデアリマスガ、即チ

トキハ舊締護士會成立シタル

トキハ舊締護士會成立シタル

トキハ舊締護士會成立シタル

トキハ舊締護士會成立シタル

トキハ舊締護士會成立シタル

トキハ舊締護士會成立シタル

會ニ於キマシテハ幾多ノ質問ガアリマシタガ、
其中主要ナル點ヲ申上ダマスト、司法大臣
ノ監督權ノ作用ト致シマシテ、衆議院デハ、
司法大臣ガ辯護士會ニ解散ヲ命ジ得ルト云
フ其規定ヲ削除イタシタノデアリマスガ、
之ニ付テ斯ノ如キ規定ヲ存シテ置クコトハ
必要デハナイカ、例ヘバ辯護士會ノ會員全
部ガ法令ニ於テ取締ヲ要スルヤウナ、或種
ノ傾向ヲ有スルニ至リト假定シタ場合ニ、
之ヲ解散シ得ザルガ如キハ觀念上不相當デ
ハナイカ、又辯護士事務所ニ付キマシテ、
他ノ辯護士事務所ト共同執務スル場所モ事
務所ト認メルト云フコトハ、種々不合理ナ
コトニナルデハナイカ、辯護士ハ如何ナル
名義ヲ以テモ二個以上ノ事務所ヲ設ケルコ
トガ出來ナイト云フ規定ガアルノデアリマ
スガ、其規定ノ精神ト反シテ居ルデハナイ
カト云フヤウナコトヲ、指摘質問イタシタ
ノデアリマス、之ニ對シ政府當局ハ、公法
人ニ付テハ主務大臣ニ於テ、之ニ解散ヲ命
ジ得ル規定ガ存在シテ居ルト云フコトハ是
ハ原則デアルケレドモ、辯護士會ハ一般ノ
公法人ニ較ベテ特殊のデアルノミナラズ、
辯護士會ニ解散ヲ命ズル場合ノ如キハ事實
上想像シ得ラレナイ所デアル、且ツ辯護士
會ガ解散スル場合ハ辯護士ノ登録モ取消ス
コトニナラテ、辯護士ノ存在ヲ失フト云フコ
トニナリ、一地方裁判所管内ニ辯護士會ガ
唯一ツノミアル場合ニ於テハ、辯護士會ノ
解散ト共ニ其管内ニ辯護士方一人モ存在
セザルコトニナリマシテ、訴訟ノ遲延ヲ來
タス等種々不都合ヲ生ズル虞モアリ、旁
事實上ハ修正ノ通りニシテ監督上少シモ缺
クル所ガナイト云フコトヲ信ズルト云フコ
トデアリマシタ、又辯護士事務所ニ付テハ
共同執務場所ハ之ヲ事務所トハ認メナイ、
唯事務所ニ準ジテ法律事務ノ取扱ヲ爲スト
云フコトヲ云フ聲明ヲ得タノデアリマス、
マス、討議ニ入リマシテ一委員ヨリ修正ノ
動議ガ提出セラレタノデアリマス、其一ツ

八第五條第一號ノ「懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」トアルヲ、政府原案通り「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」ト修正スルコトアリマス、其理由ノ要點ハ本法ノ制定ニ依リマシテ辯護士ノ地位ヲ向上セシメムトスルニ當^ハテ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレテモ其刑ガ一年以下デアレバ失格シナイト云フガ如キコトハ、本法ノ精神ニ反スルノミナラズ、政府ガ衆議院ノ修正ニ同意シナインハ甚^ダ當然ノコトデアラテ、殊ニ此法案ニ於キマシテハ辯護士會ノ監督ヲ司法大臣ガ自カラスルト云フガ如キ、監督權ヲ最モ慎重ニ發動セシメムトスル其時ニ當^ハテ、法律事務ヲ取扱フコトヲ其職務ト致シテ居ル辯護士ノ失格條件ヲ緩和スルト云フガ如キ企圖ハ、斷然同意スルコトガ出來ナイト云フノデアリマス、次ニ第十八條第二項ノ但書ノ「他」ノ辯護士事務所ニ於テ共同シテ執務スル場合ハ此ノ限ニ在ラズト云フ其衆議院ノ修正ハ、本條第二項ノ「如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設ケルコトヲ得ズ」ト云フ精神ト全ク相背反スルヤウニ解釋セラルルノミナラズ、此但書ヲ附加ヘタ其精神モ之ヲ想像イタシテ見マスルニ、他ノ辯護士事務所ニ於テ繼續的ニ執務ト信ズルカラ、事務所ハ二個以上設置スルコトヲ許サズシテ、而モ衆議院ニ於ケル修正ノ目的ヲ達成セシムル爲ニモ但書ヲ改メマシテ、「但シ他ノ辯護士事務所ニ於テ執務スルコトヲ妨げズ」ト改メタイト云フ修正意見デアリマス、之ニ對シ第五條第一號ノ修正意見ニ對シマシテハ、只今申述べマシタ理由ノ外ニ先刻申述べマシタ通り、辯護士試補タル爲ニ必要ナル成規ノ試験ハ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ其受驗資格ヲ有セザルニ拘ラズ、辯護士タルニハ其條

件ヲ寛大ニスルハイケナイト云フ政府當局ノ主張モ大イニ理由ガアルカラ、此修正意見ニハ同意スルト云フ意見モアタノデアリマス、又第十八條ニ於キマシテヘ修正意見ニ賛成ノ意見ガアリマシテ、此二箇條ノ修正ガ全會一致ヲ以て成立イタシタノデアリマス、之ニ於キマシテ第五條ノ修正ノ結果附則第三項ニ於キマシテモ、矢張リ「二年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」トアルノヲ唯「禁錮ニ處セラレタル者」ト改メ「懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」トアルノヲ「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者」ト政府原案通りニ修正セラレタノデアリマス、其他ハ總て衆議院送付ノ原案通りニ可決確定イタシタノデアリマス、法律事務取締ニ關スル法律案ハ何等ノ修正ナク、衆議院送付ノ原案通り可決確定イタシマシタ、右御報告申上げマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 欄案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○子爵戸澤正己君 賛成

○副議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイモノ認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵戸澤正己君 賛成

○副議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ御異議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイモノ認メマス

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○副議長(公爵近衛文麿君) ニ御異存ゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(公爵近衛文麿君)	西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ	
○副議長(公爵近衛文麿君)	御異議ナイト認メマス
○副議長(公爵近衛文麿君)	第一讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ
ニ供シマス、一條公爵	「異議ナシ」ト呼フ者アリ
皇太神宮奉齋ニ關スル建議案	
右貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也	
昭和八年三月二十四日	
發議者	
公爵一條實孝	侯爵佐佐木行忠
伯爵松木宗隆	子爵青木信光
子爵毛利元恒	内田重成
男爵千秋季隆	男爵稻田昌植
藤田四郎	菅原通敬
馬場鍊一	金杉英五郎
贊成者	
公爵鷹司信輔	公爵山縣有道
公爵伊藤博精	侯爵細川護立
侯爵中御門經恭	侯爵德川賴貞
伯爵川村鐵太郎	伯爵柳原義光
伯爵松平賴壽	伯爵二荒芳徳
伯爵橋本實斐	子爵梅小路定行
子爵冷泉爲勇	子爵西大路吉光
子爵渡邊千冬	子爵白川資長
子爵清岡長言	子爵野村益三
子爵今城	子爵片桐貞央
子爵加藤泰通	子爵吉田清風
子爵立見豐丸	子爵立花種忠
子爵秋月種英	子爵岡部長景
子爵大河内輝耕	子爵堀井伊直方
子爵井伊直方	子爵三室戸敬光

松岡潤吉 潤川彌右衛門
貴族院議長公爵徳川家達殿

靈地ヲ中心トシテ、一層奉齋ノ諸施設ヲ完成シ、以テ益、忠君愛國ノ國民精神ヲ鼓舞作興シ、（明治二十二年）

皇大神宮奉齋ニ闢スル建議
我カ國民的神精神ト建國ノ歴史トニ鑑ミ皇
祖皇大神宮奉齋ノ御事ニ至リテハ更ニ施
設ノ完璧ヲ期スルノ要アルヲ認ム政府ハ
宜シク之カ方策ヲ調査研究シ速ニ其ノ達
成ヲ期セラレムコトヲ望ム

〔公爵一條實孝君演壇ニ登ル〕

○議長(公爵徳川家達君) 是ニハ發言ノ通
告ガゴザイマヌカラ許ンマヌ、三室ニ子爵

皇祖 皇太神宮奉齋ニ關スル建議案ニ
付キマシテハ、建議ノ本文ニ依リ事柄ハ明
白デアリマスルガ、發議者ノ一人ト致シマ
ンテ、簡単ニ一言申述ベタイト存ジマス、
今ヤ我國ハ文字通リノ非常時デアリマス、
内ハ思想ノ動搖、財政經濟ノ行詰リ、外ハ
國際的孤立、内外共ニ此大難局ニ直面シテ
如何ニ處スベキヤ、邦家ノ前途眞ニ憂慮ニ

〔子爵三室戸敬光君演壇ニ登る〕
○子爵三室戸敬光君 演壇ニ登る
　只今上程サレマシタ
　ル建議案ニ付キマシテ、私ハ衷心ヨリ賛成ノ
意ヲ表スル者デゴザイマス、ソレニ付キマ
シテ聊カ所感ヲ陳述スルコトノ御許シヲ得
タノムデゴザイマス、謹デ按ジマスルニ、
宮ト皇居トハ上古ニ於キマシテハ同殿同圭
其所ヲニ遊バサレマシタガ、崇神ノ御下

堪ヘザル所デアリマス、此時ニ當リマシテ、我ミ大和民族ノ傳統的意識ニ一大衝動ヲ與ヘ、我ミラシテ勇氣百倍前途ノ大光明ヲ認メシムモノハ、畏クモ皇祖、皇大神ヲ信仰シ奉ル所ノ一大靈感ノ閃キデアリマス、弘安ノ昔、畏クモ龜山上皇御身ヲ以テ、國難ニ代ハラセ給ハムト御祈願アラセ給フタ大御心、悲壯ナル御覺悟ヲ偲ビ奉リ、恐レナガラ今日是ト同ジ心、同ジ覺悟ヲ以テ謹ミテ、皇祖、皇大神ノ御加護ヲ祈願シ奉ル一大信念ノ下ニ、國ヲ擧ゲテ忠實勤勉能ク艱難ニ耐ヘ、缺乏ヲ凌ギ、一身至誠ノ勤キガ、全國ノ津々浦々マデ漲ケルコトヲ得マシタナラバ、茲ニ始メテ新興大日本ノ基礎ヲ大磐石ノ如ク、雷ニ克ク現下ノ難局ヲ打開シ得ルノミナラズ、益、皇室ノ御繁榮、國光ノ宣揚ヲ拜シ奉ルコトハ疑フノ餘地ナインデアリマス、即チ、皇祖、皇大神靈ノ鎮座坐シマス伊勢ノ靈地、此

ニ至リマシテ御敬神ノ大御心ヨリ、其御御
チヲ生ジタコトハ歴史ノ上ニ於キマシテ、
又現實共私ガ承リ及ンデ居ル次第デゴザリ
マス、即チ斯様ナ次第デゴザリマスルニ
ラ、神宮ト皇居トハニシテ、又ニニシテ
テ二ト申上ゲテモ差支ナカラウト考ヘ
ス、斯様ナ次第デアリマスルガ故ニ、神宮
ノ在ル所即チ帝都、皇居ノ在ル所即チ神都
ト致シマシテ、私共國民ハ國ヲ舉ゲ、民ニ
舉リテ敬虔ノ誠ヲ致シ、其御稜威ト御尊
ニ欽仰シ奉ル次第デゴザイマス、故ニ私共
ハ神都ニ參拜イタシマシテ、其刹那ニ於キ
マシテ幾度參拜イタシマシテモ、其尊サ、左
難サ、自ラ頭ハ下リ涙サヘ滲ミ出ルヤウ
ナ次第デゴザリマス、只今一條公爵、
理由ノ御説明ニモゴザリマシタ如ク、
ハ思想ノ動搖、財政經濟ノ行詰リ、外
國際的孤立ニ陥ラムトスルヤウナ大國
ノ到來イタシテ居ル時機デゴザイマス、併
ナガラ我國民ハ傳統的ニ、斯カル國難ノ

デゴザイマス、此事ハ同僚ノ毛利子爵が強
キ信念ヲ有テ居ラレマシテ、私共ニモ御話
ガアフタノデゴザイマス、今日時間ガアレバ
同君モ起タレルノデアリマスガ、今日ガ今
日デアリマスルカラ、斯様ナコトデアフタ
ト申スコトヲ私カラ御紹介申上げマス、次
ハ伊勢内外宮ニ御直屬ノ別宮デゴザイマス、
別宮ハ其數ガ十四ゴザイマシテ、何レモ尊
キ神ニデゴザイマス、帝室ノ御扱モ此別宮
ニ付キマシテハ臨時ノ御祭、恒例ノ御祭、
奉幣、御造營ノコトハ本宮ニ準ジテ遊バサ
レル大切ナ御宮デゴザイマス、併シ此御宮
ニ對スル國民ノ意識ガ甚ダ不十分デアリマ
ス、又申上ゲテハ失禮デアリマスルガ、國
家ガ之ニ對シテ我ニニ認識ヲ深メル爲ノ御
仕事モ必シモ徹底イタシテ居ラヌト思フノ
デアリマス、其三ツ四ツノ別宮ハ畏クモ
天照大神ノ荒魂ヲ御祀リ申上ゲテ居ルヤウ
ナ次第デアリマス、攝津ノ西宮附近ニアル
同ジ天照大神ノ荒魂ヲ御祀リ申上げテ居ル

デゴザイマス、此事ハ同僚ノ毛利子爵が強
キ信念ヲ有テ居ラレマシテ、私共ニモ御話
ガアフタノデゴザイマス、今日時間ガアレバ
同君モ起タレルノデアリマスガ、今日ガ今
日デアリマスルカラ、斯様ナコトデアフタ
ト申スコトヲ私カラ御紹介申上ゲマス、次
ハ伊勢内外宮ニ御直屬ノ別宮デゴザイマス、
別宮ハ其數ガ十四ゴザイマシテ、何レモ尊
キ神ニデゴザイマス、帝室ノ御坂モ此別宮
ニ付キマシテハ臨時ノ御祭、恒例ノ御祭、
奉幣、御造營ノコトハ本宮ニ準ジテ遊バサ
レル大切ナ御宮デゴザイマス、併シ此御宮
ニ對スル國民ノ意識ガ甚ダ不十分デアリマ
ス、又申上ゲテハ失禮デアリマスルガ、國
家ガ之ニ對シテ我ニニ認識ヲ深メル爲ノ御
仕事モ必シモ徹底イタシテ居ラヌト思フノ
デアリマス、其三ツ四ツノ別宮ハ畏クモ
天照大神ノ荒魂ヲ御祀リ申上ゲテ居ルヤウ
ナ次第デアリマス、攝津ノ西宮附近ニアール
同ジ天照大神ノ荒魂ヲ御祀リ申上ゲテ居ル

廣田神社ハ官幣大社デアラセラレルノデアリマス、若シ別宮ニアラズシテ獨立ノ御宮ニアラタナラバ、必ズ左様ニ御定メニナルカト恐察イタス次第ゴザイマス、斯様ナ次第デアリマスカラ此別宮ト云フモノニ對スル國民的意識ガモウ少シハキリナルヤウニ、何等カノ方法ガ講ゼラレルナラバ誠ニ結構ナコトト考ヘル次第ゴザイマス、次第ハ神宮ノ御境域ノ擴張デゴザイマス、御境域ハ後ニ大キイ山ヲ負フテ居リマスカラ大ガアラウカト考ヘラレルノデゴザイマス、又五極ク少イノデゴザイマス、參道モ一本デゴザイマス、是等ハ何トカ致シマシテ今少シ方注ガアラウカト考ヘラレルノデゴザイマス、又五キコトハ清クゴザイマスルガ、尙ホ一層清十鈴川ノ流ハ昔ヨリ天壤無窮ノ國體ノ永遠ナルニ譬ヘマシテ、流レ盡キセナイムト我我ハ申シテ居ルノデゴザイマス、其川ハ清キコトハ清クゴザイマスルガ、尙ホ一層清メル必要ガアラウト考ヘマス、又神宮ノ御直屬ノ御山、即チ神路山其他ニ至リマシテハ、往昔ハ此山カラ產出イタシマスル所ノ材ヲ以チマシテ、御造營ノ材ニ供セラレタムヲ承テ居リマス、今日ハ木曾ノ御料林ヨリ之ガ御用ニ充テラレルヤウデアリマスガ其近クニソレダケノ山ガアルノデアリマスガ故ニ、此山カラモ斯様ナ材ガ搬出サレ得ルヤウナ方法ヲ、今日ニ講ジテ置クト云フコトモ必要デアラウカニ考ヘルノデゴザイマス、又神宮ハ御承知ノ通り今日ト申シマス、シテモ、所謂衛士ト云フモノガ御守リ申上ゲテ居ルノデアリマスガ、時勢ノ進運、社會ノ狀勢カラ考ヘマシテ、御威嚴ヲ彌増ヌ上カラ考ヘマシテモ、唯衛士ノ御守リ申上ゲテ居ルニ止メズ、軍隊ガ御守リ申上ゲルト云フヤウナコトモ考ヘ得ルノデゴザイマス、又最初ニ私ガ申上ゲマシタル如ク神宮ノ在ス所、即チ神都デアリマスルカラ、此御膝元デアル所ノ宇治山田市ト云フモノヲ、今少シ神都タル都ノヤウニ計畫スルモノアリマス、其方法等ニ付キマル

シテハ今直ニ斯ク／＼ト決スル譯ニハ參リ
マスマイガ、考ヘテ見マスレバ今申上ゲタ
個々ノ事柄ハ、何レモ重要ナルコトト存ズ
ルノデアリマス、茲ニ於キマシテ是等ニ對
シテ如何ニ處置ヲ致シテ宜シイモノデゴザ
イマスルカ、是ハ最モ大切ナモノデアリマ
スルカラ、一人二人ノ意見ニ依テ國家千
年ノ策ヲ定メルト云フ譯ニハ參リセヌカラ
、ドウゾ政府ニ於カレマシテ取急ガレ
テ、斯カル事柄、尙ホ是ヨリ生ズル所ノ幾
多ノ事柄ニ付キマシテ、慎重研究ヲサレル
所ノ調査機關様ノモノヲ御設ケニナリマシ
テ、其結果ニ基イテ直ニ其實現ヲ見ルヤウ
ニ致サレタイノデゴザイマス、先日當議場
ニ於キマシテ先輩タル阪谷男爵ガ、來ルキ
昭和十五年、即チ皇紀二千六百年ヲ記念ス
ル爲ニ非常ニ意義アル御發言ガゴザイマシ
タ、私共ハソレ等ノコトト相共ニ關聯イタ
シマシテ、本建議案ノ趣旨ヲ十分政府ニ於
テ之ヲ御得ニナリマシテ、其設備、其方法等ヲ
此機會ニ於テ講ゼラレムコトヲ切望シ、
満腔ノ熱誠ヲ捧ゲマシテ本建議案ニ贊
成ヲ申上ゲル次第ゴザイマス、尙ホ此機
會ニ於キマシテ總理大臣ヨリ此件ニ關シテ
シマシテ、御所見ヲ伺フコトガ出來マシタナラバ、一
段ト光榮ニ考ヘル次第ゴザイマス
(國務大臣子爵齊藤實君演壇ニ登ル)
○國務大臣(子爵齊藤實君) 本案ニ付キマ
シテハ、政府ニ於キマシテモ篤ト研究ヲ致
シマシテ、御期待ニ成ルベク副フヤウニ致
シタイト云フ考ヲ持テ居リマス
○議長(公爵徳川家達君) 他ニ發言モナイ
ト認メマスカラ本建議案ニ付テ採決ヲ致シ
マス、建議案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
(總員起立)

○子爵清岡長言君演壇ニ登ル
(子爵清岡長言君演壇ニ登ル)
告、即チ昭和八年三月十四日ヨリ三月二十
四日マデノ御報告ヲ致シマス、請願委員會
ハ三月十七日、三月二十日ノ二回開會イタ
シマシタ、請願委員分科會ハ、第一分科會
ハ三月十三日ノ一回、第二分科會ハ三月十
四日ノ一回、第三分科會ハ三月十三日ノ一
回、第四分科會ハ三月十四日、三月十八日
ノ二回、合計五回開會イタシマシタ、請願
文書表報告ハ、第八回ヲ三月十五日ニ、第
九回ヲ三月二十二日ノ二回、請願委員會特
別報告ハ、第五號ヲ三月十七日ニ、第六號
ヲ三月二十日ノ二回イタシマシタ、請願書
受領件數ハ二十三件、之ニ連署イタシテ居
リマスル人名數ハ八千百九十四名デゴザイ
マス、次ニ審査ノ經過及結果ヲ御報告イタ
シマス、第二回委員長報告ノ際文書表ニ未
掲載ノ件數二十四件、第二回委員長報告後
受領イタシタル件數二十三件、之ヲ合計イ
タシマスルト四十七件デゴザリマス、此
外ニ第二回委員長報告ノ際文書表ニ掲載
シタルモノノ中、審査未了ニ屬スルモノ
百五十六件、之ヲ合計イタシマスルト總
計二百三件ト相成リマス、而シテ之ガ審
査ノ結果、院議ニ付スベシト議決イタシタ
ルモノ、即チ採擇イタシタルモノ五十九件、
院議ニ付スルヲ要セズト議決イタシタルモ
ノ、即チ採擇セズト決シタルモノ九件、而
シテ是ガ請願ハ、第二百二號、第二百十六
號、第二百六十五號、第二百九十三號、第
二百九十五號、第二百九十七號、第二百九
十八號、第二百九十九號、第三百五號ノ九
件デゴザリマス、尙ホ審査未了ニ屬スルモノ
ノ百三十五件デゴザイマス、以上ハ昭和八
年三月二十四日午後四時締切迄ノ御報告デ
ゴザイマス、次ニ請願審査ノ總御報告ヲ致

開キマシテ、合計二十六回デゴザイマス、
請願文書表報告ハ九回、請願委員會特別報
告ハ六回、請願書受領件數三百五十四件、
之ニ連署イタシテ居リマスル人名數ハ四十
六萬九千三百六十七名デゴザリマス、請願
文書表ニ掲載イタシタル件數ハ三百五十四
件、是ガ審査ノ結果、院議ニ付スベシト議
決イタシタルモノ百九十四件、院議ニ付ス
ルヲ要セズト議決イタシタルモノ二十五
件、審査未了ノモノ百三十五件デゴザリマ
ス、以上ハ昭和八年三月二十四日午後四時
締切迄ノ御報告デゴザリマス

ノ理由ヲ説明イタシマス、昭和八年度歳入歳出總豫算及同追加第一號ニ伴フ一般會計歲入不足ノ補填ニ關シマシテハ、既ニ今期

帝國議會ニ於テ之ガ爲公債ヲ發行スルコトヲ得ル法律ノ御協贊ヲ經タノデアリマスルガ、別途提出イタシマシタ同年度歳入歳出

總豫算追加第二號ニ計上セル經費ノ財源ニ付キマシテモ亦、今日ノ場合之ヲ公債ニ依ルノ外アリマセヌノデ、本法律案ヲ提出シタ次第デアリマス、尙ホ本法律案ハ前述ノ

昭和八年度歳入歳出總豫算追加第一號ニ伴フ昭和八年法律第三號中改正法律案ノ公布セラル以前ニ公布イタス必要ガアリマシタ爲、右ノ法律ヲ改正スルノ形式ニ依ラズシテ別ノ法律案ト致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協贊アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 此法律案ニ付テハ政府ヨリ議院法第二十七條但書及第二十八條但書ニ依リ緊急議決ノ要求ニ接シマシタ、就キマシテハ先づニ讀會ノ順序ヲ省略會ノ順序ヲ省略スルコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス(起立者多數)

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス、次ニ委員ノ審査ハ政府ノ要求ニ依リ之ヲ行ハザルコトニ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス(起立者多數)

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、日本製鐵株式會社法案、第四、製鐵業獎勵法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、井上子爵

日本製鐵株式會社法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

貴族院議長公爵徳川家達殿
委員長 子爵井上匡四郎

貴族院議長公爵徳川家達殿
委員長 子爵井上匡四郎

貴族院議長公爵徳川家達殿
委員長 子爵井上匡四郎

昭和八年三月二十四日

貴族院議長公爵徳川家達殿
委員長 子爵井上匡四郎

(子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル)

○子爵井上匡四郎君演壇ニ登ル

ノデアリマスルガ、其保護ヲ必要トセザルヤウニ、進ンデハ其製品ヲ將來ハ海外ニ之ヲ輸出シ得ルヤウナ程度ニ迄發達セシメハト企圖スルコトガ此案ノ趣旨ナノデアリマス、現在日本ノ製鐵業界ガ如何ナル狀態ニアリマスルカト申シマスルト、大戰後一時多量ノ鐵材ノ需要ニ依リマシテ、民間ノ製鐵所ガ勃興イタシタノデアリマス、現在ノシタ所ノ此民間ノ製鐵所ヲ、或統制ノ下ニアリマスルカト申シマスルト云フト、銑鐵製造業ニルカト申シマスルト云フト、銑鐵製造業ニ於キマシテハ官業即チ八幡製鐵所ガ、民業タ日本製鐵株式會社法案及製鐵業獎勵法中改正法律案ノ二案ハ去ル十五日特別委員ニ付託セラレマシテ、翌十六日直ニ正副委員長ノ選舉ヲ終リ、其後日曜祭日ヲ除キマス外ニ於キマシテハ、時間ノ許シマス範圍ニ於キマシテ慎重審議ヲ遂ゲタノデアリマス、漸ク昨日ノ午後ニ至リマシテ本案ハ可決イタスベキモノト多數ヲ以て決定イタシマシタ、只今其委員會ノ中ニ起リマシタ主張ナル質疑應答ニ付テ御報告イタシタイ存ジマス、勿論此質疑應答ハ非常ニ多種多岐ニ亘リテ居リマスルカラ、到底茲ニ全部ヲ網羅シテ御報告イタスコトハ不可能デアリマスルノデ、大體其概要ニ止メルコトヲ御許シヲ願ヒタイト思ヒマス、此原案ノ趣旨ハ其當時商工大臣ヨリ此處ニ御説明ガアリマシタノデアリマスルガ、之ヲ概約イタシマスルノト云フト、要スルニ將來我國ニ於テ安價良質ノ鐵材、鋼材ヲ多量ニ供給スルト云フコトガ目的デアルノデアリマス、将来増加スル所ノ、又增加セネバナラヌ所ノ需要ニ付テ不都合ノナイヤウニ、十分ナル供給ヲ爲シ得ルヤウニ、且又其供給ヲ出來ルダケ廉價ニシ得ルヤウニ、又進ンデ只今迄製鐵業ハ特別ナル國家ノ保護ノ下ニアッタ

ノデアリマスルガ、其保護ヲ必要トセザルヤウニ、進ンデハ其製品ヲ將來ハ海外ニ之ヲ輸出シ得ルヤウナ程度ニ迄發達セシメハト企圖スルコトガ此案ノ趣旨ナノデアリマス、現在日本ノ製鐵業界ガ如何ナル狀態ニアリマスルカト申シマスルト、大戰後一時多量ノ鐵材ノ需要ニ依リマシテ、民間ノ製鐵所ガ勃興イタシタノデアリマス、現在ノシタ所ノ此民間ノ製鐵所ヲ、或統制ノ下ニアリマスルカト申シマスルト云フコトノ必要ヲ感ジマシテ、政府ハ今回此提案ヲ爲シタノデアリマス、即チ右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

ノデアリマスルガ、其保護ヲ必要トセザルヤウニ、進ンデハ其製品ヲ將來ハ海外ニ之ヲ輸出シ得ルヤウナ程度ニ迄發達セシメハト企圖スルコトガ此案ノ趣旨ナノデアリマス、現在日本ノ製鐵業界ガ如何ナル狀態ニアリマスルカト申シマスルト、大戰後一時多量ノ鐵材ノ需要ニ依リマシテ、民間ノ製鐵所ガ勃興イタシタノデアリマス、現在ノシタ所ノ此民間ノ製鐵所ヲ、或統制ノ下ニアリマスルカト申シマスルト云フコトノ必要ヲ感ジマシテ、政府ハ今回此提案ヲ爲シタノデアリマス、即チ右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

ノデアリマスルカト申シマスルト云フコトニ付テノ論議的ノ質問が行ハレテ

案デアルノデアリマス、從テ質問ハ第一ニ民間ノ製鐵業ト政府ノ製鐵所ト合同イタシテ、一ノ半官半民ノ大製鐵會社ヲ作ラシテ、モ種々ノ方面カラ合同ト

ウト云フノガ、第一ノ日本製鐵株式會社ハ此合同問題ニ付テノ質問ガ多々アツノデアリマス、此中ニモ種々ノ方面カラ合同ト

云フコトニ付テノ論議的ノ質問が行ハレテ

案デアルノデアリマス、從テ質問ハ第一ニ民間ノ製鐵業ト政府ノ製鐵所ト合同イタシテ、一ノ半官半民ノ大製鐵會社ヲ作ラシテ、モ種々ノ方面カラ合同ト

ウト云フノガ、第一ノ日本製鐵株式會社ハ此合同問題ニ付テノ質問ガ多々アツノデアリマス、此中ニモ種々ノ方面カラ合同ト

ガ重複イタシマシテ、此統制ガ完全ニ行クコトガ甚ダ困難ナル狀態ニアルノデアリマス、將來ノ完全ナル製鐵業ノ發達イタシマシテ、此民間ノ製鐵業ト政府ノ製鐵所ト合同イタシテ所ノ此民間ノ製鐵所ヲ、或統制ノ下ニアリマスルカト申シマスルト云フコトノ必要ヲ感ジマシテ、政府ハ今回此提案ヲ爲シタノデアリマス、即チ右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

ノデアリマスルガ、其保護ヲ必要トセザルヤウニ、進ンデハ其製品ヲ將來ハ海外ニ之ヲ輸出シ得ルヤウナ程度ニ迄發達セシメハト企圖スルコトガ此案ノ趣旨ナノデアリマス、現在日本ノ製鐵業界ガ如何ナル狀態ニアリマスルカト申シマスルト云フコトノ必要ヲ感ジマシテ、政府ハ今回此提案ヲ爲シタノデアリマス、即チ右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

ノデアリマスルカト申シマスルト云フコトニ付テノ論議的ノ質問が行ハレテ

案デアルノデアリマス、從テ質問ハ第一ニ民間ノ製鐵業ト政府ノ製鐵所ト合同イタシテ、一ノ半官半民ノ大製鐵會社ヲ作ラシテ、モ種々ノ方面カラ合同ト

ウト云フノガ、第一ノ日本製鐵株式會社ハ此合同問題ニ付テノ質問ガ多々アツノデアリマス、此中ニモ種々ノ方面カラ合同ト

云フコトニ付テノ論議的ノ質問が行ハレテ

案デアルノデアリマス、從テ質問ハ第一ニ民間ノ製鐵業ト政府ノ製鐵所ト合同イタシテ、一ノ半官半民ノ大製鐵會社ヲ作ラシテ、モ種々ノ方面カラ合同ト

ウト云フノガ、第一ノ日本製鐵株式會社ハ此合同問題ニ付テノ質問ガ多々アツノデアリマス、此中ニモ種々ノ方面カラ合同ト

必要ニ物ヲ安ク賣リ始メテ參ルノデアリマス、從テ八幡製鐵所モ已ムヲ得ズ不必要以反對ニ需要過多ニシテ供給ノ少ナイ場合、即チ物ノ高イ場合ニ於キマシテハ、民間業者ハ必要以上ニ物ヲ高ク賣リ始メルノデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハ認メナイノデアリマスルガ、八幡製鐵所ガ其場合ニ安ク物ヲ賣リ始メスト云フコトハ、單ニ中間業者ヲ利益スルノミデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハト云フヤウナ狀態ニ在ルノデアリマス、デアリマスルカラ將來ノ發展ヲ企圖イタシマスル爲ニハ、八幡製鐵所自身ノ立場カラハ民業ニ移スト云フコトノ必要ヲ感ジナイノデアリマスルガ、發展ノ上カラハ之ヲ民業ニ移シテ、半官半民ノ會社トシテ統制的ニ活動シ得ル機能ヲ與ヘルト云フコトガ必要デアリマスルガ、又合同ニ關シテ何故民間ノミガ合同スルコトガ出來ナインデアルカト云フヤウナ質問モアルノデアリマス、是ハ現在ニ於テハ、政府ガ民業ヲ保護獎勵シテ居ルノデアリマシテ民業トノ間ニハ或協定ヲ以テ對立シテ居ルノデアリマス、サウデアリマスルカラ現在民業ノミガ合同スルト云フコトニ對スル刺戟ガ少シモナイノデアリマス、現在ノ儘ニ之ヲ置キマシタラ民業ハ決シテ合同スル機運ニハ到底到達スルコトハナイノデアリマシテ、業界ノ過半數ヲ制シテ居ル所ノ八幡製鐵所ガ中心ニナ、テ民業ヲ糾合スルニアラザレバ、合同ノ機運ハ現在ニ於テハ起ラナイト云フ答辯デアリマス、又合同ヲ半官半民ノ會社ニスルコトナクシテ、寧ロ全部ノ製鐵業ヲ官營ニスル方ガ宜イノデハナイカト云フヤウナ合同論モアツタノデアリマス、是ハ一般ノ產業政策トシマシテ政府ノ見ル所ハ、斯ノ如キ重要業ヲ政府ノ官業トシテ、將來永ク經營スルト云フコトハ如何ナモノデアラウカ、斯ノ見ル所ニ於テハ、斯ノ如キモノハ現

在ノ提案ノ如キ半官半民ノ會社トシテ、將來ノ發展ヲ企圖スルコトガ適當デアルト云フ政府ノ見解デアルノデアリマス、又合同ニ反對ニ需要過多ニシテ供給ノ少ナイ場合、即チ物ノ高イ場合ニ於キマシテハ、民間業者ハ必要以上ニ物ヲ高ク賣リ始メルノデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハ認メナイノデアリマスルガ、八幡製鐵所ガ其場合ニ安ク物ヲ賣リ始メスト云フコトハ、單ニ中間業者ヲ利益スルノミデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハト云フヤウナ狀態ニ在ルノデアリマス、デアリマスルカラ將來ノ發展ヲ企圖イタシマスル爲ニハ、八幡製鐵所自身ノ立場カラハ民業ニ移スト云フコトノ必要ヲ感ジナイノデアリマスルガ、發展ノ上カラハ之ヲ民業ニ移シテ、半官半民ノ會社トシテ統制的ニ活動シ得ル機能ヲ與ヘルト云フコトガ必要デアリマスルガ、又合同ニ關シテ何故民間ノミガ合同スルコトガ出來ナインデアルカト云フヤウナ質問モアルノデアリマス、是ハ現在ニ於テハ、政府ガ民業ヲ保護獎勵シテ居ルノデアリマシテ民業トノ間ニハ或協定ヲ以テ對立シテ居ルノデアリマス、サウデアリマスルカラ現在民業ノミガ合同スルト云フコトニ對スル刺戟ガ少シモナイノデアリマス、現在ノ儘ニ之ヲ置キマシタラ民業ハ決シテ合同スル機運ニハ到底到達スルコトハナイノデアリマシテ、業界ノ過半數ヲ制シテ居ル所ノ八幡製鐵所ガ中心ニナ、テ民業ヲ糾合スルニアラザレバ、合同ノ機運ハ現在ニ於テハ起ラナイト云フ答辯デアリマス、又合同ヲ半官半民ノ會社ニスルコトナクシテ、寧ロ全部ノ製鐵業ヲ官營ニスル方ガ宜イノデハナイカト云フヤウナ合同論モアツタノデアリマス、是ハ一般ノ產業政策トシマシテ政府ノ見ル所ハ、斯ノ如キ重要業ヲ政府ノ官業トシテ、將來永ク經營スルト云フコトハ如何ナモノデアラウカ、斯ノ見ル所ニ於テハ、斯ノ如キモノハ現

在ノ提案ノ如キ半官半民ノ會社トシテ、將來ノ發展ヲ企圖スルコトガ適當デアルト云フ政府ノ見解デアルノデアリマス、又合同ニ反對ニ需要過多ニシテ供給ノ少ナイ場合、即チ物ノ高イ場合ニ於キマシテハ、民間業者ハ必要以上ニ物ヲ高ク賣リ始メルノデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハ認メナイノデアリマスルガ、八幡製鐵所ガ其場合ニ安ク物ヲ賣リ始メスト云フコトハ、單ニ中間業者ヲ利益スルノミデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハト云フヤウナ狀態ニ在ルノデアリマス、デアリマスルカラ將來ノ發展ヲ企圖イタシマスル爲ニハ、八幡製鐵所自身ノ立場カラハ民業ニ移スト云フコトノ必要ヲ感ジナイノデアリマスルガ、發展ノ上カラハ之ヲ民業ニ移シテ、半官半民ノ會社トシテ統制的ニ活動シ得ル機能ヲ與ヘルト云フコトガ必要デアリマスルガ、又合同ニ關シテ何故民間ノミガ合同スルコトガ出來ナインデアルカト云フヤウナ質問モアルノデアリマス、是ハ現在ニ於テハ、政府ガ民業ヲ保護獎勵シテ居ルノデアリマシテ民業トノ間ニハ或協定ヲ以テ對立シテ居ルノデアリマス、サウデアリマスルカラ現在民業ノミガ合同スルト云フコトニ對スル刺戟ガ少シモナイノデアリマス、現在ノ儘ニ之ヲ置キマシタラ民業ハ決シテ合同スル機運ニハ到底到達スルコトハナイノデアリマシテ、業界ノ過半數ヲ制シテ居ル所ノ八幡製鐵所ガ中心ニナ、テ民業ヲ糾合スルニアラザレバ、合同ノ機運ハ現在ニ於テハ起ラナイト云フ答辯デアリマス、又合同ヲ半官半民ノ會社ニスルコトナクシテ、寧ロ全部ノ製鐵業ヲ官營ニスル方ガ宜イノデハナイカト云フヤウナ合同論モアツタノデアリマス、是ハ一般ノ產業政策トシマシテ政府ノ見ル所ハ、斯ノ如キ重要業ヲ政府ノ官業トシテ、將來永ク經營スルト云フコトハ如何ナモノデアラウカ、斯ノ見ル所ニ於テハ、斯ノ如キモノハ現

在ノ提案ノ如キ半官半民ノ會社トシテ、將來ノ發展ヲ企圖スルコトガ適當デアルト云フ政府ノ見解デアルノデアリマス、又合同ニ反對ニ需要過多ニシテ供給ノ少ナイ場合、即チ物ノ高イ場合ニ於キマシテハ、民間業者ハ必要以上ニ物ヲ高ク賣リ始メルノデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハ認メナイノデアリマスルガ、八幡製鐵所ガ其場合ニ安ク物ヲ賣リ始メスト云フコトハ、單ニ中間業者ヲ利益スルノミデアリマス、官業ハ之ヲソレ程高ク賣ル必要ハト云フヤウナ狀態ニ在ルノデアリマス、デアリマスルカラ將來ノ發展ヲ企圖イタシマスル爲ニハ、八幡製鐵所自身ノ立場カラハ民業ニ移スト云フコトノ必要ヲ感ジナイノデアリマスルガ、發展ノ上カラハ之ヲ民業ニ移シテ、半官半民ノ會社トシテ統制的ニ活動シ得ル機能ヲ與ヘルト云フコトガ必要デアリマスルガ、又合同ニ關シテ何故民間ノミガ合同スルコトガ出來ナインデアルカト云フヤウナ質問モアルノデアリマス、是ハ現在ニ於テハ、政府ガ民業ヲ保護獎勵シテ居ルノデアリマシテ民業トノ間ニハ或協定ヲ以テ對立シテ居ルノデアリマス、サウデアリマスルカラ現在民業ノミガ合同スルト云フコトニ對スル刺戟ガ少シモナイノデアリマス、現在ノ儘ニ之ヲ置キマシタラ民業ハ決シテ合同スル機運ニハ到底到達スルコトハナイノデアリマシテ、業界ノ過半數ヲ制シテ居ル所ノ八幡製鐵所ガ中心ニナ、テ民業ヲ糾合スルニアラザレバ、合同ノ機運ハ現在ニ於テハ起ラナイト云フ答辯デアリマス、又合同ヲ半官半民ノ會社ニスルコトナクシテ、寧ロ全部ノ製鐵業ヲ官營ニスル方ガ宜イノデハナイカト云フヤウナ合同論モアツタノデアリマス、是ハ一般ノ產業政策トシマシテ政府ノ見ル所ハ、斯ノ如キ重要業ヲ政府ノ官業トシテ、將來永ク經營スルト云フコトハ如何ナモノデアラウカ、斯ノ見ル所ニ於テハ、斯ノ如キモノハ現

ガアリマスルガ、大體此程度ニ止メテ置キマス、會社ノ創立ノ徑路ハドウ云フ風ニナルカ、創立ノ徑路ハ創立委員ト云フモノガ、只今申シマシタ評價審査委員ト云フモノガ出来ルノデアリマス、此創立委員ト云フノハドウ云フ人ヲ以テ任命スルカ、是ハ各省ノ高等官及財界、商工業界ノ有力ナル人ヲ以テ創立委員ニ任命スル、且ツ是ハ相當多數ニ上ボル見込デアル、合同スペキ各會社カラ二三人ノモノヲ此創立委員ニシヤ貴衆兩院議員ヲ以テ之ヲ構成スル、大體二十名以内デアルト云フヤウナ答辯デアタノデアリマス、會社ノ組織ニ付キマシテハ、是亦非常ナル熱心ナル質問ガアタノデアリマス、現在アリマス所ノ一三ノ半官半民ノ會社ハ甚ダ寒心スベキ状態ニアルデハナカ、此製鐵新會社モ將來ハ同ジヤウナ徑路ヲ踏ムノデハナイカ、適切ニ申シマスレバ、政府ノ更迭毎ニ其首腦者ガ更迭スルト云フコトニナルノデハナイカ、之ニ對シテ商工大臣ハ、無線電信株式會社ノ形式ヲ採ル、即チ其社長ハ任命制度デナクシテ認可制度ニ依ル、株主總會ニ於テ社長ヲ選舉シ、其選舉サレタ人ヲ商工大臣が認可スルノデアル、ソレデアルカラ株主ノ意思ガ十分之ニ反映シテ、決シテ將來ニ又サウ云フ不都合ハナイ、又重役ヲ二重制度ニスル、假リニ立法部ト行政部ト申シマシテ、立法部ニ於テハ、大體會社ノ方針ニ付テ立法部ニ於テアル、此立法部ニハ現在ノ民間ノ會社ノ重役ヲ二三人宛納羅スルノデアブテ、政府ハ全體ノ數ノ四分ノ一バカリノ人ヲ此中ニ入レルノデアル、之ニ對シテモ色ニナ議論ヤ

質問ガ行ハレタノデアリマス、政府ノ出資額ハ現在ノ所ニ於キマシテハ、先キノ方程式ニ於テ計算シタ所ニ依リマスト云フト、大體新會社ノ三分ノ二ノ出資額ニナリマシテ、民間ハ三分ノ一ニナルノデアリマス、其三分ノ二ノ出資ヲ爲スモノガ此立法部ニ四分ノ一ダケヨリ代表者ヲ出サヌト云フコトハ、不都合デハナイカト云フヤウナ質問モアタノデアリマス、併ナガラ政府ハ他ニ監督權ヲ有テ居ルノデアルカラ、ソレデ差支ナイグラウト云フ政府ノ答辯デアリマス、此二重組織ニ依テ現在或種ノ半官半民ノ會社ガ陷テ居ルヤウナ弊ニ陷ルコトヲ防止シ得ベシトノ當局ノ聲明デアルノデアリマス、其他鑄石、石炭ノ供給、副產物、附帶事業ニ對スル將來ノ施設、八幡職工ノ給與若クハ能率、將來ノ取扱方ニ對シテノ質問等ガアルノデアリマスガ、是ハ省略イタシマス、次ニ此法案ニ付キマシテ第五條及第十條ノ關係ニ付キマシテノ質問デアリ五條ハ其場合ニ於テハ空文ニ屬スルコトニアル、サウ云フ場合ハ有り得ルガ、政府ハサウ云フ行爲ハシナインデアラウ、併ナガラ五條ハ成立シナイコトニナルノデアリマシテ、國家ノ理論的ニハサウ云フコトガ有り得ルノデアルト云フ政府ノ答辯デアタノデアリマス、方ノ御意見ガ此處ニ發表サレルコトト思ヒマスカラ、私カラ茲ニ御紹介スルコトハ差控ヘマス、採決ニ至リマシテ多數ヲ以テ本案ハ可決スペキモノト決定イタシマシタ、次デ一委員カラ希望決議ノ申出ガアリマシタ、其希望決議ヲ茲ニ讀上げマス。

一、製鐵業合同ニ際シ資産ノ評價ハ極メテ重要ナル關係ニアルヲ以テ之カ評價ヲ公正且合理的ナラシムル爲政府ハ製鐵事業審査委員會ノ構成及資產評價ノ決定ニ關シテ慎重ナル考慮ヲ拂ハレムコトヲ望ム

二、日本製鐵株式會社成立後同社ノ經營宜キヲ制スルニハ之力經營ノ衝ニ膺ル重役其ノ人ヲ得サルヘカラサルハ勿論適材ヲシテ永ク其ノ地位ニ在ラシメ内閣ノ更迭アル毎ニ其ノ人ヲ替フルカ如キ弊害ヲ防止スル爲政府ニ於テ深甚ナル考慮ヲ費サレムコトヲ望ム

三、製鐵合同後ニ於テモ會社ハ技術上ノ試驗研究ニ付十分ナル用意ヲ拂ヒ且陸軍ノ軍需品ニ關スル需要ニ對シ不利不便ナカラシメムコトヲ望ム

此希望決議ヲ採決イタシマシテ多數ノ贊成ヲ得、又商工大臣ハ此希望決議ニ十分副ヤウニスルト云フコトノ言明ヲ得タノデアリマス、次ハ製鐵業獎勵法中改正法律案デアリマスルガ、是ハ國家ガ製鐵業ヲ保護イタシマスル爲ニ、所謂銑鋼一貫作業ニ對シマシテ、其銑鋼ニ對シテ相當ノ補助ヲ與ヘテ居ラタノデアリマス、此新會社が成立イタシマシタ場合ニ於キマシテハ此五條ヲ求メラレマシタ場合ニ於キマシテ、議會ハ之ヲ否決スルコトハ議會ノ自由デアル、否決サレマシタ場合ニ於キマシテハ此五條ハ成立シナイコトニナルノデアリマシテ、國家ノ保護ヲ必要トセザル程度ニ達シ得ルノデアリマスルカラ、此保護ノ規定ヲ改正シヤウト云フ案デアリマシテ、是ハ又多數ヲ以テ既ニ到達セラレルコトニナリマシテ、國家ノ保護ヲ必要トセザル程度ニ達シ得ルノデアリマス、此保護ノ規定ヲ改正シヤウト云フ案デアリマシテ、是ハ又多數ヲ以テ可決セラレルコトニナリマシテ、大略右ヲ以テ報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家達君) 書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス
(小林書記官朗讀)

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)、昭和八年度外國庫ノ負擔ト追加案(特第二號)、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第二號)可決報告書

○議長(公爵徳川家達君) 是ニテ休憩イタシマス、午後ハ一時三十分ヨリ開會イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本日兩院協議委員議長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
醫師法中改正法律案兩院協議會成案成立報告書
(角倉書記官朗讀)

本日兩院協議委員議長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
本日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提辯護士法改正法律案

本日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

産師法案

大正十五年法律第五十二號中改正法律案

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

住宅組合法中改正法律案

本日政府ヨリ左ノ答辯書ヲ受領セリ

貴族院議員公爵近衛文麿君外一名提出補

原農場ニ關スル質問ニ對シ答辯書

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

少年教護法案修正報告書

〔左ノ質問主意書及答辯書ハ朗讀ヲ經

サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス〕

奉天榎原農場ニ關スル質問主意書

一、第五十九回帝國議會ニ於テ貴衆兩院

ハ該農場主榎原政雄提出ノ請願ヲ採擇

シ右土地ハ回収スペキモノト議決セラ

レタリ（附屬書類第一號貴族院ノ意見書参照）政

府ハ此院議ヲ尊重セラル、モノト思惟

ス猶本件ハ國防上考慮スペキモノト思

考ス是ニ對シ政府ノ取ラレタル處置如

何

二、本件土地ヲ回収スペキ理由ニツキテ

ハ昭和六年三月陸軍省小磯軍務局長ガ

貴族院ノ請願委員會ニ於テ詳細説明セ

ラレタルトコロナリ政府ハ是ニ對シ今

日モ意見ノ變更ナキヤ

三、榎原政雄ハ本件土地全部ヲ獻ジテ國

難救濟ノ一助ニ資セントシ右土地ノ全

利益ノ五割ヲ國防ニ、壹割五分ヲ前清

朝皇室正統者ニ、參割五分ヲ日滿青年

教育費其他尊皇興國運動ニ獻ズル條件

ヲ附シ既ニ此土地ヲ安田錦之助中佐ニ

贈與シ以テ國家奉仕ノ誠意ヲ明ニセリ

政府ハ本件土地回収ヲ速成スル意思ナ

キヤ
右議院法第四十八條ニ依リ及質問候也
昭和八年三月十五日
提出者

公爵近衛 文麿 公爵一條 實孝
贊成者

公爵山縣 有道 倭爵大隈 信常

侯爵佐佐木行忠 倭爵德川 賴貞

伯爵柳原 康昌 伯爵松木 宗隆

子爵冷泉 義光 子爵梅小路定行

子爵清閑 爲勇 子爵西四辻公堯

子爵秋月 種英 子爵大河内輝耕

子爵富小路隆直 子爵裏松 友光

子爵秋田 重季 子爵土御門 晴善

子爵松平 康春 子爵綾小路 講

男爵平野 早祥 男爵四條 隆英

男爵稻池 武夫 男爵加藤 成之

男爵山根 健男 久米田新太郎

仲田傳之助 吉田羊治郎

鈴木 幸作

附屬書類第一號

官報號外、昭和六年三月二十七日（六

九二頁所載）

第五十九回 帝國議會貴族院議事速記錄第四十號

帝國議會貴族院議事速記錄第三十四號ノ請

附屬書類第二號
官報號外、昭和六年三月三十一日（三十
七頁所載）
◎衆議院議事速記錄第三十四號ノ請
願
請願特別報告第三七八號
意見書
請願文書表第一〇五九號
○請願
原政雄呈出（紹介議員森田茂君）
榎原農場既得權回復ノ請願
請願委員會ニ於テ説明セラル所ハ該土地
軍事上著目スペキ地點タルコト並該土地
ガ依然日本人ノ手ニ保留セラルコトト
ナラバ化合ナリトノ趣旨ニシテ此點ニ關
シテハ政府ハ今日ニ於テモ意見ノ變更ナ
シ

京都府左京區下鴨泉町六番地 榎原農場
原政雄呈出（紹介議員森田茂君）
ヲ有スル奉天榎原農場ハ面積四千五百餘
萬坪ニ及ヒ奉天城及滿鐵附屬地ヲ包繞シ
帝國滿蒙發展ノ總根據地トシテ無二ノ重
要地タリ然ルニ義ニ支那官憲ノ爲ニ空シ
ク不法占據セラレタルヲ以テ當局ノ保護
ヲ申請スルコト再三ナリシカ未タ支那官
憲ニ對スル之力古有回復ノ手續ヲ取ラサ
ルハ甚々遺憾トスルトコロナリ依テ右既
得權回復ノ爲速ニ適當ノ處置ヲ講セラレ
タシト謂フニアリ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和六年三月二十五日
内閣總理大臣 梶澤幾之輔 實
内閣總理大臣 梶澤幾之輔 實
貴族院議長公爵近衛文麿君外一名提出補
原農場ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候
貴族院議員公爵近衛文麿君外一名
提出補
スル答辯書

昭和八年三月二十五日
内閣總理大臣 梶澤幾之輔 實
外務大臣 伯爵 内田 康哉
陸軍大臣 荒木 貞夫
拓務大臣 永井柳太郎
○議長（公爵近衛文麿君） 是ヨリ午後ノ會
議ヲ開キマス
〔青木周三君發言ノ許可ヲ求ム〕
○議長（公爵近衛文麿君） 青木君ハドウ云
フコトデスカ
○青木周三君 私ハ只今……午前ノ會議ニ
於キマシテ議題トナリマシタ日本製鐵株式

會社法案ニ付テ、委員長ノ報告申ノ分ラヌ
點ヲ、少シク質問イタシタイト思ッテ居リ
マス

○議長(公爵徳川家達君)

青木周三君ハ、

先刻ノ特別委員長ノ報告中ニ不明ノ點ガア

ルカラ、委員長ニ對シテ質疑ヲ爲サリタイ

ト云フ、御希望デスカ

○青木周三君 左様デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマ

ス

○青木周三君 極ク簡単デゴザイマスカラ
此席カラ御許シヲ願ヒタノデアリマス、
命期切迫ノ折柄質問ヲ重ヌルコトハ頗ル遠
慮スベキコトダト考へマスルケレドモ、此
議案ニ對スル委員會ノ議事ハ、マダ速記ガ
參リマセカラ十分ニ知ルコトガ出來マセ
ヌ、甚ダ遺憾デゴザイマスルガ、茲ニツ
質問シタイト思ヒマスル、委員長ノ報告頗
ル簡明デアリマシテ能ク分リマシタコトヲ
感謝イタシマスルガ、其中デ私ガ能ク了解
シ得ナカッタ點ハ、此製鐵株式會社法案ニ於
キマシテ、何等政府ノ出資ノ金額ガ法律ニ
規定シテナイ、其爲ニ將來増資ヲスル場合
ヲ考ヘテ見マスルト云フ、御承知ノ通り
ニ鐵ノ株式ト云フモノハ……鐵ノ値段ト云
フモノハ非常ニ騰落ガ多イ、從テ株式ニ
於キマシテモ相當ニ騰落ガ多イト考ヘラレ
マス、デアリマスカラシテ、或ル場合ニ於
キマシテハ、非常ニ株ノ値段ノ騰貴シタ場
合ニハ、民間ノ株主ハ多クハ増資ヲ希望ス
ル場合ガ多イダラウト思フ、其際ニ若シ政
府ガ矢張リ民間ノ株主ト同一ニ、民間ノ株
式ノ「ブレミアム」ノ附クコトヲ援助シタイ
爲ニ、政府ガ之ニ對シテ増資ノ許可ヲ與ヘ
ル、サウシテ政府モ株式ノ引受ヲスル、
斯ウ云フ場合ヲ想像イタシテ見マスル
ト、此増資ト云フモノニハ政府ガ許可
ヲ與ヘルカラシテ、直チニ其増資ノ效
力ガ生ズル引受ヲスルカラシテ引受ノ義
務ヲ生ズル、斯ウ云フ場合ニ於キマシ

ト、政府ハ其爲ニ豫算ヲ提出スルト云フ
ト、議會ノ豫算協賛權ニ對シテ何等カノ拘

束ヲ與ハヘシナイカ、斯ウ云フ點ガ一ツ

ト、ソレカラ又將來民間ノ株式ト、政府ノ所

有スル所ノ株式ガ、約同數ニ近ヅイタ時ニ、
政府ガ之ニ對シ引受ヲスルコトヲ拒ンダナ

ラバ、法律ニ規定シテアル所ノ、二分ノ一

ノ株式ヲ所有スルコトヲ要スト書イテアル

其「要ス」ト云フ法律ニ對シテ、實行ヲ……

法律ノ命令ニ從ハナクチヤナラヌ場合

ニハ、政府ガ豫算ヲ提出シタ時ニ、議會ノ

同意ガナケレバ之ヲ變更スルコトガ出來ナ

イト云フヤウナ拘束ヲ受ケハシナイカ、斯

ウ云フ質問ガ委員會デアタト云フコトヲ

承ッタシ、新聞デモ稍、ソレニ似タコトガ

書イテアタノデアリマスルガ、ソレニ對ス

ル所ノ政府ノ答辯ニ付テ委員長ノ報告セラ

レタ所ハ、私少シク明瞭ニ了解スルコトヲ

得ナカッタノデアリマス、或ハサウ云フ場合

ニハ、ソレハ豫算ノ拘束……豫算審議權ヲ

拘束ハシナイガ、或ハ第五條ノ二分ノ一ノ

株式ヲ所有スルト云フ法律ガ空文ニ歸スル

デアラウト云フヤウナ答辯ヲシタトモ書イ

テアルシ、或ハ商工大臣ハ、サウ云フ場合

ハアリ得ルカラモ知ラナイケレドモガ稀有ナ

場合デアルカラシテ、此程度ニ於テ満足ス

ルト、斯ウ云フタヤウナ答辯ヲセラレタト

云フヤウナコトモ新聞ニ見エマスル、法律

ヲ制定スル時ニハ總テノ點ヲ考慮シテ、萬

合ニハ、民間ノ株主ハ多クハ増資ヲ希望ス

ル場合ガ多イダラウト思フ、其際ニ若シ政

府ガ矢張リ民間ノ株主ト同一ニ、民間ノ株

式ノ「ブレミアム」ノ附クコトヲ援助シタイ

爲ニ、政府ガ之ニ對シテ増資ノ許可ヲ與ヘ

ル、サウシテ政府モ株式ノ引受ヲスル、
斯ウ云フ場合ヲ想像イタシテ見マスル
ト、此増資ト云フモノニハ政府ガ許可
ヲ與ヘルカラシテ、直チニ其増資ノ效
力ガ生ズル引受ヲスルカラシテ引受ノ義
務ヲ生ズル、斯ウ云フ場合ニ於キマシ

ハスヨリハ、政府ノ當局者カラシテ其點ヲ
明カニセラレムコトヲ希望イタシマス

（國務大臣男爵中島久萬吉君演壇ニ登

ル）

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 只今青木

君カラ、委員會ニ於ケルコトニ關シマシテ

御尋ガゴザイマシタ、此點ハ昨日委員會ニ

於テ多少論議的ナ質疑應答ガゴザイマシ

タ、私ガソレニ對シテ御答申上ゲマシタル

趣旨ハ、成程法律ノ上カラハ今御尋ニ相成

リマシタヤウナ疑義ノ存スル餘地ノアルヤ

ニモ見エマスルケレドモ、此主務大臣デア

リマスル商工大臣ハ同ジク此法案ニ於ケル

財政關係事項ノ主務大臣デアリマスル大藏

大臣トノ交渉及ビ其同意ナクシテ財政關係

事項ニ對スル認可ヲ與フルガ如キコトハ、

事實上想像スルコトガ出來マセヌ所デゴザ

スルカラ、私ガ御答ヘ申上ゲマシタ趣

マス

（國務大臣男爵中島久萬吉君演壇ニ登

ル）

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 私ガ昨日

委員會ニ於テ御答ヘ申上ゲマシタ點ハ、法

律上ノ見解ニ於テハ法制局長官ノ見解ニ同

意イタシマス、唯只今申上ゲマシタ通り

ニ、此法案ノ實行ニ伴ヒマシテ主務大臣デ

ト與フルコトガ出來ヌト思ウテ居リマスニ

ゴザイマスル商工大臣ト致シマシテハ、此

本案ニ於ケル財政關係事項ノ等シク主務大

臣デアリマス所ノ大藏大臣トノ協議其御

同意ナクシテ、財政關係事項ニ對スル認可

ヲ與フルコトガ出來ヌト思ウテ居リマスニ

依テ、其見解ニ依リマシテ昨日事實上想

像シ能ハザル所デアルカラ、先づ本案ノ規

定ハ之ヲ以テ實行上ニ差支ナイモノト認メ

マスル、斯ウ申上ゲタノデアリマス

（國務大臣男爵中島久萬吉君演壇ニ登

ル）

○上山滿之進君 只今ノ御答辯ニ關聯イタ

シマシテ重ネテ御尋ヲ致シタイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマ

ス

○上山滿之進君 此席ヨリ御許シ願ヒマス

ヒマス

○上山滿之進君 商工大臣ハ、昨日ハ成程

質問者ノ言フヤウナ疑義モ生ズル虞レガア

ルケレドモ、事實上サウ云フコトハナイカ

ラ宣シイ、斯ウ答ヘタト云フ御話デアリマ

シタ、私モ委員ノ一人デゴザイマシテ親シ

ク質問應答ヲ聽イテ居リマシタ、商工省ノ

御答ハ頗ル明瞭ナ缺イテ居リマス、ソレカ

ラ法制局長官ガ出席セラレマシテ、法制局

長官ノ答辯ハ極メテ明カデアル、サウシテ

アタノデアルカラト云フコトヲ伺ヒタイノ

デアリマスルガ、是ハ委員長ニ御答辯ヲ煩

ハスヨリハ、政府ノ當局者カラシテ其點ヲ
明カニセラレムコトヲ希望イタシマス

トガアル、斯ウ云フコトヲ明言セラレマシ
テ、商工大臣ハ之ニ對シテ矢張リ同意見デ
アルトスウ仰シヤルノダラウト思フ、只今ノ御

答辯ニ依テハ、其點ガハキリ致シマセヌ

カラ、今一應商工大臣ノ御説明ヲ煩シマス

（國務大臣男爵中島久萬吉君演壇ニ登

ル）

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 私ガ昨日

委員會ニ於テ御答ヘ申上ゲマシタ點ハ、法

律上ノ見解ニ於テハ法制局長官ノ見解ニ同

意イタシマス、唯只今申上ゲマシタ通り

ニ、此法案ノ實行ニ伴ヒマシテ主務大臣デ

ト與フルコトガ出來ヌト思ウテ居リマスニ

ゴザイマスル商工大臣ト致シマシテハ、此

本案ニ於ケル財政關係事項ノ等シク主務大

臣デアリマス所ノ大藏大臣トノ協議其御

同意ナクシテ、財政關係事項ニ對スル認可

ヲ與フルコトガ出來ヌト思ウテ居リマスニ

依テ、其見解ニ依リマシテ昨日事實上想

像シ能ハザル所デアルカラ、先づ本案ノ規

定ハ之ヲ以テ實行上ニ差支ナイモノト認メ

マスル、斯ウ申上ゲタノデアリマス

（國務大臣男爵中島久萬吉君演壇ニ登

ル）

○上山滿之進君 實質上斯ウ云フコトハ起

ラナカカラト仰シヤルノト、稀有ノ場合デ

アルカラ、稀有ノ場合ニハアルケレドモ、
稀有デアルカラ宜シイト、斯ウ云フコトハ違ヒマ

ス、昨日ハ明カニ、稀有ノ場合デアル故ニ

此法案ハ其通りデ宜シイ、斯ウ仰シヤタノ

デアリマスガ、只今ハ事實上サウ云フ場合

ハ起ラナイト、斯ウ絶対ニ……事實ノ上カ

ラ絕對ニ否認サレルノデアリマス、ソレデ

ハ昨日ノ御答辯ト今日ノ御答辯ト違ヒマス

ガ、ソレデ宜シウゴザイマスカ、明カニシ

テ戴キタイ、昨日ノ御答辯ガ誤デアタト

云フノデアリマスカ、如何デアリマスカ、

ガアルカト云フコトモ、私ノ間ニ對シテ何等
不便ヲ感じナイト斯ウ仰シヤタノデアリ
マス、サウシテ將來民業ニ移ルト色ニ御困
リデハナイカト云フコトヲ伺ヒマシタラ
バ、ソレハ十分ニ監督ヲスル、商工省デモ、
早ク……一口ニ言ヘバ、大丈夫ト云フカラ
ソレデ同意シタノダ、斯ウ云フコトデアリ
マス、是ハ各人ノ意見ノ分ル所デアリ
マスケレドモ、私ノ考デハ、矢張リ官業デ
ヤ、テ居る方ガ軍器ナドノ研究製作モ便利
デアル、民業ノ方ガ不便デアル、斯ウ云フ
風ニ感ジマス、若シ本案ガ成立テ、サウシ
テ民間ノ今度合同サレタ製鐵所ニ對シテ、
陸軍海軍ハ、其試驗ヲサセ、又製作ヲサス、
之ニ付テ可ナリ私ハ困難ヲ感じラレルト思
フノデアリマス、少クトモ會社ト陸海軍ト
ノ間ニ、相應ニ紛糾ヲ……紛雜ヲ私ハ生ズ
ハ安價、値段ガ安クテ、質ガ良クテ、サ
ウシテ澤山ニ、サウ云フ安價ニシテ良質ナ
ルコトト思フノデアリマス、是モ矢張リ官
營ヲ續ケル方ガ宜イト斯ウ云フ私ノ理由
デアリマス、委員長ノ報告中ニ、政府ノ趣意
ノ間ニ、相應ニ紛糾ヲ……紛雜ヲ私ハ生ズ
ハ安價ニシテ、良質ニシテ、サウシテ其分量
ガ非常ニ多大ナル鐵ヲ出スト云フコトニ、
誰モ不贊成ヲ言フ者ハナイノデアリマス、
是ハ此理由ハ何モ官營ヲ廢メテ民業ニ移サ
ナケレバ安價ニナラヌ、良質ニナラヌ、良
質ノモノガ得ラレナイ、多量ニ出來ナイト
云フモノデハナイノデ、官業自體ヲ擴張シ
テモ十分ニ出來ルノデアリマス、殊ニ官業
自體デモ擴張スルガ、併シ現在アル民業ヲ
モ併セタイト云フノナラバ、官營ヲ中心ニ
シテ、サウシテ民業ヲ合同スレバ宜シイ、何
モ官業ヲ廢メテ民業ニ移シテヤラナケレ
バナラヌト云フコトハナイノデアリマス、
能ク統制々々ト云フコトハ此頃流行言葉デ
アリマス、何ダカ主ナル鐵ノ工場ハ總テ一
ツノ會社デ持ツヤウニシタイト云フ風ニ聞

鐵所デモアノ製鐵所所有ノ土地ハ幾ラデ
上リマシタガ、堵テ本當ノ時價ニハ上テ
ラヌカラ安心セイト云フコトハ、ドウシテ
居ラヌ、總テ國有財產ハ之ニ類似ナコトガ
シテアル、サウ云フモノデアルニ拘ラズヘ
國有財產表ニ掲ゲテアル、値段ヨリハ安クナ
受取レルノデアリマセウカ、要スルニ幾何
デ製鐵所ノ國有財產ヲ拂下ゲルト云フコト
ハ分、テナインデアリマス、ソレガ分ラヌ儘
デミハ議決ヲシナケレバナラスト斯ウ云
フコトニナル、幾ラト云フカ、キリシタ正
確ノ數字ヲ申スノデアリマセヌ、大體ニ於
テ斯ウ云フ基準デヤル、斯ウ云フ評價ノ基
準デヤル、斯ウ云フコトガ分レバ澤山ニア
リマスガ、ソレサヘ分ラヌ、サウシテソレ
ハ何處デ決マルカト云ヒマルスト、評價審査委
員會ト云フモノデ決マル、評價審査委員會
ガ最終ノ決定力ヲ持テ居リマス、但シ形式
ノ上デハ何レ諸間機關デアリマセウケレド
モ、實質ニ於テハ最終ノ決定權ヲ持テ居
ル、デ其評價審査委員會ガ決定スル迄ハ何
モ分ラナイ、斯ウ云フコトヲドウモ見逃ス
譯ニハ參リマセヌ、殊ニ評價審査委員ニハ
貴樂兩院議員ヲ加ヘルト云フコトデアリマ
スケレドモ、資產評價ト云フコトハ資產評
價デアリマシテ、何モ政府的ノ見解ヲ挾ム
必要ハナイ、ドコ迄資產評價ハ資產評價ニ
相違ナイ、デアルカラ其評價ヲスル審査委員
ニハ、事業ノ經營及ビ製鐵ノ技術ニ深イ經驗
ノアル人ヲ以テ充テレバ宜シイ、又ソレ以外
ノ者ヲ以テ充テルト云フコトハ宜シクナイ、
評價委員會ガ政治的解決ヲヤラレテハ誠ニ
困ル、政治的解決ヲヤラレルト云フコトノ
弊害ハ、モウ詳シク述べナイデ想像ニ餘
リアルト考ヘルノデアリマス、蓋シ此評價
委員會ハ盛ニ民間ノ會社ガ運動ヲスルト、
私ハ想像……今カラ豫想スル者デアリマ

ニ依レバ、結局評價ガ自分ノ方ニ有利デアレバ合同スルケレドモ、有利デナケレバ合ス、又是ハ其民間會社ノ立場トシテハ、尤モナルコトデアフテ、決シテ不道理トハ思ヘヌ、ソコデ此法案ガ成立チマシテ、政府ハ少クトモ五會社ヲ合同シナケレバ、早ク言ヘバ面目ガ立タナイ、合同ヲアセル、ソコニ運動ガ起テ來ル、其運動ノ餘地ヲ自由ニシマシタ、最初ニハ勿論全體ニ於テ、根本ニ於テ反對デアリマスカラ、反對論ヲ述ベマシテ、是ガ潰レマシタノデ、其次ニハ修正案ヲ提出イタシマシタ、其修正案ノ一箇條ハ、資產評價ノ基準ヲ法律ヲ以テ設ケヨ、セメテソレダケデモ將來ノ憂フベキ弊害ヲ除カウト云フノデアリマシタケレドモ、是モ殘念ナガラ否決ニナリマシタ、如何ニモ私ハ此案ノ立テ方ガ分リマセヌ、只今ノヤウニ資產ノ評價ガ如何様ニデモ出來ルヤウニ法律デ持ヘテ置イテ、サウシテ審査委員會ノ決定ニ依ラテ何トデモナルヤウニシテ置イテ、サウシテ民間會社ヲ釣ルト申シテハ少シ語弊ガアルカモ知レマセヌガ、民間會社ト話ヲ付ケル餘地ヲ取テ居ル、民間會社ニ旨イモノヲ片手デ見セ付ケテ居ルノデアリマス、是へ向テ來ル、サウシテ今度ハ別ナコトデアリマスガ、片方デハ、民間會社ヲ威嚇シテ居ルノデアリマス、威嚇ト云フコトハ、何ダト申シマスト、製鐵業獎勵法中ノ改正ヲ致シマシテ、獎勵金ヲ全廢スルノデアル、這入ヲテ來レバ宜シイガ、這入ヲテ來ナケレバ、獎勵金ハヤラヌゾ、斯ウ云フコトニナル、尤モ這入ヲテ來テモ獎勵金ハ貰ヘマセヌケレドモ、ソレハ今度ハ片方ノ評價ノ方デウマイコトガ出來ル、何ニモ……此製鐵會社ニ合同シナイモノハ唯獎

勵金ヲ捲上ガラレルダケニナル、之ニ付テ
モ質問ヲ致シマシタ、ナゼ此獎勵金ヲ廢メ
ルト云フコトヲ同時ニ出サナケレバナラズ
カト云フコトヲ質問ヲ致シマシタケレド
モ、ドウモ能ク要領ヲ得マセヌ、簡單ニ申
シマスト、獎勵金ノ規定ハ何圓以下……
「以下」ト云フコトニナツテ居リマス、實ハ
政府ノ考デ如何様ニモ定メラレル、ソレデ
何モ之ヲ今一氣ニ獎勵金ヲ廢メテシマハナ
イデモ宜イ、ノミナラズ今度ノ合同會社ガ
出來タラバ、大變ニ直グニ生産費ガ下ガル
ト云フ風ナ御話ガアリマスケレドモ、是
ハ私マダ能ク了解イタシマセヌ、併シ生産
費ガ假ニ下ガルトシテモ、是ハマダ未知數
デアル、未知數デアツテ、ソレデ此出ス獎勵
金ノ方ハ何圓以下ト云フノデアリマス、凡
ソ宜シク其時機ヲ見テ獎勵金ノ法律ヲ改メ
タラ宜イノデ、此際一緒ニ同時ニ改メナケ
レバナラヌト云フコトハナイト私ハ思フ、
斯ウ云フ風ニ片方デハウマイコトヲ見セテ
置イテ、片方デハムヅカシイコトヲ見セテ、
サウシテ兩方デ攻メ寄セテ合同サセヤウ、
シテ政府ガ認可ヲ興ヘル、斯ウ云フ組織ニ
ナツテ居リマスガ、楮テ此結果ハドウナリマ
一ツ反對ノ理由ハ、合同會社ノ組織ニ付テ
デアリマス、合同會社ノ重役ハ株主ガ選舉
ル政府、又現在ノ所デハ或ハ三分ノ二ニナ
ルデアラウト云フ多大ノ數ノ株ヲ持テ居ル、
政府ガ重役ノアレニ付テ認可權ヲ行使スル、
ドウニデモ斯ウニデモ政府ノ思フ通リニナ
ルノデアリマス、是ハ名ヲ指シテ申シテハ
誠ニ相濟ミマセヌヤウナ氣モ致シマスケレ
ドモ、諸君ハ満鐵ノ長イ歴史ヲ御覽ニナル
ト直チニ御分リニナルト思フ、殆ド政變ノ
アル度ニ重役ハ更ルノデアリマス、其爲ニ
ドレダケ満鐵會社ナルモノハ損害ヲ蒙ルカ
分リマセヌ、其前者ノ覆轍ヲ更ニ踏襲シヤ
ウト云フ此度ノ合同案ニ付テハ、非常ニ私

要スルニ政府モ心配スルガ、非常ニ心配シ
テ居ルケレドモ、良イ案ガナイ、斯ウ云フ
コトニ歸著シタノデアリマス、尤モ其間ニ
ハ無線電信會社ノ例ナンド商工大臣ガ擧ゲ
ラレテ居リマシタケレドモ、是ハ無線電信
會社ノ例ハ當嵌ラヌ、無線電信會社ノ重役
ノ選定ニ付テハサウ立派デハナイト云フヤ
ウナ質問ガ出マシテ、之ニ對シテハ別ニ商
工大臣ハ、ソレハ立派ナ選任デアッタハ
仰シヤラヌノデアリマス、兎モ角モドウナ
ルデアラウ、折角商工大臣ノ言ハレル統制
ヲヤッテ合理化シヤウトスル此大キナ製鐵業ハ
健全ナ發達ヲ將來ニ遂グルコトハ出來ヌ、
斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス、以上ノ
理由デ私ハ此兩案ニ反對イタシマス、ケレド
モ私ハ一步ヲ譲^ムテ、私ノ言フ總テノ論ガ通
ラナイカラトテソレマデ言フノヂヤアリマ
セヌ、兎モ角モ斯ウ云フ大事ナ問題ヲ一朝
一夕ニ無理押シニ通シテ行カウト云フコト
ハ非常ニ無理デアル、無理押シニ通シテ行
カウト云フコトハ非常ニ不都合ガ生ズル、
デ少クトモ此議會ニ於テハ之ヲ議決セズシ
テ、徐ニ考究ノ餘地ヲ與ヘタイ、斯ウ云フ
ノデアリマス、私ハ併シ此官營ヲ民業ニ移
スコトハイケナイト思ヒマス、官營ヲ民業
ニ移サナイデモ、官營ヲ官營トシテサウシ
テ民間ノヲ買收スレバ宜イ、ソレデモ合同
ニナルノデアリマス、ケレドモ根本論ハ暫
ク措キマシテモ……百歩ヲ譲^ムテモ、此場合

ニ之ヲ急イデ通スモノデハナイ、是ダケナ
重大ナ法案ヲ、會期ガ三分ノ一經過シタ時初
メテ衆議院ニ提出サレテ、サウシテ貴族院
ニ廻シテ來タ、サウシテ是デ審査セイト云フ
コトハ、餘リニモ私無理ダト思フノデアリ
マス、又サウ云フ無理ハ我ニ議員ダケニ政
府ハ強ヒラレルノデナクシテ、カナリ之ニ
關係シタ官廳ノ人ニモ無理強ヒデアッタ
ト見エテ、先刻問題ニナッテ居リマス第五條
ノ規定ノ如キ、規定ヲ明カニ置イテ居リナ
ガラ、ソレガ空文ニナルコトガアル、空文
ニナルコトガアルト云フコトヲ政府方明瞭
ニ認メナケレバナラヌヤウナ審査ノ不十分
ナ點ガ原案ニアルノデアリマス、サウ云フ
意味ヲ以テ私ハ此兩案ニ反對ヲ致シマス、
ドウゾ諸君ノ御贊成ヲ切ニ希望イタス次第
デアリマス

ノ製鐵事業ガ、產業上ハ勿論文化ノ發達、
延イテハ國運ノ進展ニ影響……關係スル所
ノ頗爾重大ナルモノデアルコトハ、彼ノ豊
富ナル石炭又ハ鐵礦ニ惠マレタル製鐵事業
ノ先進國デアリ、世界ニ雄飛ヲ致シマンタ
所ノ彼ノ英國ノ興隆ガ雄辯ニ物語テ居リ
マスコトハ、餘リニモ明瞭デアリマスルガ故
ニ、今更私ハ事新シク之ニ付テ述ブル必要
ハナイト存ジマスルガ、近代化學工業ノ發
達ニ伴ヒマシテ、此化學工業ト製鐵事業ト
ガ結付キマシテ、更ニ「一層經濟上竝ニ
國防上重要性ヲ増加シテ居ルノデアリマ
ス、製鐵事業ノ生産物デアリマス所ノ銑鐵
茲ニ鋼材ノ生産費ヲ低下イタシマシテ、漸
次是ガ低廉ニ供給サレルニ至リマシタ所ノ
事情ハ、一面ニ於キマシテハ技術ノ改良、
發達又ハ從業員ノ熟練、其他幾多ノ原因ハ
ゴザイマセウケレドモ、其重要ナル一部ハ
實ニ此副產物ノ利用回収ニ基イテ居ル所ガ
少ナカラザルモノアルヲ信ズルノデアリマ
ス、例ヘバ假ニ銑鐵ヲ百萬噸製造イタシマ
スルトシマスレバ、茲ニ所謂「コークス」ノ
廃殘物ヨリ「ベンゾール」ノ九千噸、「トル
オール」ノ二千七百噸、又肥料タルベキ
硫酸「アンモニヤ」ノ一萬六千噸、其他「キ
シロール」デアリマスカ、或ハ「アンスラシ
ン」デアリマストカ、或ハ石炭酸デアリマ
ストカ、「ピチ」デアリマストカ、幾多ノ副
產物ヲ回収シ得ルノデアリマシテ、其價格ハ
凡ソ三百萬圓ヲモ回収シ得ルニ至リマス、
而シテ量等ノ副產物デアリマス所ノ「ベン
ゾール」デアリマストカ、或ハ「トルオール」
或ハ「アンスラシン」、是等ハ何レモ化學工
業中ノ基本工業デアリ、所謂「キー・インダ
ストリー」ト云ハレル染料工業ノ成立ヲ助
ケルノデアリマシテ、殊ニ海外ヨリ輸入ス
ルコトノ困難デアル所ノ「ベンゾール」モ、
是ナクシテハ到底染料ノ製造ヲスルコトガ
出來ヌ位ニ、斯ノ如キ重要ナル使命ヲ果ス
ノデアリマス、是ガ一面ニ於キマシテハ

防上ニ於テ缺クベカラザル所ノ極メテ重要ナル染料工業ハ、製鐵事業ノ存在ナクシテハ到底存在ヲ許サヌノデアリマス、テ又此「モータ・バンゾール」デアリマストカ、或ハ「トルオール」ノ如キハ飛行機用ノ燃料トシテ、或ハ自動車用ノ燃料トシテ、軍事上ニ非常ニ必要ナルモノニナルノデアリマジテ、現ニ此満洲事件ニ於テ是等ガ十分ニ活用セラレタルコトハ、其必要性ヲ如實ニ物語フテ居ルノデアリマス、其他此副產物ノ性質ニ依リマシテ、種々ノ工業が矢張リ成立ヲ見ルノデアリマシテ、斯ノ如ク製鐵工業ガ確立スルト云フコトハ、極メテ必要ナル經濟上ノ事情ヲ充タスコトハ勿論、國防上ノ見地カラ致シマシテモ、國家トシテ一日モ之ヲ忽諸ニ付スルコトノ出來ナイモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス、斯様ナ重要性ヲ帶ビテ居リマスガ、日本ノ現在ノ製鐵事業ハドウデアルカト申セバ、先程委員長ヨリ詳細ニ我國ノ製鐵事情ヲ御紹介ニナフテ居リマスカラ、私ハ管々シク之ニ付テ申述べマセヌガ、兎ニ角我國ニ於キマス現在ノ民間事業ガ不振デアルト云フコトモ、實ハ歐洲戰亂時ニ急遽勃興イタシマシタ所謂各種ノ鐵工場ガ、間モナク戰後ノ不況ニ禍セラレ、爾來引續キ不況ニ次グニ不況ヲ以テシ、今日不振ノ狀況ニ陥ラテ居モ、ノデアリマシテ、必シモ或ハ設備ガ役ニ立タヌトカ、或ハ從業者ガ熟練ガ足ラヌト云フヤウナ意味デハナクシテ、寧ロ當時ニ總テ物價ノ非常ニ急騰イタシテ居リマシタ時代ニ設立サレタ結果、資本ノ過大ニ惱ミ、又借入金ノ多キガ爲ニ苦シシニ居ルノデアリマシテ、若シ是等ノ製鐵業ガ所謂八幡製鐵所ト合同イタシマスレバ、其間ニ於キマシテ設備ノ過不及ノ缺點ヲ除キ、又過大ニ惱シニ居ル不必要ナ資本ハ之ヲ切り捨テ、茲ニ初メテ我國ニ存立サレナケレバナラヌ所ノ製鐵工業ガ有利ニ其基礎ヲ固メテ行クコトガ出來ルノデアリマス、先程上山君ヨ

リ重工業ハ官業デアルコトヲ理想トスルト云フ御意見デゴザイマシタガ、此點ニ付キマシテハ遺憾ナガラ私ハ所見ヲ異ニスルノ「トルオール」ノ如キハ飛行機用ノ燃料トシテ、或ハ自動車用ノ燃料トシテ、軍事上ニ非常ニ必要ナルモノニナルノデアリマジテ、現ニ此満洲事件ニ於テ是等ガ十分ニ活用セラレタルコトハ、其必要性ヲ如實ニ物語フテ居ルノデアリマス、其他此副產物ノ性質ニ依リマシテ、種々ノ工業が矢張リ成立ヲ見ルノデアリマシテモ、國家トシテ一日モ之ヲ忽諸ニ付スルコトノ出來ナイモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス、斯様ナ重要性ヲ帶ビテ居リマスガ、日本ノ現在ノ製鐵事業ハドウデアルカト申セバ、先程委員長ヨリ詳細ニ我國ノ製鐵事情ヲ御紹介ニナフテ居リマスカラ、私ハ管々シク之ニ付テ申述べマセヌガ、兎ニ角我國ニ於キマス現在ノ民間事業ガ不振デアルト云フコトモ、實ハ歐洲戰亂時ニ急遽勃興イタシマシタ所謂各種ノ鐵工場ガ、間モナク戰後ノ不況ニ禍セラレ、爾來引續キ不況ニ次グニ不況ヲ以テシ、今日不振ノ狀況ニ陥ラテ居モ、ノデアリマシテ、必シモ或ハ設備ガ役ニ立タヌトカ、或ハ從業者ガ熟練ガ足ラヌト云フヤウナ意味デハナクシテ、寧ロ當時ニ總テ物價ノ非常ニ急騰イタシテ居リマシタ時代ニ設立サレタ結果、資本ノ過大ニ惱ミ、又借入金ノ多キガ爲ニ苦シシニ居ルノデアリマシテ、若シ是等ノ製鐵業ガ所謂八幡製鐵所ト合同イタシマスレバ、其間ニ於キマシテ設備ノ過不及ノ缺點ヲ除キ、又過大ニ惱シニ居ル不必要ナ資本ハ之ヲ切り捨テ、茲ニ初メテ我國ニ存立サレナケレバナラヌ所ノ製鐵工業ガ有利ニ其基礎ヲ固メテ行クコトガ出來ルノデアリマス、先程上山君ヨ

リ重工業ハ官業デアルコトヲ理想トスルト云フ御意見デゴザイマシタガ、此點ニ付キマシテハ遺憾ナガラ私ハ所見ヲ異ニスルノ「トルオール」ノ如キハ飛行機用ノ燃料トシテ、或ハ自動車用ノ燃料トシテ、軍事上ニ非常ニ必要ナルモノニナルノデアリマジテ、現ニ此満洲事件ニ於テ是等ガ十分ニ活用セラレタルコトハ、其必要性ヲ如實ニ物語フテ居ルノデアリマス、其他此副產物ノ性質ニ依リマシテ、種々ノ工業が矢張リ成立ヲ見ルノデアリマシテモ、國家トシテ一日モ之ヲ忽諸ニ付スルコトノ出來ナイモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス、斯様ナ重要性ヲ帶ビテ居リマスガ、日本ノ現在ノ製鐵事業ハドウデアルカト申セバ、先程委員長ヨリ詳細ニ我國ノ製鐵事情ヲ御紹介ニナフテ居リマスカラ、私ハ管々シク之ニ付テ申述べマセヌガ、兎ニ角我國ニ於キマス現在ノ民間事業ガ不振デアルト云フコトモ、實ハ歐洲戰亂時ニ急遽勃興イタシマシタ所謂各種ノ鐵工場ガ、間モナク戰後ノ不況ニ禍セラレ、爾來引續キ不況ニ次グニ不況ヲ以テシ、今日不振ノ狀況ニ陥ラテ居モ、ノデアリマシテ、必シモ或ハ設備ガ役ニ立タヌトカ、或ハ從業者ガ熟練ガ足ラヌト云フヤウナ意味デハナクシテ、寧ロ當時ニ總テ物價ノ非常ニ急騰イタシテ居リマシタ時代ニ設立サレタ結果、資本ノ過大ニ惱ミ、又借入金ノ多キガ爲ニ苦シシニ居ルノデアリマシテ、若シ是等ノ製鐵業ガ所謂八幡製鐵所ト合同イタシマスレバ、其間ニ於キマシテ設備ノ過不及ノ缺點ヲ除キ、又過大ニ惱シニ居ル不必要ナ資本ハ之ヲ切り捨テ、茲ニ初メテ我國ニ存立サレナケレバナラヌ所ノ製鐵工業ガ有利ニ其基礎ヲ固メテ行クコトガ出來ルノデアリマス、先程上山君ヨ

リ重工業ハ官業デアルコトヲ理想トスルト云フ御意見デゴザイマシタガ、此點ニ付キマシテハ遺憾ナガラ私ハ所見ヲ異ニスルノ「トルオール」ノ如キハ飛行機用ノ燃料トシテ、或ハ自動車用ノ燃料トシテ、軍事上ニ非常ニ必要ナルモノニナルノデアリマジテ、現ニ此満洲事件ニ於テ是等ガ十分ニ活用セラレタルコトハ、其必要性ヲ如實ニ物語フテ居ルノデアリマス、其他此副產物ノ性質ニ依リマシテ、種々ノ工業が矢張リ成立ヲ見ルノデアリマシテモ、國家トシテ一日モ之ヲ忽諸ニ付スルコトノ出來ナイモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス、斯様ナ重要性ヲ帶ビテ居リマスガ、日本ノ現在ノ製鐵事業ハドウデアルカト申セバ、先程委員長ヨリ詳細ニ我國ノ製鐵事情ヲ御紹介ニナフテ居リマスカラ、私ハ管々シク之ニ付テ申述べマセヌガ、兎ニ角我國ニ於キマス現在ノ民間事業ガ不振デアルト云フコトモ、實ハ歐洲戰亂時ニ急遽勃興イタシマシタ所謂各種ノ鐵工場ガ、間モナク戰後ノ不況ニ禍セラレ、爾來引續キ不況ニ次グニ不況ヲ以テシ、今日不振ノ狀況ニ陥ラテ居モ、ノデアリマシテ、必シモ或ハ設備ガ役ニ立タヌトカ、或ハ從業者ガ熟練ガ足ラヌト云フヤウナ意味デハナクシテ、寧ロ當時ニ總テ物價ノ非常ニ急騰イタシテ居リマシタ時代ニ設立サレタ結果、資本ノ過大ニ惱ミ、又借入金ノ多キガ爲ニ苦シシニ居ルノデアリマシテ、若シ是等ノ製鐵業ガ所謂八幡製鐵所ト合同イタシマスレバ、其間ニ於キマシテ設備ノ過不及ノ缺點ヲ除キ、又過大ニ惱シニ居ル不必要ナ資本ハ之ヲ切り捨テ、茲ニ初メテ我國ニ存立サレナケレバナラヌ所ノ製鐵工業ガ有利ニ其基礎ヲ固メテ行クコトガ出來ルノデアリマス、先程上山君ヨ

付テ御心配ニナリマシタ點ハ、誠ニ敬意ヲ表スルノデアリマスケレドモ、要スルニ是等ノ運用ノ良否如何ト云フコトハ、結局其マシテハ遺憾ナガラ私ハ所見ヲ異ニスルノ

デアリマス、成程製鐵所ガ成立イタシマシタ時ノ事情ハ、官營デナケレバ我國ニ製鐵工業ヲ成立セシムルコトハ困難デアッタ云フ事情ハ固ヨリモ認メマス、併ナガラ從來ノ沿革ヲ考ヘテ見マシテモ、我國ノ如ク歐米各國ヨリモ後レテ各種ノ産業ニ目覺メマシタ國ニ於キマシテハ、其起りハ何レモ皆官業デアリマス、今日澤山ノ重要鑛山又ハ其他ノ工業モ、是ハ何レモ其當初ノ所謂官業ヲ以テ出發イタシタノデアリマスルガ、我ミノ大先覺者デアル伊藤公ノ英斷ナル處置ニ依リマシテ、是等ガ民業ニ移サレ、而シテ今日ノ發展隆昌ヲ見テ居ルノデアリマス、併ナガラ製鐵業ニ至リマシテハ、我國ニ初メテ製鐵業ガ起リマシタ即チ明治三十四年ノ頃ニ於テハ、製鐵所ニ於テモ日產僅ニ百六十噸ノ爐ヲ處置スルニ非常ナ困難ヲ感ジタノデアリマス、勿論今日ノ隆盛ヲ來シマシテコトハ、是等ノ業ニ携ヘラレタ經營ノ任ニ當ラ方、又ハ技術ヲ擔當セラレタ人ノ苦心慘澹ノ結果デアルト云フコトハ勿論デゴザイマスケレドモ、其當時ノ事情ニシテ今日マデ是ガ官營トシテ繼續セラレテ居ルト云フコトハ、一ニ是等ノ人ノ苦心慘澹ノ結果デアルト云フコトハ勿論デゴザイマスケレドモ、其當時ノ事情ニシテ、本業ニ贊成スル意ヲ茲ニ表明イタシマス次第デアリマス

○上山滿之進君 先刻ノ質問ノ續キヲ致シタイト存ジマスガ……

○副議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイマス

○上山滿之進君 先刻ノ質問ノ續キヲ致シタイト存ジマスガ……

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 私モ只今

程起リニクイコトデアラウト思ヒマスルノデ、大體私ハ此法律案ヲ以テ、先づ大體ソレニ關スル萬一ノ場合ヲ考察イタシマシテ、先

ズは適當デアル、斯ウ思ウテ居リマス、ニヨリモ後レテ各種ノ産業ニ目覺メマシテハ、是ガ成程起リニクイコトデアル、稀有ト

スコトハ、是ハ今更申スマデモナイコトト存ズルノデアリマス、故ニ私共ハ此運用上

云フコトハ確カニ仰シヤッテ居ラレマスガ、

今チヨト見當リマセヌノデスガ、是デモモウ澤山デアリマス、サウスルト餘程起リニ

希有ト云フコトト同ジコトデアル、稀有ト

云フコトハ確カニ仰シヤッテ居ラレマスガ、

メ大藏當局ト協議ノ上デ其支出ニ對シマシテ議會ノ協贊ヲ得タル上ニ之ヲ行ヒマスルコトガ當然デゴザイマシテ、斯ノ如キ手續ヲ經ズシテ濫ニ認可ヲ行ヒマスル如キコトハ、先ヅ私ト致シマシテハ、私ノ常識ト致シマシテモ有リ得ベカラザルコトデゴザイマスルノミナラズ、斯ノ如キ不當ノ事態ノ發生ヲ前提ト致シマシテ立法イタシマスル如キコトハ妥當ニアラズト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、是ハ昨日委員會ニ於テ御答へ申上ゲマシタ所ト全ク同一ノ趣旨デゴザイマシテ、何卒私ノ趣旨ノ存スル所ヲ斯ノ如クニ御了解戴キタイト申スコトヲ重ネテ御願ヒ申上ゲテ置キマス

○上山満之進君 成ルペクサウ云フ不都合ノ起ラナイヤウニスルト云フコトヘ、是ハ當然ノコトデアリマスルガ、ソレヲ今言フテ居ルノデハナインデ、起り得ルト云フ又非常ニ稀ナ場合ト云フ風ニ御考ヘニナケレドモ起ル、其場合ニハ二分ノ一以上ノ株式ヲ所有スルコトヲ要スト云フ規定ガ空文ニナラテ、一分ノ一以上ノ株式ガ持テナシタ申シマセヌガ、起り得ル、稀有ナ場合タケレドモ起ル、其場合ニハ二分ノ一以上ノナイヤウニスルト云フコトヘ、是ハマア善通ニ考ヘルノデアルガ、法律論ヲ我々ハシテ居ルノデ、其點ダケ明カニシテ置キマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 青木周三君
(青木周三君演壇ニ登ル)

時ニ、高橋農商務大臣ハ此鐵鋼ニ對スル國策ノ研究、調査ヲ目的トシテ委員會ヲ組織セラレ、私ハ其當時ニ此委員會ニ關係ヲシテ居リマシテ、ソレ以來諸種ノ調査會ガ出来マシテ、サウシテ此コトガ論ゼラレマシテ、遂ニ時機ガ熟シタ見エテ、今回此製鐵合同案ガ議會ニ提出セラレルニ至ラタノデアリマス、是へ只今モ申シマスル通リニ此國策ヲ定メル所ノ最後ノ時機デアリマス、デアリマスルカラシテ、此場合……既ニ屢々研究セラレタコトデアリマスケレドモガ、此場合ニ於テ輕卒若クヘ生硬ナル所ノ案ヲ作ッテ、サウシテ百年ニ悔ヲ貽スヤウナコトガアフテハ誠ニ遺憾ノ次第デアリマスル、デアリマスルカラシテ、此案ニ對シテ相當ニ研究ヲセラレムコトヲ望ムノデアリマス、私ハ此案ニ對シテ、茲デ反対意見ヲ述べルコトハ誠ニ心苦シイノデアリマス、デアリマスルケレドモガ、今申シマスル通リニ、此案ガ果シテ十分ニ研究セラレテ萬遺算ナキヲ期シテアルカト云フコトヲ少シク申述べテ、皆様ノ御研究ヲ煩ヘシタインデアリマスル、私ハ常ニ考ヘテ居リマスルノニ、此貴族院ハ、衆議院ニ於テ政爭ガ非常ニ劇シイ時ニハ貴族院ハ十分ナル注意ヲ拂フテ案ヲ審査シナクチナラヌ、併ナガラ今日ノ如ク無風狀態ニ於ケル場合ニ於テハ、貴族院ハ尙ホ慎重ナル態度ヲ以て案ヲ研究シナケレバナラスト思フノデアリマス、總テノ厖大ナル豫算ニ付テモ、悉ク皆様ガ贊成演説ヲナサル、内容ハ反對デアルケレドモガ其案ガスラ／＼ト通テ行クト云フヤウナコトハ、誠ニ百年ノ大計ヲ定メル時ニハ、非常ナ危険ヲ孕ムモノデヘナイカト云フ考デアルノデアリマス、何故私ガ此案ニ對シテ反對スルコトガ心苦シイカト申シマスルト云フト、先程モ申シマシタ通リニ、大正十四年ニ、三派内閣ノ時ニ此國策ガ議セラレル時ニ、私共ハ結局ハ製鐵所ヲ民營ニ移シテ、サウシテ民營デ合同シナ

ケレバ、將來外國品ヲ驅逐スルヤウナコトハ出來ナイ、デアルカラシテ何トカシテ方法ヲ講ジテ民營ニ移サウヂヤナカト云フコトヲ決議シテ、而モ私ハ其時ニ出來マシタ小委員會ニ於キマシテハ、色ミナ合同案ヲ諸君ガ研究セラレテモ、決シテ今ノ民間ノ合同……會社ダケヲ合同スルト云フ案ヲ練テモ、ソレハ行ヘレナイ、若シ合同ガ必要デアルナラバ、現在ノ八幡ノ製鐵所ヲ、何モ關係ナシニ民營ノ組織ニシテ、サウシテ其資本ノ中へ持テ行テ、民間ノ資本ヲ吸收シテ、然ル後ニ來ルモノハ來イト云フ態度ヲ以て合同スルニアラザレバ、此國策ハ行ヘレナイ、非常ニ間ヌリヤウデアルケレドモ、ソレガ一番早道デアルト、斯ウ云フコトヲ論ジタノデアリマス、ソレハ其當時ニ於キマシテハ稍々空飛ナ議論デアリマシタケレドモガ、結局今日此案ガ出來タノハ、其時カラ孕ンデ居タノデアラウト思フノデアリマス、デアリマスケレドモガ、此案ハ其當時カラ私ガ主張シタ所ノ案デアル、併ナガラ……ソレデアリマスルカラシテ、此案ニ反對スルト云フコトハ私ノ主張デハナイ、デアリマスケレドモガ、今申シマスル通りニ、ソレナレバ此製鐵株式會社案ト云フモノガ完全デアルカナイカト云フコトハ、最後ノ場面デアリマスルカラ、一通り検討スルコトガ必要デアラウト云フノデ、茲ニ反對意見ヲ述べ所以デアリマス、此法律ハ色ミノ事情モゴザイマセウ、果シテ八幡製鐵所ヲ民營ノ組織ニ移スカドウカト云フコトノ、廟議ガ決マル迄ニハ、カナリ困難デアッタヤウニ見エル（デアリマスルカラシテ、會期ガ三分ノ二ヲ經過シタ時ニ初メテ此案ガ衆議院ニ提出セラレタト云フヤウナ次第デアリマステ、恐ラクハ十分ナ準備ガ整テ居ナカツタルト云フト、此案ハ相當ニ不出來ナ所ガア

ルノデアリマス、法律案トシテ相當ニ不出來ナ所ガアルノデアリマス、デアリマスルカラシテ國民ガ從フテ不安ノ念ヲ懷クト云フコトハ已ムヲ得ナイ、今日委員會ニ於テハ、僅ニ伊澤君ト上山君トガ反對セラレタノデアリマスケレドモガ、其議論ヲ伺フテ見テモ、カナリ不安ヲ懷カザルヲ得ナイ、相當ニ此問題ニ感興ヲ持テ居ル者ハ頗ル安ヲ果シテ國民ガ持テ居ルナラバ、或ハ諸君ガ何ボカノ不安ヲ懷カレルデアルナラバ、私ガ此問題ニ關係シテカラ既ニ七八年モ經過シテ居ル、今一年カ二年延バスト云フコトハ、決シテ國策ヲ誤ルモノデハナイノデアル、デアリマスカラシテ、相當ニ研究シテ……此案ヲ遂行セラレルニシテモ、相當ニ研究シタ後ニ實行セラレルコトガ、國家ノ爲ニ必要デアラウト考ヘルノデアリマス、デ私ガ感ズル所ノ不安ノ點ヲ指摘シマシテ、諸君ノ御参考ニ供シタイト思ヒマスル、第一番ノ不安ノ點ハ、此製鐵株式會社案ト云フモノハ、合同ヲ前提トシタ所ノ民營デアルノデアリマス、私ガ先程申シマシタノハ、合同ガ目的デハアルケレドモガ、法律ガ合同ヲ要求シナイ所ノモノヲ捨ヘタ方ガ近道デアラウト考ヘタノデアリマス、然ルニ此案ハ合同ヲ前提トシテ出來テ居ルノデアリマス、デアリマスルカラシテ、ソレニ胚胎シタ所ノ不安ヲ感ゼルヲ得ナイモノガ二三アルノデアリマス、此案ハ最初五社、五ツノ會社ヲ目標トシテ作ラレタラシイノデアリマス、五社ト申シマスルノハ、輪西ノ製鐵所、釜石ノ製鋼所、東洋製鐵九州製鋼、三菱ノ兼二浦ノ製鐵所、斯ウ云々タヤウナ……此外ニ三菱ノ經營ニ係ルモガ、小サナモノガアリマセウガ、斯ウ云々タヤウナモノヲ目標トシテ出來タノデアル、其後ニ此頃ニ至リマシテ、十一社モ亦合同スルヤウナ機運ニアルト云フコトガ傳ヘラ

レテ居ルノ大キナモノハ、是ハ政府ガ八八艦隊ヲ造ル爲ニ、相當ナ設備ガナケレバ、此八八艦隊ガ完成出來ヌヂヤナイカ、相當ナ富豪ハ宜シク製鐵所ヲ拵ヘテ、此際ニ處スベキデアルト云フコトヲ勸誘シテ作ラシタモノガアル、其後ニ八八艦隊ト云フモノハ軍縮會議ニ依テ潰レテ、サウシテ其爲ニ是等ノ製鐵會社ト云フモノハ全ク需要ヲ失^タ、其機械ト云フモノハ丸デ遊ンデ居ルノデアル、何等カノ事件ガ起レバ動キマセウケレドモ、永久ニ遊バントスルヤウナ狀態ニアルノデアル、是ハ政府トシテモ相當ニ考ヘテヤラナクチヤナラヌコトデアルト私ハ考ヘマスル、デサウ考ヘルト同時ニ、此案ガ五社ヲ目的トスルモノデアルト言ハレルト云フコトハ、何トナクソヨニ不安ヲ感ズルノデアリマスル、是ハ決シテ其現在ノ政府ノ諸公ヲ疑フノデモ何デモナイノデアル、所ガ斯様ナコトハ十分ニ研究ヲ積ンダ上デナケレバ行フベキコトデナイト考ヘルノデアリマス、此案ハ斯ノ如ク合同ヲ前提トシテ居リマスルカラシテ、此案ガ出来マスルト云フト政府ハ必ず合同ヲシナケレバ、此法律ニ對シテ責任ヲ持ツ、是ハ上山君モ論及セラレタヤウデアリマスルガ、合同シナケレバ恐ラク此法律ノ必要ガナイノデ、只今八幡ノ製鐵所ト東洋製鐵・九洲製鋼位ヲ合併シタノデアルナラバ、恐ラクハスウ云フ案ハ見ラレナイノデアル、少クトモ目標トシテ居ル所ノ五社ヲ合同シナクテハナラナイ、其合同ヲサセルト云フコトハ、法律ガ出來ルト云フト、少々ノ御無理ハ聽イテモ合同ヲサセナクチヤナラヌ、デアリマスルカラシテ、此案ノ生立カラシテ何分カノ不安ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマスル、ソレカラ又御承知ノコトデアリ

マスルケレドモガ、話ノ序ニ申サナケレバ
ナラヌノハ、現在ノ製鐵所ハ、一般ニ申シマ
スル製鐵所ト云フモノヲ「ツニ區分スルコ
トガ出來マスル、其今申シマスル所ノ五ツ
ノ會社ト、ソレカラ他ノ會社ト云フモノハ、
ハキリ或ル區別ガアル、其他ノ會社ト申
シマスルモノハ多クハ此鋼、製鋼ニ……「ス
チール」ニ重キヲ置イテ居る會社デアル、サ
ウシテ此五ツノ會社ト云フモノハ製鋼ヲ致
シマスルヨリカ、銑鐵ニ主力ヲ置イテ居ル
所ノ會社デアル、今「スチール」ノ會社ハ相
當ナ計畫ヲ有テ居ルノデアリマス、サウ
シテ又「スチール」ノ會社ハ後ニ出來タモノ
ガ多クテ、資本ノ額ガ稍、少イノデアリマ
ス、此五ツノ會社ハ先キニ出來タモノニア
リマスルシ、色ミナ事情ガアリマシテ、頗
ル資本額ガ大キイ、然ルニ銑鐵ハ印度ノ競
争ヲ受ケテ頗ル困フテ居ル、斯ウ云々タヤウ
ナ狀態ニアルト云フコトヲ論ズルノデアリマ
セヌ、之ヲ除ク方法ガアルノニ、其途ガ盡
シテナイト云フ點ヲ私ハ不安全ト論ズルノデ
アリマスル、ソレハ次ニ述べムト欲スル所
ノモノデアリマスルガ、ソレハ此法律ニ
政府ノ出資ノ金額が明示シテナイ點デアリ
マスル、是ハ明示シテアルナラバ、總テノ
今マデ論ズル所ノ不安ノ大部分ハ除去スル
コトガ出來ルデアラウト思フノデアリマス
ル、此案ト云フモノハ、實ハ先程モ上山君
モ論ゼラレタル通りニ、製鐵所ヲ民間ノ會
社ニ拂下ゲルノデアル、出資額カラ申シマ
スルト云フト、二億一千萬圓、先程ノ述べ
ラレタ所ノ色々ニ計算法カラ言ヒマスル
ト、三億八千萬圓ニモ上ボル所ノ財產ヲ民
間ノ會社ニ拂下ゲル、幾ラデ拂下ゲルカト
云フコトヲ法律ニ明記シテナイト云フコト
ガ、私ハ甚ダ不安ヲ生ズル所ノ原因デアラ
ウト思フノデアリマス、デ是ハ勿論總テノ

財産ヲ賣拂フ場合ニハ、多クノ場合、法律
ヤ豫算デ規定シテナクテ、政府ニ權限ガ委
任シテアル、此場合ニ於テモ製鐵所ノ拂下
ヲ政府ガ相當ナ方策ヲ通ジテ價格ヲ決メル
ノデアルナラバ、安心シテ可ナリヂヤナイ
カト云フ御議論モアリマセウ、併ナガラ今
申シマスル通りニ、復成式ト申シマシテ、
今此會社ヲ拵ヘタラ……此製鐵所ヲ拵ヘタ
ラ何ボ掛ルカト云フ計算カラ、其中原價償
却ヤ何カヲ引イタモノカラ勘定イタシマシ
テモ一億六千萬圓、稼高カラ申シマスルト
云フト、稼高デ今ノ六分ノ金利デ以テ還
元シタ所ノ資產價格ヲ申シマスルト、三億
二千九百萬圓ト云フ位ノ財產デアリマス、
其財產ヲ出資ノ目的物トスルノデアル、サ
ウシテ拂込ニ充テルノデアリマス、是ハ
政府ニ委任スルノニ餘リ大キナバカリデナ
シニ、法律ノ原則カラ考ヘマシテモ、是ハ
ドウシテモ議會ノ協賛ヲ經ベキ所ノ性質ノ
モノデアラウト私ハ考ヘルノデアリマス、
ナゼサウデアルカト云フノニ、是ハ此財產
ヲ民間ノ會社ニ賣^フテ、賣^フテ得タ所ノ代價
ヲ拂込ニ充テルノデアリマス、デアリマス
ルカラシテ、賣^フタ歲入ヲ以テ拂込ト云フ
歲出ニ充テルノデアリマス、歲入ヲ以テ歲
出ニ充ツバカラズト云フノガ會計法ノ原
則、ソレヲ是ハ唯現物出資ト云フ名デアル
ケレドモガ、法律上ノ性質ヲ考ヘマスルト
云フト、賣^フテ得タ所ノ代價ヲ株式ノ拂込ニ
充當スルノデアリマス、デアリマスルカラ
シテ、賣ルコトガ假ニ歲入豫算デアフテ、政
府ニ委任シテ然ルベキモノト云フテモ、之
ヲ歲出トシテ拂込ヲスル所ノ行爲ハ、普通
ノ場合デアルナラバ豫算ヲ以テ定メル、サ
モナケレバ會計法ノ原則ニ對スル所ノ例外
トシテ、是ハ此出資額ハ幾ラヽデアルト
云フコトヲ法律ニ明記スルト云フノガ、私
ハ執ルベキ所ノ手段デアフタダラウト思フ、
若シ恐ラクハ現今ノ政府デモ十分ニ暇ガ
アタナラバ、此手續ヲ執ラレタニ違ヒナ

カ、此手續ヲ後廻シニ致シマシテ、サウシテ此法律ヲ先ヘ出シテ、サウシテ其價格ハ評價委員會デ評價サシテヤルノデアルカラト、斯ウ云フコトニナフテ居ルノデアリマス、評價委員會ト云フモノハ、勿論勅令デ權限ヲ規定セラレマスケレドモガ、結局諮詢機關闘アツテ、是ハ商工大臣ガ恐ラクハ御定メニ……主務大臣トシテ御定メニナルンデアラウト思ヒマスルガ、斯様ナコトハ先ニ商工大臣ハ官制ヲ以テ準備委員會ヲ挙ヘテ、サウシテ評價委員會ニ掛けテ、此製鐵所ノ資産ハ幾ラデアルト云フコトヲ御定メニナフテ、ソレヲ法律ニ代ヘテ、此出資額ヲ以テ合同スルノデアル、斯ウ云フコトニナスルタナラバ何等ノ不安ヲ國民ハ感ジナイデ、恐ラクハ斯様ナ議論ハ……上山君ガ心配セラレルヤウナ議論ハ恐ラクハ茲デハ起ラナカツタデアラウト思ヒマスル、先程ノ問題トナリマシタ增資ノ場合デモ、是ガ法律ニ金額ガ規定シテアルナラバ、之ヲ増資スル場合ニハ法律改正ノ手續ヲ以テシナケレバナラヌカラ、決シテ今ノヤウナ心配ハ起ラナイデアラウト私ハ考ヘルノデアリマス、是ハ便宜論カラ致シマシテモ、其法律ニ金額ヲ規定シテ置クノガ當リ前デアッタラウト思フノデアリマス、第一此政府ガ合同會社ヲ作ルト云フ場合ニ、一番大切ナ事ハ資金本金デアル、ソレデ資本金ノ金額ガ何ンボニナルノデアルカ、凡ソドウ云フ方式ヲ以テ他ノ合同會社ノ資產ノ計算ヲスルノデアルカト云フコトガ規定シテナイト云フコトハ、誠ニ根本ガ議會ノ協賛ニ依テ定マルノデナイ、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、貴族院ノ速記録ヲ私ハ見スル違ガアリマセヌガ、衆議院ニ於キマシテ論議セラル所ノ多クノ問題ハ、資本金ヲ幾ラニスルノデアルカ、如何ナル計算ニ依テスルノデアルカト云フコトヲ繰返シシ質問セラレテ、政府モ色ミノ答辯ヲセラレマシタケレ

シタ、如何ニモ斯様ナ狀態デ以テ鐵道ヲ經營シテ居ルト云フト、鐵道ハサウ大シタ國家ニ害ヲ及ボサヌケレドモ、官吏ガ斯ノ如キコトニナルト云フト、他ノ官吏ニマデ此風ガ及シダナラベ恐ラクハ國家ガ破壊セラレルデアラウ
 (議長公爵德川家達君議長席ニ復ス)
 斯ウ云フ風ニ考ヘテ嫌氣ガ差シタ、サウシテ獨逸ノヤウナ風ニ鐵道ヲ民營ニシタラドウカト云フヤウナコトモ調査ヲ始メタコトガアリマスル、ソレデ私ハ斯様ナ色ミノ東縛ノ官吏服務紀律デアルトカ、憲法デアルトカ、會計法デアルトカ、豫算デアルトカ、議會デアルトカ云フ、色ミナ束縛ノ下デ以テ製鐵所ノヤウナ事業ヲ行フト云フコトハ、非常ニ不便デアルカラシテ、何トカモウ少シ自由ナ天地デ以テ此事業ヲ盛大ニ行テ見タイト考ヘラレルコトハ、私ハ尤デアラウト思フ、併ナガラ何ゾ知ラン、此製鐵所ノ諸君ガ左様ナモット自由ナ働くコトタイト考ヘテ居ル今ノ仕事ハ、誠ニ行キ目ニ行カヌ仕事デアルト考ヘテ居ル中ニ、非常ニ偉大ナル功績ヲ遺シテ居ルノデアリマス、現ニ上山君カラ論ゼラレマシタケレドモガ、此製鐵所ハ開設以來多少ノ盛衰興亡ハアリマシタケレドモガ、頗ル順調ニ發達シテ來テ居リマシテ、大正十四年ニ民營ニ移ス所ノ準備ヲ致シマシテ、製鐵所ノ會計法ヲ改正シテ特別會計ニ致シマシテ、民間ノ人ニモ明カニ其收支計算ガ分ルヤウナ方法ヲ講ジマシテ、ソレカラシテ現在ノ長官並ニ技監ノ如キ者ガ製鐵所ニ入ラレマシテ、大イニ色ミ東縛ヲ受ケ或ハ不便ヲ忍ンデ、是デハ逆モ國家ノ製鐵事業ヲ盛大ニスルコトハ出來ヌト云フ厭氣ガ差ス程束縛ノ下ニ於テ、此成績ハ如何デアルカト云フト隆々タルモノデアル、現在ノ世界中ノ製鐵所ノ中デ以テ最モ優秀ナ所ノ一つノ製鐵所デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、サウシテ一方ニ於キマシテハ是ト相並ンダ所ノ民

間ノ事業ハドウダト考ヘルト云フト、恐ラク比較ニナラヌ程成績ガ惡イ、是ニハ色ミテ獨逸ノヤウナ風ニ鐵道ヲ民營ニシタラドウカト云フモノハ甚シキ相違ガアル、民間ノ人ハ往々ニシテ役人ヲ罵倒スル癖ガアル、役人ハ仕事ガ出來ナイ、ア云フ風ナ「レッド・ティー・ビズム」デハ仕事ニアラヌト云フコトヲ常ニ罵倒スルノデアリマスケレドモガ、十年十五年ノ成績ヲ比べルト決シテ劣ラテ居ナイ、サウシテ見マスルト云フト、是ニハ何カ考フベキ或ルモノガアルト考ヘザルヲ得ナイ、私ノ考ニ依リマスト云フト、是ハ製鐵所ノ官吏、上ハ長官ヨリ下ハ職工ニ至ルマデ國家ニ對シテ効益スル、何等資本家ノ懷ロニ入ルノデナイ、斯ウ云フ考ガ、言フト言ヘヌト、其下ニ潜デ効イテ居ル、何等ノ私利私慾ヲ考ヘナイ、自分ガ働く所ノモノハ全身捧ゲテ國家ヲ利益スル、何等資本家ノ懷ロニ入ルノデナイ、斯ウ云フ考ガ、言フト言ヘヌト、其下ニ潜シテ居ル、是ガ報酬ヲ求メル所ノ心モ少ナインダラウト思ヒマスケレドモ、斯様ナ僅ナイト云フノ、デ斯様ナ成績方隆々タシテ舉ガフテ居ルノデアラウト思フ、固ヨリ今日ノ如ク製鐵所ガ其人ヲ得タコトハ言フ迄モナシダラウト思ヒマスケレドモ、斯様ナ僅ナイタコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、ト云フコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、營ガ宜イカト云フ點ニ付テハ、寧ロ現在ノ製鐵所ノ幹部ニ其人ヲ得テ、ソレ等ノ幹部役人ヲ集メルコトガ出來ル、恐ラクハ官營デナケレバ出來ナイコトデアラウト思フ、私ハ無理デハナイト思ヒマスケレドモガ、併ナガラ其昭和二年カラ今日ニ至リマスルバ資本ヲ得ルコトモ容易デアルシ、モットガ奮闘努力セラレタ結果デアリマスガ、殊ニソレ等ノ人ハ是ガ若シ民間デアッタナラニシテ、資本ハ固ヨリ生産ノ必要條件デアリマステ、資本ハ合同ニ依テ大ナレバ大ナル程度力ヲ發揮スルノデアリマス、デアリマスルカラシテ斯様ニ合同シテ民間ノ資本……

ヲ取フテ請託ヲ容レルト云フヤウナコトハ沙汰ノ限デアリマスケレドモガ、裁判官ノ事情モアリマセウケレドモガ、兎ニ角出ヤウナ嚴格サヲ以テ、サウシテ民間ノ會社ト並ニ此製鐵事業ヲ營ミ、販賣ヲスルトガアル、民間ノ人ハ往々ニシテ役人ヲ罵倒スル癖ガアル、役人ハ仕事ガ出來ナイコトハ、ア云フ風ナ「レッド・ティー・ビズム」デハ仕事ニアラヌト云フコトヲ常ニ罵倒スルノデアリマスケレドモガ、十年十五年ノ成績ヲ比べルト決シテ劣ラテ居ナイ、サウシテ見マスルト云フト、是ニハ何カ考フベキ或ルモノガアルト考ヘザルヲ得ナイ、私ノ考ニ依リマスト云フト、是ハ製鐵所ノ官吏、上ハ長官ヨリ下ハ職工ニ至ルマデ國家ニ對シテ効益スル、何等資本家ノ懷ロニ入ルノデナイ、斯ウ云フ考ガ、言フト言ヘヌト、其下ニ潜シテ居ル、是ガ報酬ヲ求メル所ノ心モ少ナインダラウト思ヒマスケレドモ、斯様ナ僅ナイタコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、ト云フコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、營ガ宜イカト云フ點ニ付テハ、寧ロ現在ノ製鐵所ノ幹部ニ其人ヲ得テ、ソレ等ノ幹部役人ヲ集メルコトガ出來ル、恐ラクハ官營デナケレバ出來ナイコトデアラウト思フ、私ハ無理デハナイト思ヒマスケレドモガ、併ナガラ其昭和二年カラ今日ニ至リマスルバ資本ヲ得ルコトモ容易デアルシ、モットガ奮闘努力セラレタ結果デアリマスガ、殊ニソレ等ノ人ハ是ガ若シ民間デアッタナラニシテ、資本ハ固ヨリ生産ノ必要條件デアリマステ、資本ハ合同ニ依テ大ナレバ大ナル程度力ヲ發揮スルノデアリマス、デアリマスルカラシテ斯様ニ合同シテ民間ノ資本……

ハ尙ホ十分ニ討議考量シナケレバ矢張リ國民ノ不安ヲ去ルコトが出來ナイデアラウト思フ、恐ラクハ此問題ニ付テ關心ヲ持タル所ノ識者ハ、矢張リ私ト同様ニ此點ニ付テハ尙ホ研究ノ餘地ガアルコトヲ考ヘラレルデアラウト思フ、官營ヲ民營ニ移スト云フヤウナコトハ、如何ニモ私ハ不便デアスル癖ガアル、役人ハ仕事ガ出來ナイ、アラウト其當時ニ考ヘマシタ、又民間ノ資本モ段々ニ良イ投下所ヲ失シテ來ルノデアルカラ、又斯様ナ事業ハ國防トカ何トカ云フマスケレドモガ、十年十五年ノ成績ヲ比べルト決シテ劣ラテ居ナイ、サウシテ見マスルト云フト、是ニハ何カ考フベキ或ルモノガアルト考ヘザルヲ得ナイ、私ノ考ニ依リマスト云フト、是ハ製鐵所ノ官吏、上ハ長官ヨリ下ハ職工ニ至ルマデ國家ニ對シテ効益スル、何等資本家ノ懷ロニ入ルノデナイ、斯ウ云フ考ガ、言フト言ヘヌト、其下ニ潜シテ居ル、是ガ報酬ヲ求メル所ノ心モ少ナインダラウト思ヒマスケレドモ、斯様ナ僅ナイタコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、ト云フコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、營ガ宜イカト云フ點ニ付テハ、寧ロ現在ノ製鐵所ノ幹部ニ其人ヲ得テ、ソレ等ノ幹部役人ヲ集メルコトガ出來ル、恐ラクハ官營デナケレバ出來ナイコトデアラウト思フ、私ハ無理デハナイト思ヒマスケレドモガ、併ナガラ其昭和二年カラ今日ニ至リマスルバ資本ヲ得ルコトモ容易デアルシ、モットガ奮闘努力セラレタ結果デアリマスガ、殊ニソレ等ノ人ハ是ガ若シ民間デアッタナラニシテ、資本ハ固ヨリ生産ノ必要條件デアリマステ、資本ハ合同ニ依テ大ナレバ大ナル程度力ヲ發揮スルノデアリマス、デアリマスルカラシテ斯様ニ合同シテ民間ノ資本……

ハ尙ホ十分ニ討議考量シナケレバ矢張リ國民ノ不安ヲ去ルコトが出來ナイデアラウト思フ、恐ラクハ此問題ニ付テ關心ヲ持タル所ノ識者ハ、矢張リ私ト同様ニ此點ニ付テハ尙ホ研究ノ餘地ガアルコトヲ考ヘラレルデアラウト思フ、官營ヲ民營ニ移スト云フコトハ至極ヤサシイ、是ハ恐ラクハ何時デモ出來ルノデアル、併ナガラ民營ヲ官營ニ移スト云フコトハ甚ダ困難デアル、迄今迄ノ出來ナカツタコトハ、民營ヲ官營トスルトコトニ非常ナ困難ガ伴フカラデアルノ云フコトニシタラドウダト云フコトヲ考ヘルコトヲ考ヘザルヲ得ナイ、私ノ考ニ依リマスト云フト、是ハ製鐵所ノ官吏、上ハ長官ヨリ下ハ職工ニ至ルマデ國家ニ對シテ効益スル、何等資本家ノ懷ロニ入ルノデナイ、斯ウ云フ考ガ、言フト言ヘヌト、其下ニ潜シテ居ル、是ガ報酬ヲ求メル所ノ心モ少ナインダラウト思ヒマスケレドモ、斯様ナ僅ナイタコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、ト云フコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、營ガ宜イカト云フ點ニ付テハ、寧ロ現在ノ製鐵所ノ幹部ニ其人ヲ得テ、ソレ等ノ幹部役人ヲ集メルコトガ出來ル、恐ラクハ官營デナケレバ出來ナイコトデアラウト思フ、私ハ無理デハナイト思ヒマスケレドモガ、併ナガラ其昭和二年カラ今日ニ至リマスルバ資本ヲ得ルコトモ容易デアルシ、モットガ奮闘努力セラレタ結果デアリマスガ、殊ニソレ等ノ人ハ是ガ若シ民間デアッタナラニシテ、資本ハ固ヨリ生産ノ必要條件デアリマステ、資本ハ合同ニ依テ大ナレバ大ナル程度力ヲ發揮スルノデアリマス、デアリマスルカラシテ斯様ニ合同シテ民間ノ資本……

ハ尙ホ十分ニ討議考量シナケレバ矢張リ國民ノ不安ヲ去ルコトが出來ナイデアラウト思フ、恐ラクハ此問題ニ付テ關心ヲ持タル所ノ識者ハ、矢張リ私ト同様ニ此點ニ付テハ尙ホ研究ノ餘地ガアルコトヲ考ヘラレルデアラウト思フ、官營ヲ民營ニ移スト云フコトハ至極ヤサシイ、是ハ恐ラクハ何時デモ出來ルノデアル、併ナガラ民營ヲ官營ニ移スト云フコトハ甚ダ困難デアル、迄今迄ノ出來ナカツタコトハ、民營ヲ官營トスルトコトニシテモ考ヘルコトハ、アラウト其當時ニ考ヘマシタ、又民間ノ資本モ段々ニ良イ投下所ヲ失シテ來ルノデアルカラ、又斯様ナ事業ハ國防トカ何トカ云フマスケレドモガ、十年十五年ノ成績ヲ比べルト決シテ劣ラテ居ナイ、サウシテ見マスルト云フト、是ニハ何カ考フベキ或ルモノガアルト考ヘザルヲ得ナイ、私ノ考ニ依リマスト云フト、是ハ製鐵所ノ官吏、上ハ長官ヨリ下ハ職工ニ至ルマデ國家ニ對シテ効益スル、何等資本家ノ懷ロニ入ルノデナイ、斯ウ云フ考ガ、言フト言ヘヌト、其下ニ潜シテ居ル、是ガ報酬ヲ求メル所ノ心モ少ナインダラウト思ヒマスケレドモ、斯様ナ僅ナイタコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、ト云フコトハ、先程モ申シマシタ通リニ、營ガ宜イカト云フ點ニ付テハ、寧ロ現在ノ製鐵所ノ幹部ニ其人ヲ得テ、ソレ等ノ幹部役人ヲ集メルコトガ出來ル、恐ラクハ官營デナケレバ出來ナイコトデアラウト思フ、私ハ無理デハナイト思ヒマスケレドモガ、併ナガラ其昭和二年カラ今日ニ至リマスルバ資本ヲ得ルコトモ容易デアルシ、モットガ奮闘努力セラレタ結果デアリマスガ、殊ニソレ等ノ人ハ是ガ若シ民間デアッタナラニシテ、資本ハ固ヨリ生産ノ必要條件デアリマステ、資本ハ合同ニ依テ大ナレバ大ナル程度力ヲ發揮スルノデアリマス、デアリマスルカラシテ斯様ニ合同シテ民間ノ資本……

十萬圓程ハ利子ノ補給ニ充テルノデ、殘リノ分ハ地方ガソレヲ借入レマシテ仕事ヲスル、其内容ニ付テハ目下調査中デアルト云フコトデゴザイマス、次ニ申上ゲタイコトハ海嘯災害豫防調査及地震ノ調査研究ノ件デゴザイマス、之ニ付キマシテハ内務省ニ於テ二萬圓、農林省ニ於テ二萬圓、文部省ニ於テ一萬五千圓、合計三省ニ跨ガリマシテ五萬五千圓ノ支出ガゴザイマス、是ハ今回ノ災害ニ關スル調査竝ニ研究費デゴザイマスガ、將來ハ進ンデ各地権要ナル地點ニ測候所ノ設備ヲ増加シ、是等ノ災害豫防ノ途ヲ開クヤウニシテハドウデアラウト云ケル地震學ノ進歩ハ世界周知ノ事實デアル以上、此方面ノ努力ノ考へハナイカト云フ御質問ニ對シマシテ……之ニ類似ノ御質疑ハ嘗テ本會議ニ於テ現ハレマシタガ、文部當局ハ十分考慮シテ見ヤウガ、今日ハ未ダ測候所増設ノコトハ考ヘテ居ラヌト云フ御返事デゴザイマシタ、如何ニモ地震學ノ進歩ニ對スル認識ガ御不足デアルヤウニ推察セラレマンシタ、此外ニハ内務省ニ於キマスル震災土木費ノ内容、農林省ニ於キマスル産業復舊助成ニ關スル經費ノ内容ニ付テ質疑應答ガゴザイマシタ、只今申上ゲタコトガ質疑應答ノ大要デゴザイマス、最後ニ討論ニ入りマシタガ、政府デ能ク調査々々ト申サレマス其調査ノ速ニ決定セラルコト、又測候所ノ増設モ速ニ實行セラレタイト云フ御希望ガ出マシタ、此三案トモ異議ナク可決セラレマシタ、右御報告申上ゲマス

○議長(公爵德川家達君) 只今豫算委員長柳澤伯爵ノ報告セラレマシタ豫算案三案ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異存ゴザイマスカ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認

メマス、豫算案三案トモ原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ醫師法中改正法律案兩院協議會ノ成案ヲ議題ト致シ

マス

○議長(公爵德川家達君) 細川侯爵ノ登壇ヲ望ミマス

○議長(公爵德川家達君) 醫師法中改正法律案右別冊ノ通兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也

○議長(公爵德川家達君) 細川侯爵ノ登壇

○議長(公爵德川家達君) 醫師法中改正法律案兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也

○議長(公爵德川家達君) 細川侯爵ノ登壇

御手許ニ廻^{アラシ}テ居ルト存ジマスガ、尙ホ一要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

醫師ニ非ザル者(公共團體ヲ除ク)診療所ニ開設セムトストキハ命令ノ定ムル所

ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クベシ

前項ニ規定スルモノノ外診療所ニ關シ

ニ報告セラレマシタ際ニ、何レモ之ニ對シマシテ、何等ノ議論モアリマセヌ、全會一致ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、此段御報

斯様ナ案デアリマス、小委員長ヨリ協議會ニ報告セラレマシタ際ニ、何レモ之ニ對シマシテ、何等ノ議論モアリマセヌ、全會一致ヲ以テ可決セラレタノデアリマス、此段御報

○議長(公爵德川家達君) 告申上ゲマス

○議長(公爵德川家達君) 兩院協議會成案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵德川家達君) (總員起立)

○議長(公爵德川家達君) 全會一致ト認メ

○議長(公爵德川家達君) 此際日程ヲ追加シ、大正十五年法律第五十二號中改正法律案ヲ上

マス

○議長(公爵德川家達君) フル^{アラシ}議ヲ提出イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 賛成

○議長(公爵德川家達君) (起立者多數)

○議長(公爵德川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) (子爵野村益三君演壇ニ登ル)

サル期間ニ改ム

○議長(公爵德川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致セマス

(續古書記官朗讀)

大正十五年法律第五十二號中改正法律案特別委員

侯爵佐佐木行忠君 子爵白川 資長君

子爵豐岡 主資君 男爵關 義壽君

宮田 光雄君 丸山 鶴吉君

金子元三郎君 各務 錦吉君

岩崎 清行君

○議長(公爵德川家達君) 日程第五、農村負債整理組合法案

第一讀會ノ續、委員長報告、野村子爵

農村負債整理組合法案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

○議長(公爵德川家達君) 委員長 予爵野村 益三

○議長(公爵德川家達君) (子爵野村益三君演壇ニ登ル)

ノハ取入レ、關係當局ト十分ノ協議ヲ致シマシテ、左様ナ譯デアルノデ、會期切迫ノ今日ニ及ンデ漸ク之ガ提案ヲ見タト云フ次第ナノデアリマス、本案ノ内容ハ殊更此處デ御紹介ハ申シマセヌガ、三章三十四條及附則ヨリ成立チマシテ、而モ隣保共助ノ精神ニ終始スルコト、負債償還ハ經濟更生ト不可分タルベキコト、此二ツノ事項ハ本案ヲ一貫スル重要ナキ事柄デアルノデアリマス、特別委員會ハ三日間ニ亘テ質疑應答ヲ試ミマシタ、ナカノ質疑ハ澤山ゴザイマシタガ、其大略ヲ御紹介申上ダマスト、第一ハ立法ノ根本觀念、第二ハ負債ニ付テデアリマス、農漁山村負債ノ總額、之ヲ推定スルノ方法茲ニ種類、而シテ負債サルベキ債權ノ總額、斯ウ云フヤウナ事柄ニ付テ質疑應答ガアリマシタ、第三ニハ根本骨子デアル所ノ負債整理組合、是等ニ付キマシテモ其配置ヲ如何ニスルカ、部落區域ヲ可トスルカ、町村區域ヲ可トスルカ、組合員ガ之ニ加入出資スルコトニ付キマシテ、加入脱退茲ニ除名ノ規定ニ付キマシテ、無限責任、保證責任、茲ニ其補償追加額ニ付キマシテ、尙ホ償還計畫ト更正計畫ニ付キマシテ、進ンデ負債整理組合ノ債務キ、即チ負債整理組合ノ機能ニ關シマシテハ、償還計畫、負債ノ整理サルベキ限度及其種類、償還計畫ノ立チ得ザルモノニ對スル處置、惡辣ナル債權者ニ對スル處置、脱退者ノ立場、償還確保ノ方法、斯ウ云フヤウナ事柄ニ付テ詳細ナル質疑ヲ致サレタノデアリマス、其他ノ機關ニ付キマシテハ市町村負債整理委員會、金錢債務臨時調停委員會、ソレ等ノ組織權限等ニ付テ、尙ホ進ミニマシテ、特融所謂特融二億圓ヲ以テ果シテ足レリトスルカ、茲ニ特融ノ順序、進ンデ補償ノ問題デアリマスガ、損失決定ノ基準、損失審査會ノ組織權限及六千萬圓ノ損失金額ヲ以テ足レリトスルカ、ドウデアルカ、尙ホ六千萬圓以上ノ損失ヲ及ボシタ時ニハ

ニハ負債整理組合ハ約六十町村内ニ部落區域ニ依テ設置セケマ、是ニハ債務者債權者其他ノ人々等三四四十名ヲ加入セシメ、所謂隣保共助ノ精神ニ基キ、最モ眞面目ニ又最モ力ヲ入レシメテ、償還更生兩計畫樹立ノ下ニ整理ノ目的ヲ遂ゲンメル、次ニハ是ニ先刻御紹介イタシマシタガ、所謂償還更生兩計畫ハ不可分ノ關係ニアルコト、進ンデ負債ノ整理ヲ受ケベキ者ハ各部落ノ中小農漁業者ト致シマシテ、其金額ハ一人先づ三千圓ヲ限度トシ、所謂償還確保ノ方法ヲモ講ジ、特別融通ニ依リテ比較的長期ニ亘リテ、償還更生即チ生活ノ根本立直ヲ實行セシメル、進ニマシテ組合員ノ保證責任限度ハ適當ニ考慮ヲ加ヘル、尙ホ大體負債整理組合ニシテ整理ノ目的ヲ達成シ得ベシト考ヘルケレドモ、尙ホ此外ニ市町村負債整理委員會、金錢債務臨時調停法ノ機能ニ依ルヲ得セシムルコト、次ニハ特融ハ二億圓ヲ以テ足レリトスル、補償ハ損失決定基準、損失審査會等ノ審査ト相俟テ、結局六千萬圓ノ損失ヲ越スコトナクシテ済ムヘシト思料スル、市町村ノ負擔一千五百萬圓ト云ノモ、之ヲ市町村ニ平均ニ分ケマスト二千五百圓ニ當ル程度アツテ、且ツ長期ニ亘ルモノデアルカラシテ甚シキ重荷ヲ負ハセルコトニハナルマイ、利子補給負擔輕減及土地ノ證券化ノ如キハ、今俄ニ之ヲ實現セシムルト云フコトガ出來ナクテモ、特別融通ハ成ルベタ低資ニ依リマシテ、尙ホ備貯蓄ノ如キモ之ヲ獎勵シ、農漁業保險ノ如キモ成ルベク早ク之ヲ實現セシメタイノデ、且又農漁村經濟更生計畫トモ終始シテ、諸機關、殊ニ負債整理組合ヲ監督指導シ、所期ノ目的ヲ遂行イタシタイ、而シテ本法ノ施行期日茲ニ提案ノコトニ付キマシテハ先刻申上ゲタ通リアリマス、特別委員會ハ以上ノ如キ質疑應答ニ三日ヲ費シマシテ、二十四日ニ質疑ヲ終ヘテ討議ニ入りマシタ、討議ニ入りマシテハ別ニ反對ノ議論ハ出マ

セヌデゴザイマシタガ、其贊成ノ論旨ハ、搔
摘ンデ申スト大約次ノ通リデアリマス、本
法ハ形式ニ於テハ略ボ整ヘルヤウニ思ハ
ル、併シ其内容ヲ仔細ニ検討イタシマスル
ト幾多ノ缺陷アルコトヲ認メル、併ナガラ
斯カル場合今俄ニ之ヲ修正スルト云フコト
モ出来ナイコトデアルシ、且ツ農漁山村ノ
逼迫セル現狀ニ鑑ミマシテ、其精神ノ作興、
其自力更正ニ幾多ノ貢獻アルベキコトヲ思
ヒ、又當局者ノ努力且ツ法案内容ノ不備ヲ
モ整ヘラルベキコトヲモ期待シテ、茲ニ之
ヲ贊成スルト云フコトニアタノデアリマ
スガ、之ニ引續イテ幾多色ミ様ニノ希望ガ
出タノデアリマス、其希望事項モ殆ド十指
ヲ屈スルニ達シタノデアリマスガ、其中デ
極メテ重要ナル二三ヲ御紹介致シタウ存
ジマス、尙ホ御希望ノ事柄モ結局質疑應答
ノ際ニ、質疑ヲサレタ趣旨ヲ敷衍サレタ
モノガ多イノデアリマス、又力説サレタ
ノモ多イノデアリマス、本法施行ニ際シ
テハ能ク地方ノ特殊事情ヲ考察セラレタ
イ、本法ノ非常立法デアル所ノ趣旨ヲ能
ク能ク地方ニ徹底セシメテ、地方ノ人ヲシ
テ徒ニ依頼心ヲ助成シムルコトノナイヤウ
ニ、從テ地方ニ不良ノ影響ヲ及ボスコト
ノナイヤウニ致シタイ、農漁山村今日ノ
窮乏ヲ救濟スルニヘ精神ノ作興、經濟殊ニ
消費經濟ノ改善ト兩々相俟ト相依ルコトヲ
必要トスル、若シ本法ノ運用ヲ過々タナラ
バ、或ハ思想悪化ノ導火線ニナルカモ知
レナインオデアル、本法ノ運用其宜シキヲ得
テ、精神ノ作興、殊ニ責任觀念ヲ増進セシ
ムルコトニ致シタイ、又サウアルベキ筈デ
アル、政府ノ反復力説セラル所ノ隣保共助
ノ精神ノ徹底、諸機關ノ指道監督ニ何レモ
十分ノ努力ト注意ヲ拂テ萬遺算ナキコト
ヲ期セラレタイ、尙ホ一委員ヨリハ本法ハ
又農漁山村振興ノ一策ト認メル、從來質疑
應答ヲ拜聽イタシマスト、農村其モノニ對
シテ終始理想的ノ觀察ヲ下シ、此根本觀察

ノ下ニ總テノ論議ヲ試ミラレルヤウニア

ル、併ナガラ今日ノ農村ハ必シモ理想的ノモノノミ存スルノデハナイ、所在幾多ノ缺

陥ヲ認メラルノデアル、斯ウ云フモノヲ

中心ト致シタナラバ、果シテ豫期ノ精神ノ

作興、經濟ノ更生、延イテ負債ノ整理ガ豫

期ノ如クニ遂行セラルヤハ疑問デアル、

サレバ政府ハ能ク農漁山村ノ眞相ヲ考察シ

テ、一切且ツ特殊ノ事情ヲ究メ、斯クシテ

本法所期ノ目的ヲ達成スルヤウニ考慮竝ニ

努力ヲ望ム、ソレカラ由來負債ノ總額ハ五

十億圓ニモ上ボルコトデアルカラシテ、其

利子ヲ考ヘテ見テモナカヽ容易デナイ、

決シテ時日ノ推移ヲ許サレザルモノガアル

ノデアル、本法ハ成ルベク速ニ施行セラレ

タイ、斯ウ云フノガ御希望ノ中ニ重モナモ

ノデアリマス、斯様ナ御希望ガアリマン

テ、出席委員ノ全會一致ヲ以テ此法案ヲ可

決ヲ致シマシタ、終リニ農林大臣ノ御挨拶

ガアリマシテ、極ク打明ケタ御話ガアリマ

シタ、其點ヲ聊カ御紹介ヲ申上ゲマセウ、

農林大臣ハ、種々考慮スベキ諸點ヲ示サレ

タコトハ衷心カラ感謝スル所デアリマス、

何分ニモ本法ハ新シキ施設ノコトデアルノ

デ、昨年來考究ハ致シマシタガ、種々ノ事

情ガ御話ニ依リマシテ或ハ氣ノ付カナカヽ

タ點、若クハ考慮ノ未ダ至ラザリシ點ヲ諒

承スルコトヲ得タコトハ、重ネヽ感謝ニ

堪ヘナイ所デアル、御示シニ依リテ十分ニ

考慮ト努力トヲ加ヘマセウ、左様ナ御挨拶

デアリマシテ、茲ニ本特別委員會ノ審議ヲ

完了イタシタノデアリマス、以上報告ヲ終

リマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵戸澤正己君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題
ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセ
ヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題
ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセ
ヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵戸澤正己君) 賛成
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵戸澤正己君) 賛成
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵戸澤正己君) 賛成
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也
昭和八年三月二十五日
委員長 侯爵大久保利武
貴族院議長公爵徳川家達殿
(小字及ハ特別委員修正)

少年教護法
少年教護法案

第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十四
歳ニ滿タガル者ヲ謂フ
ハ不良行爲ヲ爲ス虞アル者
ノ年齡ヲ十八歳未滿トス

第二條 北海道及府縣ハ少年教護院ヲ設
置スベシ

第三條 少年教護院ノ數及收容定員ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

國ハ必要ノ場所ニ少年教護院ヲ設置

前項少年教護院ノ數及收容定員ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

國立教護院ニハ教護事務ニ從事スル職
員養成所ヲ附設スルコトヲ得

第三條 少年教護院ニ於ケル教護ノ本旨、
教科、設備及職員ニ關スル事項ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

少年教護院内ニ少年鑑別機關ヲ設
置スルコトヲ得

第四條 道府縣ハ少年鑑別機關ヲ設
置スルコトヲ得

第五條 道府縣ノ設置スル少年教護院及
少年鑑別機關ハ地方長官、國立少年教
護院ハ内務大臣ヲ管理者ス

第六條 道府縣ハ勅令ノ定ム所ニ依リ
少年教護ノ爲少年教護委員ヲ置クベシ

第七條 國道府縣ニ非ザル者本法ニ依ル
教護ヲ目的トスル少年教護院ヲ設置セ
ントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ク

第八條 地方長官。左記各號ノニ該當
スル者アルトキハ之ヲ少年教護院ニ入
院セシムベシ

第九條 内務大臣ハ前條第一項第一號又
ハ第二號ニ掲タル者左記各號ノニ該
當スルトキハ之ヲ國立教護院ニ入院セ
シムルコトヲ得

教護委員ノ監督ニ付スルコトヲ得

第十條 內務大臣ハ前條第一項第一號又
ハ第二號ニ該當スル在院者ヲ何時ニテモ
入院ノ申請アリタル者

二 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

一 性狀特ニ不良ニシテ地方長官ヨリ
入院ノ申請アリタル者

二 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

三 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

四 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

五 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

六 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

七 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

八 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

九 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十一 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十二 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十三 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十四 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十五 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十六 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

十七 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必
要アリト認メタル者

一 少年ニシテ不良行爲ヲ爲シ又ハ不
良行爲ヲ爲ス虞アリ且適當ニ親權又
ハ後見ヲ行フモノナキ者
二 少年ニシテ親權者又ハ後見人ヨリ
入院ノ出願アリタル者

三 少年審判所ヨリ送致セラレタル者
地方長官ハ前條第一項第一號及第二號ニ該
當スル者ニ對シ前項ノ處分ノ外適
ノ外之ヲ少年教護委員ノ觀察ニ付スルコト
肯ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年
シムルコトヲ得

二對シ教護ノ目的ヲ達シタリト認ムルトキ
ル處分ハ其ノ處分ヲ受クル者滿二十歳
ハ之ヲ退院セシムルコトヲ得
ニ達スル迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第十三條 學校長、市町村長、少年教護委員又ハ警察署長第八條第一項第一號ニ該當スル者アリト認ムルトキハ之ヲ地方長官ニ具申ベシ

第十四條 地方長官、警察署長又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ第八條第一項第一號ニ該當スル者ノ處分決定ニ至ル迄一時保護ノ爲適當ナル施設若ハ家庭ニ委託スルコトヲ得仍警察署長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ五日ヲ超エザル期間假ニ留置ヲ爲スコトヲ得前項ニ依リ警察署長ニ於テ行フ留置ハ他ノ收容者ト分離スベシ

第五條 少年教護院長ハ在院者ニ對シ親權ヲ行フ但シ親權者又ハ後見人アル者ノ財產管理ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 内務大臣又ハ地方長官ハ本人又ハ扶養義務者ヨリ在院委託及一時保護ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵収スルコトヲ得

第七條 前項費用ノ徵収ハ必要ニ應ジ納付義務者ノ居住地又ハ財產所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

第八條 第八條乃至第十一條ノ處分ヲ受ケタル者ノ親族又ハ後見人ハ入院後六箇月ヲ經過シタル場合其ノ處分ノ解除又ハ變更ヲ内務大臣又ハ地方長官ニ出願スルコトヲ得

第九條 第八條第九條第十一條又ハ第十六條第一項及第三項ノ處分ニ不服アル者及前條ノ出願ヲ許可セラレザル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十條 道府縣ノ設置スル少年教護院及少年鑑別機關。第十條ノ保護監督少

年教護委員。一時保護及地方長官ノ爲シタル委託ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス

市町村長第十四條ノ一時保護ヲ爲シタルトキハ其ノ費用ハ市町村費ヲ以テ一時之ヲ立替フベシ

第二十條 國庫ハ前條第一項ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ四分ノ一乃至三分ノヲ補助ス

第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少年教護院ノ支出ニ付亦前項ヲ適用ス

第二十一條 第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテハ地方稅ヲ課セズ但ジ有

料ニテ之ヲ使用セシメタル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 内務大臣及地方長官ハ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令ヲ發シハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少年教護院本法若ハ本法ニ基キ發スル命令又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキハ内務大臣ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 少年教護院長ハ在院中所定ノ教科ヲ履修シ性行改善シタル者ニ對シテハ其ノ退院後ニ于テ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ト認定スルコトヲ得但シ少年教護院ノ教科ハ小學校令ニ遵據シ文部大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第二十五條 本法中町村又ハ町村費トアス前項ノ認定ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ノ適用ニ關シテハ。小學校ヲ卒業シタル者ト看做ス

○候爵大久保利武君只今上程ニナリマシテハ其ノ處分スルコトヲ要ス

第二十六條 少年ノ教護處分ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

感化法ハ之ヲ廢止ス

少年法ニ依ル保護處分ノ實施セラレザル地區ニ限リ第一條第一項ノ年齢ハ之ヲ十八歳未滿トス

本法施行ノ際現ニ存スル國立感化院及道府縣立感化院ハ之ヲ本法ニ依リ設置シタル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル代用感化院ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ニシテ感化法第五條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル國立感化院ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ニシテ感化法第五條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル代用感化院ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ニシテ感化法第五條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

〔侯爵大久保利武君演壇ニ登ル〕

○候爵大久保利武君只今上程ニナリマシテハ其ノ處分スルコトヲ要ス

主ナル要點ヲ申上げマシタ方ガ順序トシテ宜カラウト存ジマスル、少年教護法案ハ感化法ノ改正案デゴザイマシテ、此法案が成院提出ノ議案デゴザイマシテ、先づ本案ノ立イタシマスレバ感化法ハ廢止サレマシテ、主ナル要點ヲ申上げマシタ方ガ順序トシテ宜カラウト存ジマスル、少年教護法案ハ感化法ニ代ルベキ法律ニナルノデゴザイマシテ、爾來幾多ノ不備ヲ感じテ居リマス、感化法ハ明治三十三年ノ制定デゴザイテ、十四歳以上ハ少年法ニ依テ矯正シ、又十四歳以下ノ不良少年ハ感化院ニ於テ保

護教育ヲスルト云フコトニナシテ居ルノデアリマシテ、司法省ノ關係ガ極メテ多イノデアリマス、御承知ノ通り、感化法ハ内務省ノ所管デアリマスノデ、内務省ノ意見ヲメラレマシテ、是非トモ感化法ノ改正ヲ必要ト致スコトニ内務省ニ於テモ認メラレマシテ、昭和二年ニ社會事業調査會ヲ設ケマシテ、關係各省ノ委員並ニ民間ノ感化院關係者ヲ網羅シテ、慎重ニ研究調査ラシタ成案ガ出來テ居ルノデアリマス、デ今回此衆議院提出ノ法案ハ、其法案ヲ骨子トシテ出来テ居ルノデアフテ、大體ニ於テ内務省ハ此成立ヲ見ルト云フコトニナレバ、是マデ感化法ノ不備ヲ感ジテ居タコトガ大イニ改正サレテ、極メテ成績ヲ舉ゲル上ニ付テハ望ムベキ案デアルト云フコトデアリマス、司法省ノ意見ハ色ミゴザイマシタガ、最モ此親權ノ行使ト云フコトガ司法省ニ於テハ多年問題トシテ居ラレタノデアフテ、即チ此感化法ノ原案ノ八條ニ於テ親權ヲ行フ者ノ適當ニ親權ヲ行フテ居ルカラヌカ、適當ニ親權ヲ行フテ居ラヌ者ニアレバ、感化院ニ收容シ得ルト云フコトニナリテ居リマスカラ、此親權ノ行使ハ少年法ニ於テハ極メテ鄭重ニ、相當ノ裁判、相當ノ司法處分ニ依テ親權ノ保障ハ出來テ居ルガ、感化法ニ法テハ適當ニ、適當ト云フ判断ハ地方長官、行政官ノ裁量ニ依ルノデアフテ、甚ダ親權保障ノ上カラ、自由保障ノ上カラシテ往々弊ヲ生ミ易イコトデアルシ、殊ニ此少年教護院ヲ設ケテ、是ガ親權マデ立入フテ行使スルト云フコトニナルト、親權保障ノ上ニ付テ民法トノ關係ヨリ面白カラヌコトデアルカラシテ、此適當ニ親權ヲ行トガ最モ考慮ヲ要スル點デアルト云フコトニ重キヲ置カレタノデアリマス、ソコデ委

員會ニ於キマシテハ連日ニ瓦リマシテ、最モ熱心ニ各委員ハ政府委員竝ニ大臣ニ同テ質疑應答ヲ重ねタノデアリマス、デ本案ノ如キハ司法省ノ意見モアリマスルシ、餘程熟議ヲ凝ラン、十分ノ研究調査ヲ經て審議スベキモノデアルト云フコトハ各委員モ之ヲ深ク諒シテ、最モ熱心ニ連日ニ瓦フテ審議イタシタノデアリマス、司法省ニ於キマシテモ、此感化法ハ甚ダ不備デアルト云フコトハ夙ニ之ヲ認メテ居ルノデ、根本的ニ之ヲ改正スル必要ガアルノデ、他日大イン研究調査シテ、成ルベク少年法ト相俟テ不良少年ノ感化保護ノ實ヲ擧ゲタイト云フコトヲ考ヘテ居ルト云フ御意見モアリマシタノデ、然ラバ其時期ハ何時頃ニナルノカト云フコトニ於テハ、司法當局ハ此民法ノ法制審議會ヲ設ケテ、折角民法ノ改正ノ御審議ニ著手シテ居ルノデ、民法ノ親族編ニ於ケル改正ノ結果、所謂親權問題ニ付テハ、餘程改正ヲ見ルコトデアルカラシテ、サウ云フコトヲ考ヘテ他日根本的ニ之ヲ改正シタイト云フ意見モ、改正スル必要モ認ヌテ居ルト云フコトデアリマシタ、サスレバ此根本的ニ之ヲ改正スルト云フコトハ、各委員ノ間ニモ最モ望ムベキコトデアリマスガ、此法案ハ又一方考ヘテ見マスルト云フト、内務省ニ於テハ前申上ゲル如ク、昭和元年以來ノ長イ問題デアッテ、而モ感化院關係者ハ、其不備ノ爲ニ十分ノ成績ヲ擧ゲルコト出來ズ、而モ今日ノ此世相ニ鑑ミマスト云フト、不良少年ノ跋扈、又家庭ニ於ケル不和ヲ起シ社會ノ安寧ヲ紊スト云フヤウナコトハ、頻々トシテ今日現ハレテ居ルノデ、今日ノ時勢ニ於テ一人デモ不良少年ノ少クナルヤウニト云フ多年ノ熱望デアッテ、殆ド此社會事業ノ……社會ニ於テ感化院ノ、感化法ノ不備、又其改正ノ必要ト云フコトハ多年問題ニナツテ居ルノデ、出來得ルコトデアレバ今日迄進ンダノデアルカラシテ、法案ノ制定ヲ見ルコトニシタ

方ガ宜クハアルマイカト云フコトデ、司法、
内務政府委員ニ向ヒ、又大臣ニ向ヒマシテ、若
此法案ニ對スル質問應答ヲ進メマシテ、若
シ此兩者ノ間ニ合致スル意見デモアレバ、
之ヲ見出シ以テ相當本案ニ付テ考慮ヲ費シ
タイト云フコトデ、段々連日ニ瓦リ、又懇
談會ヲ重不マシテ、質問應答ヲ致シタノデ
アリマス、其結果司法省ノ意見ノアル所、
又内務省ノ之ニ對スル意見ノアル所モ略ボ
會得スルコトガ出來マシタノデ、本委員會
ハ質問應答ハ連日ニ瓦リテヤリ盡シテ、漸ク
今申上ゲタ如ク兩省ノ意見モ會得出來マシ
タカラシテ、討論ニ移ラタノデアリマス、討
論ニ移リマシテカラ一委員ヨリシテ、兩省
ノ意見ヲ能ク考慮イタシマシタ其修正案ヲ
提出サレタノデアリマシテ、チヨット讀上
ゲマス

地方長官ハ第八條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スル在院者ヲ何時ニテモ條件ヲ指定シテ假ニ退院セシムルコトヲ得
前項ノ假退院者ハ之ヲ家庭其ノ他適當ナル施設ニ委託シ又ハ少年教護委員ノ觀察ニ付スルコトヲ得假退院者ハ之ヲ在院者ト看做スルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得
假退院者ニシテ指定ノ條件ニ違背シタルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得
第十一條ヲ左ノ通改ム
少年ノ在院期間及觀察期間ハ少年ノ満二十歳ニ至ルマデトス但シ第八條第三號又ハ第四號ニ該當スル者ハ此ノ限り在ラズ
第十二條ヲ左ノ通改ム
内務大臣又ハ地方長官ハ在院者ニ對シ教護ノ目的ヲ達シタリト認ムルトキハ之ヲ退院セシムルコトヲ得
第十七條中「第十一條」ヲ「第十條」ニ改ム
第十八條中「第十一條」ヲ「第十條」ニ改ム
第二十條中「四」ヲ「六」ニ改ム
第十九條中「第十條」ノ保護監督ヲ「ヲ削ル
第二十四條第二項中「小學校」ヲ「尋常小學校」ニ改ム
附則第三項中「第一條第一項」ヲ「第一條」ニ改ム
斯ウ云フ條文ノ修正案デゴザイマス、此要點ヲ申上ゲマスト云フト、第一條ノ第一項ノ改正ハ「本法ニ於テ少年ト稱スルハ、十四歳ニ満タザル者ニシテ不良行爲ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ爲ス虞アル者ヲ謂フ」、原案ニハ少年トアッタノデアリマスルガ、第一條ニ先づ本法ニ於テ所謂少年トハ斯ウ云フモノデアルト云フコトヲ總括的ニ設ケタ方ガ宜カラウト云フ意味デアリマス、ソレカラガ原案ニ於テハ不明瞭デアルノデ、少年教護院内ニ置クト明カニ之ヲ明記シタ譯デア

リマス、第八條ハ此點ガ先程申述ベマシタ
親權關係ニ最モ重見ナ改正デアリマス、第
八條ニハ先刻申述ベマシタ適當ニ親權ヲ行
方官ガ送致スル不良少年ハ親權又ハ後見ヲ
行フモノナキモノニ限ルト云フコトニ致シ
タノデアリマス、ソレデ此親權ノ問題ハ只
モ心配サレタ點ガ全ク此改正ニ依テ除カ
レタ譯デアリマス、ソレカラ此八條ノ改正
ノ中ニ原案ニハ少年教護院ノ監督ト云フコ
トニナフテ居タノデアリマス、監督ト云フ
コトニナフテ居リマスレバ、院長ハ親權ヲ行
使スルコトガ出來ルノデアリマシテ、少年教
護院ノ監督院ト云フト矢張り少年教護院ガ親
權ノ行使ヲシ得ルコトニナリマスノデ、監
督ト云フコトハ止メマシテ觀察……觀察ハ
事物ヲ觀察スルト云フアノ觀察デアリマス、
是ハ少年法ニ用ヒラテ居ル言葉デアリマ
シテ、少年教護院ガ觀察ヲシ即チ不良少
年ノ行狀又ハ模様ヲ能ク觀察シテ、サウ
シテ其狀況ヲ院長ニ報告シテ相當ノ方法ヲ
以テ教護スル、即チ監督ト云フコトヲ止メ
マシテ觀察ト云フ文字ニ之ヲ改メタノデア
リマシテ、此點モ司法省ノ最モ御心配ニナ
テ居ル弊ノ出易イ憂ヘラ除クコトニナフタ
ノデアリマス、ソレカラ第十條ノ改正ハ現
行法ニ於テ假退院ノ規定ハアリマスルガ、
今回衆議院ノ提出議案ニハ假退院ト云フコ
トガ全ク除カレタノデアリマスガ、是ハ復
活スルコトニナリマシタ、ソレカラ第二十
條デアリマス、第二十條ノ「四」ヲ「六」ニ改
ム、簡單ナ文字デアリマスガ、此點ラ茲ニ
説明申上ゲル必要ガ大ニアルノデアリマ
ス、衆議院ノ提出議案ハ第二十條中ノ國庫
補助ノ率ヲ上ゲテアルノデアリマス、是迄
ハ六分ノ一トナフタノラ、國庫補助ノ率ヲ四
分ノ一ニ上ゲタノデアリマス、然ルニ委員

會ニ於キマシテハ、斯ウ云フ國家ノ財政ニ
鑑ミマシテ、此際ニ斯ウ云フ補助率ヲ上ゲ
ルト云フコトハ適當デナカラウト云フコト
デ、現行通リノ國庫補助率ニ致シタノデア
リマス、其他ハ「小學校」ヲ「尋常小學校」ニ
改メ、唯單ニ學議院ノ提出議案ニハ小學校
トアフタノデアリマスガ、小學校ト云フト高
等小學校モ入りマスノデ、尋常小學校ト明
ラカニスペキモノト云フコトデ、尋常小學校
ト改メタノデアリマス、其他ハ多クハ條文ノ
整理デアリマス、此改正ニ條項ヲ改正イ
タシマシタ結果、條文ノ整理ヲ致シタノデ
アリマシテ、要スルニ速日司法大臣又政府
委員ニ向テ質疑應答ヲ重ネテ、是ナラバ一
致サレル案デアラウト云フコトデ此修正案
ヲ提出ニナリマシテ、此修正案ニ付テ司法
並ニ内務ノ政府委員並ニ大臣ニ向テ意見
ヲ求メタノデアリマスルガ、此案デアレバ
先づ差支ハナカ、勿論他日根本的ノ改正ヲ
スル考ヘハアルガ、現行ノ感化法ヨリ數歩
進ンダ案デアラテ先づ此案ナラバ政府デモ
差支ナイト云フ言明ヲ得タノデアリマス、
デサウ云フ手續ヲ致シマシテ此修正案ニ對
シマシテ、各員ヨリシテ賛成ノ意見ガ出マ
シテ、結局全會一致ヲ以チマシテ此修正案
通りニ此案ハ決定イタシタノデアリマス、
唯茲ニ此際ニ改メテ申上グベキ事柄ハ、此原
案ニ「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム」トナフテ居リマス、此法案ガ實施サレル
コトニナリマスレバ矢張リ多少ノ經費ノ増
額ヲ來タシマスノデ、國庫補助ノ上ニ付テ
大イニ關係ガアルノデアリマスガ、御承知
ノ如ク國家財政ノ今日、我ガ貴族院ニ於テ
モ大イニ前途ニ鑑ミマシテ、既ニ建議モ致
シテ居ル譯デアルノデ、國家ノ財政ト云フ
モ大イニ前途ニ鑑ミマシテ、既ニ建議モ致
シテハ本法ノ施行ニ付テハ此本法案成立ニ
御異存ゴザイマセヌカ
云フコトハ深ク思ヒト致サナケレバナラヌ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス
○子爵清岡長言君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ
開カレムコトヲ望ミマス
○子爵戸澤正己君 贊成
○議長(公爵徳川家達君) 清岡子爵ノ動議
ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス
○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二
讀會ヲ開キマス、本案全部ヲ問題ニ供シマ
ス、全部委員長ノ報告通リ御異存ゴザイ
マセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二
讀會ヲ開キマス、本案全部ヲ問題ニ供シマ
ス、全部委員長ノ報告通リ御異存ゴザイ
マセヌカ
○子爵清岡長言君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ
開カレムコトヲ望ミマス
○子爵戸澤正己君 贊成
○議長(公爵徳川家達君) 清岡子爵ノ動議
ニ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議
メマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス
○議長(公爵徳川家達君) 日程第八、南滿
洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル法律
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續
委員長報告、兒玉伯爵
メマス
○議長(公爵徳川家達君) 南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關ス
ル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也
昭和八年三月二十四日
○伯爵兒玉秀雄君 南滿洲鐵道株式會社ノ
株式引受ニ關スル法律案ノ委員會ノ經
過茲ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員
會ハ開會スルコト四回デアリマス、殊ニ第
二回ノ委員會ハ朝カラ午後ノ四時迄祕
密會ヲ開キマシテ、政府トノ間ニ腹藏ナ
ク質疑應答ヲ重ネマシタ、其結果ト致シマ
シテ本法案ノ內容ヲ透明ニスルコトヲ得タノ
デアリマス、唯祕密會ノ性質上其內容ヲ本
會ニ報告スルノ機會ヲ許サナインヲ最モ遺
憾トスル所デアリマス、此點ハ特ニ諸君ノ
御了承ヲ願ヒタノイト思ヒマス、本案ノ內容
デアリマス、唯祕密會ノ性質上其內容ヲ本
會ニ報告スルノ機會ヲ許サナインヲ最モ遺
憾トスル所デアリマス、此點ハ特ニ諸君ノ
御了承ヲ願ヒタノイト思ヒマス、本案ノ內容
ハ滿洲國ノ成立ニ伴ヒマシテ、會社ハ滿洲
國內ニ於キマスル既設ノ鐵道經營、及ビ新
規鐵道ノ建設及經營ヲ引受ケマシタル旁々
シタノミナラズ、又將來滿洲國ニ於キマス
重要產業ノ經營及投資ニ關シテモ、滿鐵
會社ヲシテ其任ニ當ラシムルヲ適當ト認ム
ルモノガ少クナインオデ、是等ノ新事業ノ遂

行ニ巨額ノ資金ヲ要スルコトトナツタノデ
アリマス、昭和八年度以降支出スベキ金額
ノミヲ見マシテモ、既設鐵道ノ改良及整理
ニ要スル金額ガ約三千六百餘萬圓アリマ
ス、新規ニ建設スベキ三線ヲ要スル金額、
六千三百餘萬圓、羅津、築港及鐵道建設費
二千六百餘萬圓等、一億六千九百餘萬圓ヲ
要スルノ計算トナリマス、其外滿洲國ノ委
託ニ基キマシテ、建設スベキ新線、茲ニ鐵
道以外ノ重要產業ノ開發ニ關シマシテ、更
ニ一層ノ巨額ノ資金ヲ要スル次第アリマ
ス、御承知ノ通りニ滿鐵會社ハ創立當時ノ
資本ハ二億圓デアリマシタガ、大正九年、
歐洲大戰後ノ經濟狀態ニ應ズル爲ニ、之ヲ
四億四千萬圓ニ増資イタシマシタ、今回滿
洲ニ於キマスル新事態ニ適應ズル爲ニ新タニ
三億六千萬圓ヲ增資シテ、資本總額八億萬
圓トスルノ必要ヲ認ムルニ至ラタノデアリ
マス、而シテ同會社創立以來ノ方針ト致シ
マシテ、同會社ノ事業ノ國家的性質ニ鑑ミ
致シマシテハ滿鐵第十九回英貨社債四百萬
磅ヲ政府ニ肩替リテ致シマシテ、其換算額
三千九百餘萬圓ヲ以テ、舊株ノ拂込、及新
株ノ一部ノ拂込ニ充當スルノ必要ヲ認ムル
爲ニ本案ハ提出セラレタノデアリマス、其
結果ト致シマシテ、會社ノ資金調達可能額
ハ社債募集額ヲ合シマシテ、合計六億五千
餘萬圓トナリマス、此六億五千餘萬圓ガ今
後十年間ニ於キマシテ、滿鐵ガ鐵道事業竝
ニ各種滿洲ニ於ケル事業開發ノ資金トシテ
使用シ得ベキ所ノ總額デアリマス、委員會
ニ於キマスル質疑ノ詳細ハ、之ヲ遠記録ニ
讓リマシテ其重モナルモノヲ申上ゲルコト
ニ致シマス、政府ハ民間ノ株金拂込ト同時
ニ併行シテ其拂込ヲ實行スル積リガアルカ
否ヤ、之ニ對シマシテ政府ハ今日ノ財政狀
態ニ於テハ、或ハ民間ノ拂込ト併行シ難キ

事情ヲ考慮シテ、既ニ勅令ヲ以テ之ガ必要
ナル特例ヲ設ケルコトニシタト答辯シテ居
リマス、又滿洲國ニ對シテ政府ハ如何ナル
ニミヲ見マシテモ、既設鐵道ノ改良及整理
六千三百餘萬圓、羅津、築港及鐵道建設費
二千六百餘萬圓等、一億六千九百餘萬圓ヲ
要スルノ計算トナリマス、其外滿洲國ノ委
託ニ基キマシテ、建設スベキ新線、茲ニ鐵
道以外ノ重要產業ノ開發ニ關シマシテ、更
ニ一層ノ巨額ノ資金ヲ要スル次第アリマ
ス、御承知ノ通りニ滿鐵會社ハ創立當時ノ
資本ハ二億圓デアリマシタガ、大正九年、
歐洲大戰後ノ經濟狀態ニ應ズル爲ニ、之ヲ
四億四千萬圓ニ増資イタシマシタ、今回滿
洲ニ於キマスル新事態ニ適應ズル爲ニ新タニ
三億六千萬圓ヲ増資シテ、資本總額八億萬
圓トスルノ必要ヲ認ムルニ至ラタノデアリ
マス、而シテ同會社創立以來ノ方針ト致シ
マシテ、同會社ノ事業ノ國家的性質ニ鑑ミ
致シマシテハ滿鐵第十九回英貨社債四百萬
磅ヲ政府ニ肩替リテ致シマシテ、其換算額
三千九百餘萬圓ヲ以テ、舊株ノ拂込、及新
株ノ一部ノ拂込ニ充當スルノ必要ヲ認ムル
爲ニ本案ハ提出セラレタノデアリマス、其
結果ト致シマシテ、會社ノ資金調達可能額
ハ社債募集額ヲ合シマシテ、合計六億五千
餘萬圓トナリマス、此六億五千餘萬圓ガ今
後十年間ニ於キマシテ、滿鐵ガ鐵道事業竝
ニ各種滿洲ニ於ケル事業開發ノ資金トシテ
使用シ得ベキ所ノ總額デアリマス、委員會
ニ於キマスル質疑ノ詳細ハ、之ヲ遠記録ニ
讓リマシテ其重モナルモノヲ申上ゲルコト
ニ致シマス、政府ハ民間ノ株金拂込ト同時
ニ併行シテ其拂込ヲ實行スル積リガアルカ
否ヤ、之ニ對シマシテ政府ハ今日ノ財政狀
態ニ於テハ、或ハ民間ノ拂込ト併行シ難キ

事情ヲ考慮シテ、既ニ勅令ヲ以テ之ガ必要
ナル特例ヲ設ケルコトニシタト答辯シテ居
リマス、又滿洲國ニ對シテ政府ハ如何ナル
ニミヲ見マシテモ、既設鐵道ノ改良及整理
六千三百餘萬圓、羅津、築港及鐵道建設費
二千六百餘萬圓等、一億六千九百餘萬圓ヲ
要スルノ計算トナリマス、其外滿洲國ノ委
託ニ基キマシテ、建設スベキ新線、茲ニ鐵
道以外ノ重要產業ノ開發ニ關シマシテ、更
ニ一層ノ巨額ノ資金ヲ要スル次第アリマ
ス、御承知ノ通りニ滿鐵會社ハ創立當時ノ
資本ハ二億圓デアリマシタガ、大正九年、
歐洲大戰後ノ經濟狀態ニ應ズル爲ニ、之ヲ
四億四千萬圓ニ増資イタシマシタ、今回滿
洲ニ於キマスル新事態ニ適應ズル爲ニ新タニ
三億六千萬圓ヲ増資シテ、資本總額八億萬
圓トスルノ必要ヲ認ムルニ至ラタノデアリ
マス、而シテ同會社創立以來ノ方針ト致シ
マシテ、同會社ノ事業ノ國家的性質ニ鑑ミ
致シマシテハ滿鐵第十九回英貨社債四百萬
磅ヲ政府ニ肩替リテ致シマシテ、其換算額
三千九百餘萬圓ヲ以テ、舊株ノ拂込、及新
株ノ一部ノ拂込ニ充當スルノ必要ヲ認ムル
爲ニ本案ハ提出セラレタノデアリマス、其
結果ト致シマシテ、會社ノ資金調達可能額
ハ社債募集額ヲ合シマシテ、合計六億五千
餘萬圓トナリマス、此六億五千餘萬圓ガ今
後十年間ニ於キマシテ、滿鐵ガ鐵道事業竝
ニ各種滿洲ニ於ケル事業開發ノ資金トシテ
使用シ得ベキ所ノ總額デアリマス、委員會
ニ於キマスル質疑ノ詳細ハ、之ヲ遠記録ニ
讓リマシテ其重モナルモノヲ申上ゲルコト
ニ致シマス、政府ハ民間ノ株金拂込ト同時
ニ併行シテ其拂込ヲ實行スル積リガアルカ
否ヤ、之ニ對シマシテ政府ハ今日ノ財政狀
態ニ於テハ、或ハ民間ノ拂込ト併行シ難キ

事情ヲ考慮シテ、既ニ勅令ヲ以テ之ガ必要
ナル特例ヲ設ケルコトニシタト答辯シテ居
リマス、又滿洲國ニ對シテ政府ハ如何ナル
ニミヲ見マシテモ、既設鐵道ノ改良及整理
六千三百餘萬圓、羅津、築港及鐵道建設費
二千六百餘萬圓等、一億六千九百餘萬圓ヲ
要スルノ計算トナリマス、其外滿洲國ノ委
託ニ基キマシテ、建設スベキ新線、茲ニ鐵
道以外ノ重要產業ノ開發ニ關シマシテ、更
ニ一層ノ巨額ノ資金ヲ要スル次第アリマ
ス、御承知ノ通りニ滿鐵會社ハ創立當時ノ
資本ハ二億圓デアリマシタガ、大正九年、
歐洲大戰後ノ經濟狀態ニ應ズル爲ニ、之ヲ
四億四千萬圓ニ増資イタシマシタ、今回滿
洲ニ於キマスル新事態ニ適應ズル爲ニ新タニ
三億六千萬圓ヲ増資シテ、資本總額八億萬
圓トスルノ必要ヲ認ムルニ至ラタノデアリ
マス、而シテ同會社創立以來ノ方針ト致シ
マシテ、同會社ノ事業ノ國家的性質ニ鑑ミ
致シマシテハ滿鐵第十九回英貨社債四百萬
磅ヲ政府ニ肩替リテ致シマシテ、其換算額
三千九百餘萬圓ヲ以テ、舊株ノ拂込、及新
株ノ一部ノ拂込ニ充當スルノ必要ヲ認ムル
爲ニ本案ハ提出セラレタノデアリマス、其
結果ト致シマシテ、會社ノ資金調達可能額
ハ社債募集額ヲ合シマシテ、合計六億五千
餘萬圓トナリマス、此六億五千餘萬圓ガ今
後十年間ニ於キマシテ、滿鐵ガ鐵道事業竝
ニ各種滿洲ニ於ケル事業開發ノ資金トシテ
使用シ得ベキ所ノ總額デアリマス、委員會
ニ於キマスル質疑ノ詳細ハ、之ヲ遠記録ニ
讓リマシテ其重モナルモノヲ申上ゲルコト
ニ致シマス、政府ハ民間ノ株金拂込ト同時
ニ併行シテ其拂込ヲ實行スル積リガアルカ
否ヤ、之ニ對シマシテ政府ハ今日ノ財政狀
態ニ於テハ、或ハ民間ノ拂込ト併行シ難キ

事情ヲ考慮シテ、既ニ勅令ヲ以テ之ガ必要
ナル特例ヲ設ケルコトニシタト答辯シテ居
リマス、又滿洲國ニ對シテ政府ハ如何ナル
ニミヲ見マシテモ、既設鐵道ノ改良及整理
六千三百餘萬圓、羅津、築港及鐵道建設費
二千六百餘萬圓等、一億六千九百餘萬圓ヲ
要スルノ計算トナリマス、其外滿洲國ノ委
託ニ基キマシテ、建設スベキ新線、茲ニ鐵
道以外ノ重要產業ノ開發ニ關シマシテ、更
ニ一層ノ巨額ノ資金ヲ要スル次第アリマ
ス、御承知ノ通りニ滿鐵會社ハ創立當時ノ
資本ハ二億圓デアリマシタガ、大正九年、
歐洲大戰後ノ經濟狀態ニ應ズル爲ニ、之ヲ
四億四千萬圓ニ増資イタシマシタ、今回滿
洲ニ於キマスル新事態ニ適應ズル爲ニ新タニ
三億六千萬圓ヲ増資シテ、資本總額八億萬
圓トスルノ必要ヲ認ムルニ至ラタノデアリ
マス、而シテ同會社創立以來ノ方針ト致シ
マシテ、同會社ノ事業ノ國家的性質ニ鑑ミ
致シマシテハ滿鐵第十九回英貨社債四百萬
磅ヲ政府ニ肩替リテ致シマシテ、其換算額
三千九百餘萬圓ヲ以テ、舊株ノ拂込、及新
株ノ一部ノ拂込ニ充當スルノ必要ヲ認ムル
爲ニ本案ハ提出セラレタノデアリマス、其
結果ト致シマシテ、會社ノ資金調達可能額
ハ社債募集額ヲ合シマシテ、合計六億五千
餘萬圓トナリマス、此六億五千餘萬圓ガ今
後十年間ニ於キマシテ、滿鐵ガ鐵道事業竝
ニ各種滿洲ニ於ケル事業開發ノ資金トシテ
使用シ得ベキ所ノ總額デアリマス、委員會
ニ於キマスル質疑ノ詳細ハ、之ヲ遠記録ニ
讓リマシテ其重モナルモノヲ申上ゲルコト
ニ致シマス、政府ハ民間ノ株金拂込ト同時
ニ併行シテ其拂込ヲ實行スル積リガアルカ
否ヤ、之ニ對シマシテ政府ハ今日ノ財政狀
態ニ於テハ、或ハ民間ノ拂込ト併行シ難キ

ノ取扱等ニ付テ放漫ニ流ルコトナキヲ期シ、兎角風聞ヲ惹起セザルヤウ、又所謂黨弊ナリ或ハ今日ノ時勢ニ於ケル通弊ニ陥ラザルヤウ、豫メ指導監督スルノ方法ヲ樹立シテ、業務遂行上遺憾ナク、又如上ノ重大使命ヲ遺憾ナク達成スルヤウ、期セラレタイト云フ意味ヲ以チマシテ、本案ニ賛成スルモノデアルト、右ニ付キ希望決議ヲ添フル旨ヲ述べラレテ居リマス、又他ノ委員ハ本案ノ趣旨ハ祕密會等ニ於テ明瞭ニナフタガ、本モ完全ナル案トハ申上げ兼ネマスガ、唯現在ノ満洲ノ事態ニ即シテ當利此案位ノ所ガ最モ當ラ得タルモノト存ジマスカラ、本案ニ賛成ヲ表シ、且ツ希望決議ニ付テモ全然賛成スル旨ヲ述べラレテ居リマス、更ニ他ノ委員ハ満鐵ノ過去ニ於キマシテハ相當缺陷ガアタ、ソレ故ニ夙ニ改革ノ必要ガアツタノデアルガ、況ヤ今回ノ増資ニ際シテハ過去ノ弊害ヲ矯正スペク完全ナル機關ヲ立ツルコトハ最モ必要デアル、然ルニ今大臣ノ説明ニ依レバ過去ノ命令ニ於テ足ラザル所ガアレバ、新ニ完全ナル命令ヲ出ス積リデアル、又其組織ニ付テモ現在ノ組織ヲ改革シ十分ナ監督整理ノ出來ル機構ニ爲スノ御話ガアリマシタ、此政府ノ言明ヲ信賴シテ本案ノ通過ヲ希望スル旨ヲテラレマシタ、又他ノ委員ヨリハ、政府ニ於テハ單ニ今回ノ満鐵増資ニ依テ、満洲國ノ經濟建設ノ援助ヲ爲スト云フコトヲ以テ全部トルコトナク、有ユル方法ニ依テ滿洲國ノ財的援助ヲ努メラレタシトノ希望ヲ述べテ、本案ニ對シテ賛成ヲセラレテ居リマス、斯ノ如ク意見ノ交換ガアリマシテ採決ニ入りマシタ、採決ニ入りマシテ本案ハ全會一致ヲ以テ全部原案通り可決セラレ、次イデ希望決議ヲ可決セラレマシタ、希望決議ヲ申上ゲマス

ハ一面同社ニ對シ煩瑣ノ手續ヲ省キ當事者ヲシテ機宜ノ措置ヲ執ルヲ得セシムルト共ニ他面其業務ノ放漫ニ流ルヲ防ク様公正ナル指導監督ノ方法ヲ樹立シ以テ萬遺憾ナキヲ期ヘシ
之ヲ以テ委員會ノ報告ヲ終リマス

正ニ大阪トシテ日本カラモ何カ輸出ナサラ
ネバナラヌ、唯向フカラ發達スルカラト云
ウテ、產物ヲ御貰ヒナサルノミデハ日本ハ
金ガ無クナル、斯ウ云フコトニナリマセウ、
ドウシテモ物ヲ出サネバナラヌ、何ヲ出ス
ベキカト云フヤウナコトガ、第一ニ決セラ
ベリ、

ヤ、イマダニ是ガマダ極マラヌ、斯ウ云フ
コトモ情ケナイ、從ヒマシテ石炭乾餉ト云
フヤウナコトノ御試験ガ御現ハレニカラナ
ケレバナラヌ、ソレハスルト仰シヤルカモ
知レマセヌケレドモ、日本ハ一番重要ナノモ
ハ豊筑ノ炭鑛ヲ活カスト云フコトデアリマ
ス

○議長(公爵徳川家達君) 土方君ハドウ云
フコトデアリマスカ
○土方寧君 簡單デアリマスカラ此席デ質問ヲ致シタイト思ヒマス
○議長(公爵徳川家達君) 質問ノ通告ガアリマスカラ、通告ガ濟ミマシタラバ其時ニ願ビマセウ、是ニハ菊池男爵ヨリ質疑ノ通告ガゴザイマス菊池男爵ニ發言ヲ許シマス
(男爵菊池武夫君演壇ニ登ル)
○男爵菊池武夫君 本員ハ先般ノ質問ニ續キマシテ委員會ヲ耳聽イタシマシタ、要スルニ政府ノ本案ニ對スル十年計畫ト云フヤウナモノノ根本ガ、確立シテ居ラナイト私ハ感ジマシタノデアリマス、現ニ我ミ共ガ考へマシテ、若シ滿洲ノロ滿關係ニ於キマシテ、十年計畫ヲ以テ交通、産業、サウ云フコトヲ完全ニ樹立サレルト云フナラバ、今日カラ其總テノ緒ガ見エテ居ラネバナラヌト思ヒマス
(副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ダ)
サウシテ、ドレヲ先ニシドレヲ後ニシ、何レヲ急ギ何レヲ緩ウスルト云フヤウナコトガハツキリ見エテ居ラヌベ本當ノ計畫ト申サレヌ、僅カ五百萬圓デ十年計畫ト云フ風ニヤラレルト云フヤウナコトハドウモヲカシイ、本當ノ是ハ策ガ樹立シテ居ラヌノニアル、斯ウ云フ風ニ考ヘラレルノデアリマス、現ニ私共ハ將來ノ日滿ト云フモノガ「ツノノト考ヘルノデアリマス、斯様ナ風ニ考ヘマスルト、圖滿江口ノ經營ト云フモノハ、ニ譬フベク、大連ヲ以テ長崎ト見ルベキモノ、斯ナラバ、圖滿江口附近ヲ以テ日本ノ大阪

レナケレハナテニ問題デアルソレハ我ニ
素人ガ考ヘマシテモ、漁業ノ如キハ日本
人トシテハ根本的ニ重要ナ事柄ノ輸出ノ一
ツダト思フ、ソレデスカラアノ江口ニ明ニ
大漁港、中央漁港トモ名ヅケテ宜シニヤ
ウナモノノ設計ガ見エネバナラヌ、是モド
ウモハッキリ出テ居リマセヌ、ソレカラ
先達モ申上ゲマシタヤウニ飛行機寫眞モ
何モ御撮リニナラヌノデアリマスカラ、結
局「チャビ」鑑ノ金鑄ト云フヤウナ名高イモ
ノモ、イマダニハッキリシタコトハ御分リ
ニナラヌノデアリマス、サウシテ産業トカ
工業トカ仰セラレテ片腹痛ク存ジマス、私
ノ承ハル所デハアレハ露西亞人ガ發見シタ
モノデアリマシテ、アレガ砂金デナクテ本
當ノ鑛脈、デアリマス、七ツアルト聞イテ居
リマスガ、兎ニ角飛行機ノ上カラ本當ニ撮
影ナサッテ、技師ガ行フテ沿岸ヲ御歩キナサ
タナラバ宜イ、ドレダケアルカト云フコト
ハハキリスルノデアル、飛行機カラ露頭ガ
見エヌナラ見エヌデ宜シイ、探索ノ方法ガ
新ニ立ツ、派遣隊ト云フヤウナモノノ新ニ
オヤリニナル方法、其編成組織ト云フヤウ
ナモノガ、モウ座敷デ極マル譯デアリマ
ス、斯様ナ風ニ何等探査セズシチ置イテ、
サウシテ其夢ノ如キ案ヲ述フテ、十年計畫ト
云フヤウナ風ニ仰シタルコトガ、如何ニモ
私ハ不思議ニ存ズルノデアリマス、石炭液
化ト云フヤウナコトモアルヤウデアリマス
ガ、之ヲ直ニ水素添加ト云フヤウナコトデ
ガ、而モ高價ナル水素ノ添加ヲセネバナラヌ、
徳山デ御試験中ヤニ承ヘルノデアリマス
ガ、經濟的、所謂工業化シテ價值アリヤ否

シマシタナラバ、經濟的ニ九州ノ炭鑛ヲ活カス工風ガアラムカト、貧弱ナガラ二三年ノ間浚頭イタシタノデゴザイマス、九州ノ炭鑛ト云フモノハ粗惡ナ炭鑛デ炭層ガ小サニ、從テ褐炭モ石炭モ諸共ニ掘リテ、サウシテ之ヲ油ニ化シテ行ク、或ハ良イ石炭カラ「コールライト」ヲ取テ宜シイ、其外「ケミカル」ニ幾ラモ出ルコトハモウ御承知ノ通リデアル、サウ致シマシタナラバ、炭鑛ハ九州炭ハ單リ炭鑛ノ價值ノミノ問題デハアリマセヌ、アスコノ坑夫ハ農ト半分ノ者ガ澤山アリマス、從テ土地ニ固定シテ「ボーテンステンディヒ」トデモ申スペキモノデアリマス、之ヲナカノ満洲ニ急ニ御移シニナルノ何ノト言フノハ、ソレハ口バカリデ、決シテ容易ニ移ルベキ素質ヲ持テ居ラヌノデアリマス、又林業家ガ澤山ゴザイマス、此松ト云フモノハ皆坑木ニ充ツルモノデアル、從ヒマシテ九州ノ林業家ト云フモノハ皆反對デアル、此處ラニドウシテモ根本的ニ日滿ノ關係ト云フモノガ考慮セラレテ、計畫ガ立テ居ラナケレバ、六億何千萬ト云フヤウナ、私ハ生レテカラ既メテ承ルヤウナ大キナ金ガ何ニナル、急ニ御出シニナルノデハゴザイマスマイ、追フテ逐次御變更ニナル御心ラシイノデスガ、ソコラガドウモ頗ル賴リナイモノデアル、マア其他「マグネサイト」ト云フヤウナコトニ致シマシテモ、是ハ陸軍關係ガゴザイマシテ、陸軍デハ私ハ今ノ所穢安ガ出来レバ御満足デナカラウカ、「マグネサイト」ヤ「アルミナ」ト云フヤウナモノハナカノ満鐵ナドデ引合ハヌモノヲ急ニヤル氣遣ヒハゴザイ

マセヌ、ロバカリグラウト思フノデス、實際又朝鮮ニモゴザイマス、是ハ硫苦土ガ違フノデアリマス、一方ハ結晶デアルトカ、一方ハサウデナイトカ云々テ、ナカノ是ハムヅカシイ問題デアリマシテ、私ハ能ク存ジマセヌケレドモ、ドチラガ廉ク出来ルノヤラ、又全量ガ幾許アルノデアルノヤラス、斯ウ云フコトナドモドウシテモ何等力試験ヲシテ、都合ノヨイモノハ民間ニヤル頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンダト仰シヤニテ居ルカラ、サウ云フ風ナコトノ金使ヒガモウ現ハレテ來ナケレバナラス、デ私ハ今度ノ政府ノ御計畫ニ關スル露頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンテージ」ノ惡イ露頭ガ現ハレテ居ル、故ニ此計畫ハイカナイト申スノデアリマス、又金ノコトガ一番重大デ、日滿ガ本當ニ兄弟ナラバ、金ガ達ラテ居ルト云フコトハナイ、金カ銀カドチラカニナサラナケレバナラヌ、貨幣ノ統一ト云フコトガ現ハレテ居ラナイ、サウ云フ譯デアリマスカラ、政府自カラガ御踏出シニナラナケバナラヌト豫テカラ申シテ居タノデスガ、貧窮ナコトデゴザイマス、日本内地ノ方デハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリハ爲替ハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリニナル、今日十八億ノ金ガ出タト私ハ承テ居リマスガ、斯ウ云フ風デゴザンスシ、是ハ逃モコンナ偽善的ナ計畫デハ到底本當ノ日滿ノ計畫ト云フモノハ出テ來ナカラウト思フ、滿鐵ノ又賴ムベカラザルコトハ、先達モ兩端ヲ舉ゲテ置キマシタ、ソレハマアタト承テ居リマス、其他ニ機密費ト云フヤ滿鐵デ一番臭イノハ駐備費ト云フ金デアリマス、何百萬圓今度御組ミニナリマシタカ、先達ハ又特ニ小サイ駐備費ヲ御組ミニナタト承テ居リマス、其ニ機密費ト云フヤウナモノモアル、ココラニ蟲ガ附キマシテ、從來政黨屋ガ喰ヒ付イタリ、色ニナ所ニ参リマス、今度アタリデモ此重大ナ問題ガ新聞ノ種ニツモナラヌデヤゴザイマセヌカ、私ハ此邊ガ臭イト思フ、新聞ニ議論ニナラズ、エライ問題ニナラナイ、ソレハ金持ニハ敵ヒマセヌ、由來關東長官ナドガ

滿鐵ヲ監督スル、迎モ出來ルコトデハナル、ソレハ出來ルモノデナ、我儘放題ノ有様デス、實際駐備費ナント云フモノハ餘ト云フコトハナ、斯ウ云フコトナドモドウシテモ何等力試験ヲシテ、都合ノヨイモノハ民間ニヤル頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンダト仰シヤニテ居ルカラ、サウ云フ風ナコトノ金使ヒガモウ現ハレテ來ナケレバナラス、デ私ハ今度ノ政府ノ御計畫ニ關スル露頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンテージ」ノ惡イ露頭ガ現ハレテ居ル、故ニ此計畫ハイカナイト申スノデアリマス、又金ノコトガ一番重大デ、日滿ガ本當ニ兄弟ナラバ、金ガ達ラテ居ルト云フコトハナイ、金カ銀カドチラカニナサラナケレバナラヌ、貨幣ノ統一ト云フコトガ現ハレテ居ラナイ、サウ云フ譯デアリマスカラ、政府自カラガ御踏出シニナラナケバナラヌト豫テカラ申シテ居タノデスガ、貧窮ナコトデゴザイマス、日本内地ノ方デハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリハ爲替ハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリニナル、今日十八億ノ金ガ出タト私ハ承テ居リマスガ、斯ウ云フ風デゴザンスシ、是ハ逃モコンナ偽善的ナ計畫デハ到底本當ノ日滿ノ計畫ト云フモノハ出テ來ナカラウト思フ、滿鐵ノ又賴ムベカラザルコトハ、先達モ兩端ヲ舉ゲテ置キマシタ、ソレハマアタト承テ居リマス、其他ニ機密費ト云フヤウナモノモアル、ココラニ蟲ガ附キマシテ、從來政黨屋ガ喰ヒ付イタリ、色ニナ所ニ参リマス、今度アタリデモ此重大ナ問題ガ新聞ノ種ニツモナラヌデヤゴザイマセヌカ、私ハ此邊ガ臭イト思フ、新聞ニ議論ニナラズ、エライ問題ニナラナイ、ソレハ金持ニハ敵ヒマセヌ、由來關東長官ナドガ

滿鐵ヲ監督スル、迎モ出來ルコトデハナル、ソレハ出來ルモノデナ、我儘放題ノ有様デス、實際駐備費ナント云フモノハ餘ト云フコトハナ、斯ウ云フコトナドモドウシテモ何等力試験ヲシテ、都合ノヨイモノハ民間ニヤル頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンダト仰シヤニテ居ルカラ、サウ云フ風ナコトノ金使ヒガモウ現ハレテ來ナケレバナラス、デ私ハ今度ノ政府ノ御計畫ニ關スル露頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンテージ」ノ惡イ露頭ガ現ハレテ居ル、故ニ此計畫ハイカナイト申スノデアリマス、又金ノコトガ一番重大デ、日滿ガ本當ニ兄弟ナラバ、金ガ達ラテ居ルト云フコトハナイ、金カ銀カドチラカニナサラナケレバナラヌ、貨幣ノ統一ト云フコトガ現ハレテ居ラナイ、サウ云フ譯デアリマスカラ、政府自カラガ御踏出シニナラナケバナラヌト豫テカラ申シテ居タノデスガ、貧窮ナコトデゴザイマス、日本内地ノ方デハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリハ爲替ハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリニナル、今日十八億ノ金ガ出タト私ハ承テ居リマスガ、斯ウ云フ風デゴザンスシ、是ハ逃モコンナ偽善的ナ計畫デハ到底本當ノ日滿ノ計畫ト云フモノハ出テ來ナカラウト思フ、滿鐵ノ又賴ムベカラザルコトハ、先達モ兩端ヲ舉ゲテ置キマシタ、ソレハマアタト承テ居リマス、其他ニ機密費ト云フヤウナモノモアル、ココラニ蟲ガ附キマシテ、從來政黨屋ガ喰ヒ付イタリ、色ニナ所ニ参リマス、今度アタリデモ此重大ナ問題ガ新聞ノ種ニツモナラヌデヤゴザイマセヌカ、私ハ此邊ガ臭イト思フ、新聞ニ議論ニナラズ、エライ問題ニナラナイ、ソレハ金持ニハ敵ヒマセヌ、由來關東長官ナドガ

滿鐵ヲ監督スル、迎モ出來ルコトデハナル、ソレハ出來ルモノデナ、我儘放題ノ有様デス、實際駐備費ナント云フモノハ餘ト云フコトハナ、斯ウ云フコトナドモドウシテモ何等力試験ヲシテ、都合ノヨイモノハ民間ニヤル頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンダト仰シヤニテ居ルカラ、サウ云フ風ナコトノ金使ヒガモウ現ハレテ來ナケレバナラス、デ私ハ今度ノ政府ノ御計畫ニ關スル露頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンテージ」ノ惡イ露頭ガ現ハレテ居ル、故ニ此計畫ハイカナイト申スノデアリマス、又金ノコトガ一番重大デ、日滿ガ本當ニ兄弟ナラバ、金ガ達ラテ居ルト云フコトハナイ、金カ銀カドチラカニナサラナケレバナラヌ、貨幣ノ統一ト云フコトガ現ハレテ居ラナイ、サウ云フ譯デアリマスカラ、政府自カラガ御踏出シニナラナケバナラヌト豫テカラ申シテ居タノデスガ、貧窮ナコトデゴザイマス、日本内地ノ方デハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリハ爲替ハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリニナル、今日十八億ノ金ガ出タト私ハ承テ居リマスガ、斯ウ云フ風デゴザンスシ、是ハ逃モコンナ偽善的ナ計畫デハ到底本當ノ日滿ノ計畫ト云フモノハ出テ來ナカラウト思フ、滿鐵ノ又賴ムベカラザルコトハ、先達モ兩端ヲ舉ゲテ置キマシタ、ソレハマアタト承テ居リマス、其他ニ機密費ト云フヤウナモノモアル、ココラニ蟲ガ附キマシテ、從來政黨屋ガ喰ヒ付イタリ、色ニナ所ニ参リマス、今度アタリデモ此重大ナ問題ガ新聞ノ種ニツモナラヌデヤゴザイマセヌカ、私ハ此邊ガ臭イト思フ、新聞ニ議論ニナラズ、エライ問題ニナラナイ、ソレハ金持ニハ敵ヒマセヌ、由來關東長官ナドガ

ニナフテモ、國ノ基本ガ確デアルト言ヘバ安イデハゴザイマセヌカ、何度デモ御召集ニジテ罷り出マス、チトモ我々心配ハナイ、今日急イデ此案ヲ決メナケレバナラヌト云フコトハナ、此前ノ大キナ農村案デスカ、アア云フモノデモ急ニ御決メニナル

滿鐵ヲ監督スル、迎モ出來ルコトデハナル、ソレハ出來ルモノデナ、我儘放題ノ有様デス、實際駐備費ナント云フモノハ餘ト云フコトハナ、斯ウ云フコトナドモドウシテモ何等力試験ヲシテ、都合ノヨイモノハ民間ニヤル頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンダト仰シヤニテ居ルカラ、サウ云フ風ナコトノ金使ヒガモウ現ハレテ來ナケレバナラス、デ私ハ今度ノ政府ノ御計畫ニ關スル露頭ヲ見マスルト云フト、頗ル「バーセンテージ」ノ惡イ露頭ガ現ハレテ居ル、故ニ此計畫ハイカナイト申スノデアリマス、又金ノコトガ一番重大デ、日滿ガ本當ニ兄弟ナラバ、金ガ達ラテ居ルト云フコトハナイ、金カ銀カドチラカニナサラナケレバナラヌ、貨幣ノ統一ト云フコトガ現ハレテ居ラナイ、サウ云フ譯デアリマスカラ、政府自カラガ御踏出シニナラナケバナラヌト豫テカラ申シテ居タノデスガ、貧窮ナコトデゴザイマス、日本内地ノ方デハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリハ爲替ハ逃ゲレヨガシニ何時マデモ御ヤリニナル、今日十八億ノ金ガ出タト私ハ承テ居リマスガ、斯ウ云フ風デゴザンスシ、是ハ逃モコンナ偽善的ナ計畫デハ到底本當ノ日滿ノ計畫ト云フモノハ出テ來ナカラウト思フ、滿鐵ノ又賴ムベカラザルコトハ、先達モ兩端ヲ舉ゲテ置キマシタ、ソレハマアタト承テ居リマス、其他ニ機密費ト云フヤウナモノモアル、ココラニ蟲ガ附キマシテ、從來政黨屋ガ喰ヒ付イタリ、色ニナ所ニ参リマス、今度アタリデモ此重大ナ問題ガ新聞ノ種ニツモナラヌデヤゴザイマセヌカ、私ハ此邊ガ臭イト思フ、新聞ニ議論ニナラズ、エライ問題ニナラナイ、ソレハ金持ニハ敵ヒマセヌ、由來關東長官ナドガ

經濟問題、又ハ滿洲直接若クハ内地直接ノ事業ト云フモノモ、國防上固ヨリ歡迎スル所デアリマスノ、從ヒマシテモ最モ歡迎スル所デアルノデアリマス、從ヒマシテ居リマスルマシテ滿洲ガ今日計畫ヲ致シテ居リマスルコトハ私共トシテ敢テ歡迎ハ致シテ居リマスルノ關係竝ニ技術其他ノ關係ニ於テ十年計畫セヌ、若シ出來得マスルナラバ二年デモ、一年デモ速ニ是等ノ點ガ實現セラレムコトヲ希望スルノデアリマスルガ、是等ハ資金ノ關係竝ニ技術其他ノ關係ニ於テ十年計畫セラレタコトデアリマシテ、此時勢ノ變化ニ應ジテハ或ハ満鐵ノ方面ニ於テモ此事業ヲ繰上ゲテヤツテ戴クコトニナルグラウト思フノデアリマスルガ、斯ウ云フ點ニ於テ陸軍關係ト致シマシテハ今日ノ資金、寧ロヨリ多クノ資金ヲ以チマシテ、速ニ滿洲ノ方面ニ於ケル所ノ總テノ開發ナリ、交通ノ施設ナリ、通信ノ施設ナリ、是等ヲヤツテ戴カムコトヲ切望イタシテ居ルノデアリマス、現ニ今回ノ熱河ノ平定其ハ治安ノ恢復ニ伴ヒマシテ、爲スベキ仕事が多々アルヤウデアリマシテ、満鐵方面ニ於テハ是等ニ付テ寧ロヨリ多クノ資金ヲ考ヘルヤウニナルノデハナイカト考ヘル位デアリマス、陸軍ニ關スル限りニ於キマシテハ今回ノ満鐵ノ増資ハ、一刻モ早ク之ヲ實施ヲ致スヤウニト云フコトヲ希望イタスノデアリマシテ、鐵道ト疏安ダケヲ以テ満足スル譯ニハ行カヌノデアリマスル、ドウソ御了承ヲ願ヒタイ

マス、併ナガラ満鐵ニ於キマシテハ交通事業モ、其他ノ事業モ總テ順序ヲ立てテ之ヲ行フ方針ニナッテ居リマス、現ニ鐵道ニ關シマシテモ、國防上且ソ産業上最モ重要ト思ヒマスル部分カラ事業ヲ始メマシテ、次第ニ其他ノ部分ニ移ルヤウニ計畫ヲ立テ居リマス、又只今菊池男爵ハ、陸軍トシテハ鐵道ト疏安トアレバ満足スルデアラウト御話ニナリマシタ程、國防上カラ申セバ鐵道ト疏安トガ重大ナ意義ヲ有シテ居ルノデアリマセウ、其菊池男爵ガ特ニ重要デアルト御述ベニナリマシタ鐵道ト疏安トハ、此度ノ增資ニ伴テ最初ニ著手スル事業デゴザイマス、サウ云フヤウニ總テ順序ヲ立テテ十年ノ計畫ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、又金鑛、森林等ニ付テハ、基礎調査ガ出來テ居ナイデハナイカト云フ御言葉デゴザイマシタガ、此金鑛ニシテモ森林ニシテモ、基礎調査ノ必要デアルコトハ全ク御同感デゴザイマス、併ナガラ最近マデハ御承知ノ通り匪賊ガ横行シテ居リマシテ、十分ニ其調査ヲ進ムベク既ニ準備モ出來テ居ルノデアリマシテ、其匪賊ノ危險ガ次第ニ薄ラグニ從ヒマシテ、日本ノ方デハ滿洲國トモ了解ヲ遂ゲマシテ、是等ノ必要ナル基礎調査ヲ進ムベク既ニ準備モ出來テ居ルノデ研究サセテ居ルノデアリマスルガ、是ガ豫期ノ如ク廉價ニ生産スル見込ガ立タナイノデ、其生産ノ方法ニ付テ今一層ノ研究ヲ遂げ得タナラバ、之ヲ現實ノ事業ニ移シタイ研究サセテ居ルノデアリマスルガ、是ガ豫期ノ如ク廉價ニ生産スル見込ガ立タナイノデ、其生産ノ方法ニ付テ今一層ノ研究ヲ遂げ得タナラバ、之ヲ現實ノ事業ニ移シタイデアルカラ、サウ云フ研究モ遲レルノダト云フ、ソコマデ突込ンデノ御質問デアレバ、ソレハ如何ニモ同感デアリマシテ、尙ホ一層其化學的ノ知識ノ進歩ニハ、御互ニ協力

シ於テ、滿洲ニ莫大ナル金ヲ投ズルガ、日本カラハ何モ輸出ハシナインデハナイカ、唯先方ニ金ヲ投ズルダケデヘ、ナイト云フヤウナ御非難モザイマシタガ、兎ニ角從來ノヤウナ誠ニ不完全ナル狀態ニ於キマシテモ、日滿兩國ノ間ニハ相當ニ貿易ハ著シイ进步ヲシテ居リマシテ、日露戰爭後、御承知ノ通り約二十倍ノ貿易ノ增加ヲ見テ居ルノデアリマスルガ、今後滿洲ニ對シテ莫大ナル資本ガ投ゼラレ、富源ガ開發サレ、滿洲國ノ購買力ガ増加シタマスレバ、内地カラ滿洲ニ對スル輸出貿易モ亦益、盛大ニナルコトハ必然デアルト考ヘテ居リマス、デ大體ニ於テ決シテ漠然ト計畫ヲ立テテ、貴重ナル國民ノ膏血トモ申スペキ莫大ナル金額ヲ、無意味ニ満洲ノ野ニ投ズルガ如キ輕率ナルコトハ致サナイ積リデアリマシテ、其用途ニ付キマシテハ國家百年ノ大計ノ上カラ考慮イタシマシテ過チナキヨ期シテ居ル次第デアリマス、ソレカラ第二ノ、満鐵ノ過去ニ於テ種々ナル非難ガアツタガ、之ヲ監督シテ國家の使命ヲ全ウセシムルト云フコトハ、是ハ事實、言ウテモ中々行ハレナリ、金ノ無イ者ガ金ガアル者ヲ監督スルナドト云フコトハ出來ナイ、ト云フ御言葉デアリマシタケレドモ、私ハ日本國民ガ左程ニ黃金萬能デアルトハ思ヒマセヌ、假令金ヲ持テ居ラナクテモ、金ヲ持テ居ル者ヲ十分ニ監督ラシ、國家ノ爲ニ過チナカラシムルダケノ精神ハ、日本國民ハ持テ居ルコトト思ヒマス、満鐵ノ單ナル營利ダケノ點カラ考ヘレバ、或ハ起サナイ方ガ宜イ仕事ガアルカモ知レマセヌ、採算ノ上ダケカラ考ヘレバ差控ヘタ方ガ利益ナ仕事ガアルカモ知レナイ、併シ其採算ヲ超越シ、營利ノ考ヲ棄テテモ、尙ホ國家ノ爲ニ必要ナル事業ヲ計畫サセテ居リマスノハ、明カリモ持タナイ者デモ、國家ノ爲ニハ、金ヲ持テ居ルヲ抑ヘ得ル證據デアリマス、私ハ日本國民ハ

金ダケデ支配サレルヤウナモノデアルト云
フ程、日本國民ヲ輕ンズルコトハ出來マセ
ス、君國ノ爲ニハ、金ヲ持タナクテモ、立
派ニ金ヲ持テ居ル者ヲ支配シテ行ク激渾
タル精神ヲ持テ居ルト思ヒマス、此點ハ御
安心ヲ願ヒタイト思ヒマス

○男爵菊池武夫君 只今拓務大臣カラ色々
御答辯ガアリシタガ、私ハ國民ガ全部金
デバカリ動クトモ申上ゲマセヌガ、特ニ御
役人様ヤ政黨屋サント云フ人ノコトヲ私ハ
申上ゲテ居ルノデアリマス

〔議長公爵徳川家達君議長席ニ復ス〕
ソレカラ既ニ此問題ニ付テ久シキ前カラ考
慮シテ居リマシタコトヲ、此前申上ゲタヤウ
ナ譯デアリマスガ、モチット懇ロナ研究ノ
方法モアルダウト思ヒマス、次ニ今日此
會期切迫ノ折ニ於テ、辛ウジテ二三十分ノ
餘裕ヲ以テ唯胸中ノ不平ヲ現ハス位ノコト
デ終ツテ、是方可決サレルト云フコトヲ私ハ
悲觀スルノデアリマス、ソレカラ先キノ水
素添加ノ問題デアリマス、此水素添加ナン
ト云フモノハ引合ハヌカラ、低溫乾縮ニナ
サル、其低溫乾縮ノ方法ノ費用ガ一向豫算
ニ見エナイヂヤナイカ、斯ウ云フノガ質問
デスガ、モウ強ヒテ承ハラヌデモ宜シウゴ
ザイマス

○伯爵兒玉秀雄君 菊池男爵ノ御質問ニ對
シマシテ、委員長ト致シマシテ一言申シテ
置キタイト思ツテ居リマスガ……

○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマ
ス

〔伯爵兒玉秀雄君演壇ニ登ル〕

○伯爵兒玉秀雄君 菊池男爵ノ御質問ニ對
ガ、委員長ト致シマシテ特別委員會ノ經過
ヲ御報告申上ゲマシタノテ、大體特別委員
會ノ空氣ハ御了解下サタコトト、私ハ信
ジテ居クノデアリマス、委員會ニ於キマシ
テモ、過去ノ満鐵ニ對シマシテハ、菊池男爵
ト憂ラ同ジクシテ居ラタ點ガ少ナクナイノ
デアリマス、此點ニ付キマシテハ、只今私

ガ御報告中上、ダメシタ質疑應答並ニ意見ノ
陳述ニ於テ、明カニ菊池男爵モ御了解下サ
ルコトト私ハ信ジテ居リマス、而シテ政
ハ、満鐵ニ對シマシテ將來公正ナル所
監督モシ、且又此増資ニ付シ、シマシテ其費途
ヲ誤ラナイトニコトニ付シ、誠意アル所
ノ説明モシ、又組織ニ對シマシテモ出來ル
ハケ研究ヲシテ時通ニ應ズルヤウニト致シ
テ居リマスノミナラズ、命令書モ必要ガア
レバ之ヲ時代ニ適應スルヤウナ風ニ改メテ
宜シトイ迄説明ヲシテ居ルノアリマス、
從ヒマシテ此政府ヲ信賴イタシマシテ、本案ヲ
特別委員ハ希望決議ヲ附シマシテ、本案ヲ
賛成スベキモナリト決議シタノアリマ
ス、幸ニシテ、私ノ報告ノ足ラザル所ガア
リマスレバ、只今私ガ申上げル意味ニ於テ
十分御諒解ヲ願ヒタトイ思ヒマス
○男爵菊池武夫君 只今ノ仰セノ通り附帶
決議ナドヲ致サネバナラヌト云フヤウナコ
ザトガ、私ハ誠ニ情ケナイコトデアルノデゴ
ザイマス、而シテウニシテモ又法律ノ外例
ハ、ナカノ、此義ナドニ御用ニタ外例
ヲ見ヌノデゴザイマス、況シテ此頃政府ノ何
時迄續ク力分ラスト論議サレル矢先、憲政
ノ常道ヤラ、又兩政黨ノ方々ガ政權ヲ御龍
斷ナサル暁ニハ、無カシヲカシナコトニ
ズ、唯私ノ憤慨デゴザイマスカラ、惡カラ
ズ御諒承ヲ願ヒタイ

○議長（公爵徳川家達君）第二讀會ノ決議
通り子爵西大路吉光君直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレントヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君賛成

○議長（公爵徳川家達君）御異議ナイト認
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナント呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君）御異議ナイト認
メマス

○議長（公爵徳川家達君）直ニ本案ノ第二讀會
ヲ開カレントヲ希望イタシマス

〔子爵清岡長言君賛成〕

○議長（公爵徳川家達君）西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナント呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君）御異議ナイト認
メマス

○議長（公爵徳川家達君）直ニ本案ノ第二讀會
ヲ開キマス

〔原案ニ御異存ゴザイマセヌカ〕

○議長（公爵徳川家達君）御異議ナイト認
メマス

○議長（公爵徳川家達君）直ニ本案ノ第二讀會
ヲ開カレントヲ希望イタシマス

〔子爵清岡長言君賛成〕

○議長（公爵徳川家達君）西大路子爵ノ動
議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナント呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君）御異議ナイト認
メマス

○議長（公爵徳川家達君）此際日程追加ニ
ヨリ送付セラレマンシタ産師法案、住宅組合
法中改正法律案、住宅組合ニ對シ償還金給
與ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キタイト

存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
正十五年法律第五十二號中改正法律案ノ特
別委員ニ付託イタシマス、
産師法案
右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日
貴族院議長公爵徳川家達殿 秋田清
衆議院議長秋田清
第一條 産師トハ助産ヲ業ト爲ス者ヲ謂
第二條 産師タラントスル者ハ二十歳以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
一 上ノ高等女學校卒業者又ハ之ト同命令ノ規定ニ該當スル者
二 上ノ學力ヲ有スル者ニシテ内務大臣ノ指定シタル産師學校ヲ卒業シタル者
三 産師試験ニ合格シタル者
産師試験ハ内務大臣之ヲ行フ
産師試験ノ受験資格ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 聾者、啞者、盲者又ハ精神病者ニ對シテハ産師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ズ
第四條 壱胎ノ罪其ノ他産事ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ産師ノ免許ヲ爲サザルコトアルベシ
第五條 産師ハ姪婦、産婦、婦婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムベシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ズ但シ臨時應急ノ處置ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 産師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ズ
第七條 産師ハ產簿ヲ備ヘ十年間之ヲ保存スペシ

第八條 産師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スペシ
道府縣產師會ハ日本產師會ヲ設立スルコトヲ得
產師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市區產師會ヲ設立スルコトヲ得
產師會ハ法人トス
產師會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
前各項ノ外產師會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第九條 產師三條第一項ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スベシ
產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコトアルベシ其ノ免許前ニ係ル場合亦同ジ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲ス場合ハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス
第十條 第二條ノ免許ヲ受ケズシテ助產ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス業務停止中ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同ジ
ト看做ス
本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メテ假ニ產婆名簿ニ登録セラレタル者ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタルモノ
ルコトヲ得
本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行後五年内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ產師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

右本院提出案及送付候也
住宅組合法中左ノ通改正ス

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

清

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日

清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

住宅組合法中左ノ通改正ス

清

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日

清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

住宅組合法中左ノ通改正ス

清

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日

清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

住宅組合法中左ノ通改正ス

清

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日

清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

住宅組合法中左ノ通改正ス

清

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日

清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也
昭和八年三月二十五日

清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和八年三月二十五日

但シ其ノ貸付金ノ利率ハ政府カ郵便貯金ニ付スル利息ノ最高率ヲ超ユルコトヲ得ス

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

